

平成17年第4回

宿毛市議会定例会議録

平成17年12月7日開会
平成17年12月19日閉会

宿毛市議会事務局

平成17年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成17年12月7日 水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時34分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
決算特別委員長	4
質疑・討論・表決	7
○日程第4 議案第1号から議案第24号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前11時03分)	

第 2 日 (平成17年12月 8日 木曜日) 休会

第 3 日 (平成17年12月 9日 金曜日) 休会

第 4 日 (平成17年12月10日 土曜日) 休会

第 5 日 (平成17年12月11日 日曜日) 休会

第 6 日 (平成17年12月12日 月曜日)

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1

欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 中平富宏議員	1 3
市 長	1 4
教 育 長	1 7
中平富宏議員	1 7
教 育 長	1 7
教育次長兼学校教育課長	1 7
中平富宏議員	1 8
教 育 長	1 8
中平富宏議員	1 9
2 菊地 徹議員	1 9
市 長	2 1
教 育 長	2 5
菊地 徹議員	2 5
市 長	2 7
菊地 徹議員	2 8
教 育 長	3 0
菊地 徹議員	3 0
教 育 長	3 1
菊地 徹議員	3 1
3 浅木 敏議員	3 1
市 長	3 6
教 育 長	4 2
浅木 敏議員	4 4
市 長	4 6
浅木 敏議員	4 7
教 育 長	4 7
浅木 敏議員	4 8
4 沖本年男議員	4 8
市 長	5 3
教 育 長	5 7
沖本年男議員	5 8
市 長	6 0

沖本年男議員	6 1
延　　会（午後　4時03分）	

第 7日（平成17年12月13日　火曜日）	
議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
出席要求による出席者	6 3
開　　議（午前10時00分）	
○日程第1　一般質問	6 5
1　寺田公一議員	6 5
市　　長	6 7
教　　育　長	7 0
教育次長兼学校教育課長	7 1
寺田公一議員	7 1
市　　長	7 2
寺田公一議員	7 2
教　　育　長	7 3
教育次長兼学校教育課長	7 4
寺田公一議員	7 5
教　　育　長	7 6
教育次長兼学校教育課長	7 6
市　　長	7 6
寺田公一議員	7 6
教　　育　長	7 7
寺田公一議員	7 7
教育次長兼学校教育課長	7 7
教　　育　長	7 8
寺田公一議員	7 8
教育次長兼学校教育課長	7 8
寺田公一議員	7 8
2　濱田陸紀議員	7 9
市　　長	7 9
濱田陸紀議員	7 9
市　　長	8 0

濱田陸紀議員	8 1
3 宮本有二議員	8 2
市　長	8 4
教　育　長	8 9
宮本有二議員	8 9
市　長	9 4
教　育　長	9 5
宮本有二議員	9 6
市　長	9 7
教　育　長	9 8
宮本有二議員	9 8
散　会（午後　2時44分）	

第 8日（平成17年12月14日 水曜日）	
議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
事務局職員出席者	9 9
出席要求による出席者	9 9
開　議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第24号まで	1 0 1
質疑	1 0 1
1 西郷典生議員	1 0 1
企画広報課長	1 0 1
福祉事務所長	1 0 2
教育次長兼学校教育課長	1 0 2
西郷典生議員	1 0 3
2 田中徳武議員	1 0 3
商工観光課長	1 0 4
田中徳武議員	1 0 6
委員会付託省略（議案第1号から議案第8号まで）	1 0 6
委員会付託（議案第9号から議案第24号まで）	1 0 7
散　会（午前10時37分）	
請願文書表	1 0 8
陳情文書表	1 0 9
議案付託表	1 1 0

第 9 日 (平成 17 年 1 月 15 日 木曜日)	休会
-----	-----
第 10 日 (平成 17 年 1 月 16 日 金曜日)	休会
-----	-----
第 11 日 (平成 17 年 1 月 17 日 土曜日)	休会
-----	-----
第 12 日 (平成 17 年 1 月 18 日 日曜日)	休会
-----	-----
第 13 日 (平成 17 年 1 月 19 日 月曜日)	
議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 2
事務局職員出席者	1 1 2
出席要求による出席者	1 1 2
開 議 (午前 10 時 10 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 24 号まで	1 1 4
(議案第 1 号から議案第 8 号まで)	
討論・表決	1 1 4
(議案第 9 号から議案第 24 号まで)	
委員長報告	
総務常任委員長	1 1 4
教育民生常任委員長	1 1 4
産業建設常任委員長	1 1 5
質疑・討論・表決	1 1 6
○日程第 2 請願第 3 号外 1 件及び陳情第 34 号外 4 件	1 1 6
(請願第 3 号及び請願第 4 号)	
委員長報告	
産業建設常任委員長	1 1 6
質疑・討論・表決	1 1 7
(陳情第 37 号)	
委員長報告	
教育民生常任委員長	1 1 7
質疑・討論・表決	1 1 7
(陳情第 34 号及び陳情第 36 号並びに陳情第 39 号、陳情第 40 号)	
継続審査	1 1 8

○日程第3 委員会調査について.....	118
継続調査.....	118
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第4号.....	118
質疑・討論・表決.....	118
(閉会あいさつ)	
市長.....	119
閉会(午後 0時07分)	
委員会審査報告書.....	121
請願審査報告書.....	124
陳情審査報告書.....	125
閉会中の継続審査申出書.....	126
閉会中の継続調査申出書.....	128
意見書案第1号.....	132
意見書案第2号.....	133
意見書案第3号.....	134
意見書案第4号.....	136

付 錄

一般質問通告表.....	付-1
議決結果一覧表.....	付-3
議案.....	付-3
請願.....	付-6
陳情.....	付-7

平成17年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成17年12月7日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第24号まで

議案第 1号 平成17年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 5号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 6号 平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成17年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第 9号 宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第10号 脇多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び脇多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第11号 脇多広域市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について

議案第12号 高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について

議案第13号 高知西部環境施設組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について

議案第14号 高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について

議案第15号 指定管理者の指定について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 指定管理者の指定について

議案第19号 あらたに生じた土地の確認について

議案第20号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

議案第21号 市道路線の認定について

議案第22号 市道路線の認定について

議案第23号 市道路線の変更について

議案第24号 市道路線の変更について

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第24号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君 2番 中平富宏君

3番 有田都子君 4番 浦尻和伸君

5番 菊地徹君 6番 寺田公一君

7番 菱田征夫君 8番 宮本有二君

9番 濱田陸紀君 10番 沖本年男君

11番 西郷典生君 12番 岡村佳忠君

13番 佐田忠孝君 14番 田中徳武君

15番 山本幸雄君 16番 中川貢君

17番 西村六男君 18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君

次兼庶務係長 小野正二君

議事係長 岩本昌彦君

調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

収入役 中上晋助君

企画広報課長 小松宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時34分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成17年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山本幸雄君及び中川 貢君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月5日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から12月19日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月19日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣について、報告いたします。

去る11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で、11月5日愛媛県八幡浜市合併記念式典が八幡浜市で、11月15日、愛媛県大洲市合

併記念式典が大洲市で、それぞれ開催され、副議長が出席のため派遣されました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を12月8日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成17年第3回定例会において、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めるます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（田中徳武君） 決算特別委員会委員長。

平成17年第3回宿毛市議会定例会において、決算特別委員会が設置され、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の審査が終了しましたので、審査の経過概要並びに結果について報告を行います。

まず、審査方針といたしまして、平成16年度各会計の決算審査につきましては、監査委員から提出されました各会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか。財政の健全化及び財産の適正管理に十分留意されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉に寄与したかという観点から審査をし、それらが今後の予算編成に活用されたためのものとして臨みました。

委員8名の構成をもって、平成16年度宿毛

市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計を審査いたしました。

審査日程といたしましては、本年10月4日の第1回より11月28日の第9回までにわたり、日程や審査方針の決定から、審査あるいは補足審査、意見調整、表決を行ってまいりました。

審査結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計につきましては、全会一致で認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘され、今後の財政運営上、改善または検討を要するものにつきましては、決算審査報告書において記載しておりますけども、その金額、数値をもって意見を付しておりますが、計数につきましては、省かせていただき、主なものについて報告申し上げたいと存じます。

財政の概要につきましてですが、歳入総額に、金額的には前年度と余り変化はないんですけども、自主財源比率が29.35パーセントと、昨年度より1.34ポイントアップしております。非常に財政が、自主財源がふえたような状態を呈しておりますけれども、これは4.1億円の財調からの繰り入れを含むものであり、決して楽観ができるものではございません。

実質収支としては、4,500万余りの黒字ということでございますけれども、単年度ではどうなのかと見ますと、3億7,000万の赤字でございます。公債比率、起債制限比率等が若干低下しているのは、将来の財政の厳しさを踏まえて、借入を抑制した結果のよい方向であります。経常収支比率につきまして、地方交付税の減少等により、昨年度の92.1パーセントから95.0パーセントへと悪化をたどっております。このままでは、行政として新たな

取り組みができない状況になりつつあります。

三位一体改革が進行する中、地方行政はますます厳しさを増してくると思われますので、歳入の確保は言うに及ばず、さらなる経費の削減を進める中で、計画的でメリハリのある行財政運営に努められたいと存じます。

収入未済の状況につきまして、平成16年度の未収金は、過年度を含め、一般会計、特別会計、水道事業会計で7億3,000万近いものとなっております。市税、国保税や住宅新築資金等貸付金、商工使用料、市営住宅などが要因でありますが、臨戸訪問の強化等により、収納率の向上に努めるとともに、未収金の早期解消に向けて、厳正な対応を求める次第でございます。

特に、住宅新築資金等貸付金については、他の未収金と比較して、償還率が著しく低下しているのが実情であります。さらなる徴収対策を求めるものであります。

一般会計の中で、2点ぐらいにおいて触れさせていただいております。

まず、大型共同作業所につきましては、本年1月には、本市に3カ所ある大型共同作業所のうち、ただ1つ稼動しておりましたオダウイングが倒産し、本市の市内の共同作業所は、すべて閉鎖状態になりました。今後は、地域の雇用を確保するため、アパレル産業に限定することなく、関係機関と連携を深める中で、早急に企業誘致を含めた施設の利活用に取り組まれたい。また、過年度分を含めた使用料については、引き続き徴収に努力されることを望む次第でございます。

補助金負担金、あるいは預託金、出資金等につきまして、この取り扱いにつきましては、直接、市内の行政から離れておる関係もありますけれども、公益性と支出目的が生かされるよう、各団体の活動状況等を的確に把握する中で、適

正かつ有効な予算執行に努められたいと存じます。

特別会計につきましては、10個の特別会計について触れさせていただいておりますけれども、まず第一に、簡易水道事業特別会計、水道使用料収入は、6,600万円余りで、前年度より300万円増加し、収納率も95.55%と、昨年度と比較して若干改善が見られます。今後、さらに収納率向上に努めるとともに、漏水対策や水質保全についても、万全を期されたいと存じます。

国民健康保険事業特別会計でございます。老人保健拠出金は、制度改正に伴う対象年齢の見直しにより、前年度に比して著しく減少しておりますけれども、平成12年度に始まった介護保険については、介護の増大により、納付金が年々増加しております。今後も高齢化の進展による歳出の増加は避けられない中、一層の財源確保と健康維持策の推進に努められたいと存じます。

へき地診療事業特別会計。沖の島地区では、離島という土地柄のため、高齢化率が48.74パーセントと高くなっています。過疎化が進む中で、日常生活での健康面が心配されます。高度画像転送装置の有効活用や各種検診等に最善の努力をし、地区の住民が安心して生活できるよう努められたいと存じます。

定期船事業特別会計。収支ともに減少する中、国、県補助金の活用等により、昨年度に引き続いて黒字決算となっております。今後におきましても、事業収入の伸びは厳しい状況であります。が、財源確保と経費節減に努め、離島住民の唯一の生活航路である定期船の運航について、なお一層の安全の確保と利用客へのサービス向上を図られたい。

また、定期船の観光面での利活用により、利用客の増加に努められたい。

特別養護老人ホーム。本年2月1日より、新施設での運営が始まったが、改築費やユニットケア方式の採用による諸経費の増加等により、平成12年度以降、継続してきた黒字決算を果たすことはできなかった。今後も、介護保険制度の改正による収入減のほか、起債の元利償還を間近に控えて、大変厳しい運営が予想されます。さらなる経費の削減を図るとともに、利用客が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、一層の努力を期待したい次第でございます。

老人保健特別会計。介護保険の普及と法改正による対象年齢の見直しに伴い、国保会計の拠出金や、一般会計からの繰出金は年々減少しております。今後も、制度改正等、医療を取り巻く環境の変化も考慮に入れながら、老人の健康保持と福祉の向上のために、さらなる努力をされたい。

学校給食事業特別会計。学校給食における地元食材の購入割合は、平成15年度の38パーセントから41パーセントへと上昇しており、地産地消の推進に一定の成果が見られます。今後も、安心安全な給食の提供に、積極的に努めていただきたいと存じます。

下水道事業特別会計でございますが、本市の重要なプロジェクトである公共下水道は、平成14年3月31日に部分供用を開始され、16年度末の加入率は40.72パーセントと、他市の開業3年目の数値と比較して、決して低いわけではありませんが、平成21年度までの目標値である70パーセントには、今のところ大きな開きがあります。今後とも、加入促進に向け、さらなる努力を期待したい次第でございます。

また、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに加入率が伸び悩んでおり、同じく加入促進に積極的に努力するよう、強く要望する次第

でございます。

国民宿舎運営事業特別会計。依然として施設利用者の減少や、事業収入の落ち込みが続いていますが、平成18年度からの指定管理者制度導入を目前に控え、円滑に事業の引き継ぎができるよう、職員一同、緊張感を切らすことなく、さらなるサービスの向上に努められたい。

介護保険事業特別会計。保険給付費は、前年度比8.61パーセントの伸びを示しており、老齢化の進行により、今後も増加が見込まれます。今後は、介護予防、在宅介護の充実に向けた取り組みを進める中で、保険給付費の抑制を図るとともに、個々のニーズに対応した、きめ細かい介護サービスの充実に努められたいと存じます。

水道事業会計につきまして、収納率が前年度比0.1パーセント、有収水量が前年度比0.5パーセントの改善を示し、水道事業収入の増加が見られるものの、主財源である水道料金の収入未済額が前年度と比較して13.17パーセントの増加を示しております。

今後は、受益者負担の公平性を損なうことのないよう、未収金の解消に向けて、さらなる努力を求めたいと存じます。

以上で、決算委員会の報告といたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって、平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第4 「議案第1号から議案第24号まで」の24議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。市長、提案理由の説明に移らさせていただきます。

本日は、平成17年第4回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末を控え、何かとお忙しい中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

また、ただいまは、平成16年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を認定いただきましてありがとうございます。審査報告書のご指摘はもとよりでございますが、審査の過程でご指導、ご指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討をしながら、これから行政執行に反映させてまいります。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました議案につきまして、説明を申し上げます。

議案第1号は、平成17年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億3,998万2,000円を増額しようとするものでございます。歳出で増額する主なものでございますが、民生費の重度心身障害児・者医療費扶助1,200万円、私立保育所入所児童運営委託料695万3,000円、衛生費の老人保健特別会計繰出金585万8,000円、災害復旧費の現年度土木施設災害復旧費1億4,455万8,000円。

減額をするものといたしましては、総務費の宿毛市農業委員会選挙費791万9,000円、衛生費の塵芥処理費662万6,000円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものといたしましては、分担金及び負担金1,945万1,000円、国庫支出金1億857万1,000円、県支出金936万7,000円、市債3,720万円。

減額するものといたしましては、繰入金3,661万3,000円などを計上しております。

第2表繰越明許費につきましては、街路片島線整備事業が用地交渉に日数を要したため、年内に工事が完了できることとなりましたので、繰越を行うものでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、本年9月6日に襲来した台風14号による漁業災害対策資金として、漁業者が受ける融資金の利子の一部を補助するため、新たに債務負担を行うものでございます。

第4表地方債補正につきましては、災害復旧事業のうち、現年度災害分の額が確定いたしましたので、借入限度額を変更するものでございます。

議案第2号から議案第8号までの7議案は、

平成17年度の各特別会計及び水道事業会計補正予算でございます。

議案第5号及び議案第7号を除き、いずれも必要最小限の経費を補正いたしております。

議案第5号は、平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

総額で7,410万8,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、老人医療費の増加に伴う医療給付費等の補正でございます。

議案第7号は、平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で416万8,000円を増額しようとするものでございます。

高額介護サービス等費及び居宅支援サービス給付費等の増額に伴う補正でございます。

議案第9号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例でございます。

下水道法の一部を改正する法律が、平成17年11月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第10号から議案第13号までの4議案は、幡多広域町村圏事務組合及び高知西部環境施設組合の構成団体であります大方町及び佐賀町が、平成18年3月20日に合併することに伴い、それぞれの組合規約の変更及び財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約でございます。

平成18年度に、高知西部環境施設組合を幡多広域町村圏事務組合に統合し、高知西部環境施設組合が共同処理している事務を幡多広域町村圏事務組合で行うにあたり、規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号から議案第18号までの4議案は、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

本市の公の施設のうち、宿毛市中央デイケアセンター、螢湖ゴルフパーク、宿毛市国民宿舎「椰子」及びすぐもサニーサイドパークの4施設の管理運営を、議案内容のとおり指定管理者に行わせる事について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号及び議案第20号は、新たに生じた土地の確認及び新たに生じた土地の字の区域の画定についてでございます。

公有水面埋立てにより、本市の区域内に新たな土地が生じましたので、その土地の確認及び字の区域の画定について、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号及び議案第22号は、市道路線の認定についてでございます。

宿毛駅東地区土地区画整理事業区域内の道路の一部を市道に認定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号及び議案第24号は、市道路線の変更でございます。

市道駅東1号線の終点の延長及び市道正和二ノ宮線の橋の架けかえ工事の完成に伴うルートの変更を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月8日及び9日は休

会といいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、12月8日及び9日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月8日から12月11日までの4日間休会し、12月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時03分 散会

平成17年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成17年12月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長	高木一成君
兼宿毛文教センター所長	近藤勝喜君
学校給食センター所長	尾崎重幸君
千寿園長	

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。おはようございます。

まず、初めに宿毛湾港を利用した振興策についてお聞きいたします。

平成16年第2回定期例会において、消滅区域をふやすような事業をするのではなく、防波堤をつくることにより、生態系が豊かになるような取り組みをすべきであり、藻場を造成すべきではないかと質問をいたしました。

先月の9月議会で、前向きに進んでいとの答弁はいただいておりましたが、現在、宿毛湾港にいくと、実際に巨大なケーンの壁一面に藻を植えつけるプレートが設置されているのを見ることができます。

同じく、9月に一般質問した地球深部探査船「ちきゅう」も、今月21日に宿毛湾に入港し、その後8年間は宿毛湾をベースに活動することが決まりました。

2件ともに、新聞報道をされております。これは、評価されるべき執行部の成果だと思います。

私は、これを利用した振興策を直ちに策定し、市外、県外にアピールしていくべきだと考えます。

藻場については、その取り組みを紹介し、自然に優しく、自然豊かな宿毛市をアピールするとともに、漁協とタイアップして、防波堤周辺に観光客向けのつりいかだを設置してはどうでしょうか。

昨今のアオリイカブームに乗って、たくさん

の人々が宿毛市を訪れるに違いありません。同時に、漁業従事者の仕事もできます。

これからケーンの据えつけ予定とあわせて、市長のお考えをお聞きいたします。

また、「ちきゅう」はその存在感だけで強烈なものがあります。1月には、宿毛で一般公開の予定があると聞いておりますが、見に来た人へのおみやげ物として、例えば「ちきゅう」のキーホルダーや携帯ストラップ、ちきゅうせんべいなど、認可申請を含めて、早く対応しておくべきではないかと考えます。

多くの情報を市民に発信し、自発的に何かできる、利益が生まれる、そんな環境を与えるべきだと考えています。

先日、カシオワールドオープンに出場したプロゴルファー、ミッセル・ウイー選手の経済効果は20億円以上と報道されました。宿毛市も最大の経済効果が生まれるよう、努力すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、防災についてお聞きいたします。

先日、文教センターにて、高知大学理学部教授、岡村 真教授による防災講演会が行われました。その中で、岡村先生は、南海地震は立つていられないほどの強い揺れが100秒間続く。タンスや食器棚、テレビなど、あらゆるもののが倒れ、ガラスが割れ、家の中は障害物だらけになる。家の中にいるときに地震が発生をし、けがをしたら、自力で津波から逃げることはできません。助ける時間もありませんと話しておられました。

宿毛市にある17の小中学校の中で、津波の浸水が予想される学校が小学校5校、中学校3校の8校あります。これは、宿毛、咸陽、大島、小筑紫、栄喜の小学校と、片島、小筑紫、宿毛の中学校であります。

現在の避難訓練は、指定された避難場所まで

徒歩で移動しています。保育園の避難訓練で小さな幼児をリヤカーで運んでいるのを見たことがあります、実際に地震が起きたら、訓練では歩いて避難できていた子どもたちや、誘導していた先生の多くはけがをし、その子どもたちや先生までをもリヤカーやネコ車で運ばなければならぬ状況になっていると考えます。

現在の避難場所まで、咸陽小学校と大島小学校はともに10分から15分かかります。この学校の子どもがけがをしたなら、自力で逃げる時間はありません。多くの子どもたちは、二十数分後に来る津波の犠牲になると思われます。

今、耐震強度偽造問題が世間を騒がせております。これは、皆さんもテレビの報道でご存じのとおり、構造計算書の偽造による著しく耐震強度の低い建築物ができた問題であります。

この中で、耐震値0.28とか、耐震値0.56という言葉が出ます。この耐震値とは、建物の耐震性能の値、すなわち建物の強さであり、この数値が耐震安全性を判定する値以上あれば、安全ということになります。

耐震安全性を判定する値は、ほとんどの場合1なので、耐震値が1以上あれば安全ということになります。

宿毛市が平成15年から行っている学校施設耐震診断の結果示された数値も、第一次診断ということで、大まかな結果ではありますが、これと同じものです。

マスコミを通じて、倒壊危険マンション13棟として騒がれている建物の耐震値は、0.15から0.56です。本などで調べてみると、0.6を満たすことが最低基準であり、0.5を下回ると、震度5程度で倒壊の恐れがあるため、耐震改修を行政的に指導するとあります。

咸陽小学校は、1階が0.12だと聞きましたが、現在、想定されている南海地震が授業中

に来れば、273名の生徒とともに校舎は崩壊するでしょう。全体が崩壊しなくとも、一部でも崩壊すれば、子どもたちがけがをします。そして、二十数分後には津波が来ます。その子どもたちを助けることも、避難場所まで連れて行くこともできないままに、すべてが津波にのまれることでしょう。

子どもたちの命を守るには、何よりも崩壊しない施設が必要であると考えますが、市内の小中学校の耐震診断の結果と、耐震改修へ向けての予定、または構想を教育長にお聞きいたします。

また、講演会の中で、地震発生は船の上にいても、岩にぶつかったような衝撃があり、気がつきます。そのときは、海上で8時間待ってください。岸には帰らないでくださいと教えていただきました。

海で働く、または遊ぶ人たちに、地震発生時の行動についての周知の徹底を図るべきだと考えます。

漁協と連携して、海上での地震発生時行動マニュアルを策定し、講習や広報をすべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。中平富宏議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に湾港を利用した振興策ということでございます。おっしゃる形、非常にごもっともなことでございます。

まず、1つにケーンソンと申しますか、防波堤を利用した藻場造成ということでございますが、ただいまケーンソンの据えつけが、今週中に始まるというふうに、土木の方から聞いております。

これは、既に中平議員ご指摘のように、ケーンソン、今、陸上でつくっておりますが、そこに

藻の、藻場の基礎となるプレート打ちつけが終わっております。その関係で、この藻場の基礎を打ちつけたケーソンを、これから沈めるという据えつけにかかるということでございまして、昨日、見た方はおられると思いますが、大型3,700トン吊りの起重機船が宿毛湾港に接岸されております。

この起重機船を使いましてケーソンを吊り上げて、そしてケーソンの据えつけ場所に据えていく。この12函を据えつけることによりまして、150メートルの防波堤の形があらわれてくるということになります。

作業工程は、恐らく今、土木事務所からいただいたおる資料によりますと、後でまた議員の皆様方には配付をさせていただきますが、15日からケーソンを据えつけ作業に入ると。今、これからは恐らく3日間ほど準備行為に入るということでございます。その準備行為が終わりました段階で、ケーソンの据えつけを、これは、聞いておりますのは1日に1函ずつ据えていくということで、12函ございますので、12日間かかるということです。

ただ、海の状態がございますので、これがその日程どおり、毎日毎日1函ずつ据えていくということになるかどうかにつきましては、天候の次第ということがございますので、このご了解は願いたいと思います。

後でお話します「ちきゅう」の入港も、21日に控えております。こういった大型の船舶が入ってくるということが、同時に行われますので、港の中が錯綜しないような形で、港の整理をしていかなきやいけないということで、計画的に進めさせていただいているところでございます。

中平議員ご指摘の藻場づくりにつきましては、こういった形で、ケーソンが据えつけられると、このプレートが海中に沈みます。約、これが水面下1メートルから3メートルぐらいなと

ころに沈められる予定ということを聞いております。

その上で、恐らく2月か3月ぐらいに、この海中作業で、陸上で藻を栽培して、種をそこに植えつける。種といいますか、ほとんど苗というような状況のものを、水中で植えつけることになります。ただ、この水中で植えつけた苗が、苗のままで魚に食べられるとか、ウニに食べられるとかいうふうなことがございますので、これの保存につきましては、既に高知大学の方でも、大海漁港と内外ノ浦漁港で実験をしております。そのような実験の結果を受けまして、網をかぶせるとか、いろんな手立てをしていかなきやいけないというふうなことも聞いております。

そういったことで、この藻場造成を港湾工事、この防波堤の港湾工事でございますが、これの補助対象にしていただいたということで、国土交通省の方が英断を下していただきました。

恐らく、これが補助工事に、防波堤の補助工事に該当したというのは、全国でここが初めてじゃないかというふうに聞いております。

中平議員から、今、防波堤周辺に観光客向けのつりいかだを設置してはどうかと。これは非常に魚が豊富な宿毛でございますので、非常によい提案だというふうには思っておりますが、ただ、防波堤周辺の海域が、恐らく内港側は泊地になっておりまして、ここにつりいかだとかいう形での専用物件を置くということは、港の利用上、ちょっとできません。

したがって、もしやるとすれば、港外側、防波堤の外側になるんじゃないかなと。外側も、水域の占用の許可というものが必要になってきますが、こういった形での港の使用について、邪魔にならないような形であれば、つりいかだの設置ということもできるんではないかと。

これは、港湾管理者たる高知県の方に申請を

しまして、宿毛市の漁業の振興策の一つとして、ぜひお願ひしたいと。漁業の方々がされるということでありましたら、我々、行政としても、こういったことに協力をしていかなければいけないのかというふうに思っております。

次に、「ちきゅう」の関連グッズを市内の業者さんがおみやげとか、そういうものにならないかというふうな話でございます。

これは、実は、この「ちきゅう」を所有しております独立行政法人海洋研究開発機構、こういったところがその権利を持っているかと思いますが、彼らも、私、この間見ましたが、こういった「ちきゅう」のバッヂをつくっておりまして、各方面にピーアールとして配っておるようでございます。

海洋開発研究機構とお話をした中で、いろいろな取り組みをしていかなければいけないと思いますので、民間の方々で、そういった希望がある方、その前に中平議員のおっしゃるのは、恐らく、まず「ちきゅう」が来るよということをたくさんの人人に知らしめて、その上でこういった形のものをされる方について、独立法人の海洋開発研究機構、こういったところとお話をしろというふうなご指摘だろうというふうに思います。

いずれにしましても、「ちきゅう」という、日本では初めてのこんな船が、宿毛湾港に入港してくるわけでございます。これはやはり、人を集めるとしたらおかしいんですが、ちょっとこの辺を観光面に生かしていくということは非常に大切なことだというふうに思っていますし、私自身も、この「ちきゅう」を誘致した関係は、皆さんのが恐らく「ちきゅう」を宿毛まで見に来てくれるんじゃないかなというふうなこと。

そしてまた、この波及効果は、初めての船でございます。非常に最新鋭でございますから、世界中からの学者さん、そしてまた日本で海洋

科学を勉強されている学生さん、そういった方が見学に来る、そして船に乗る、そして船の中で、いろいろな学術研究、そして会議をするというふうなことも聞いております。

そしてまた、この海洋研究開発機構が、市内の小中学生、そして高校生にも「ちきゅう」のことをよく知りたいというふうなことも申されておりまして、皆さんのがこうのことに対して、関心を持ってくれるんではないかということで、これからも我々としては、この近辺、宿毛市ばかりでなく、伊予の方も含めまして、この「ちきゅう」が宿毛湾港にこれだけいますよということを、またピーアールもしていきたい、このように考えております。

もう1つ、私の方から、南海地震についてでございます。

先ほど、南海地震の関係で周知、海で働く人、遊ぶ人たちに、地震発生時の行動について周知の徹底を図るべきというふうなご質問がございました。海上での地震発生とか、行動マニュアルを策定したらどうかということでございます。

これは、私もその場において、岡村先生の講義を聞かせていただきました。

今回の防災講演会は、南海地震による被害を防ぐためには、1人でも多くの方に、南海地震に対する正しい知識を持っていただくことが重要であるということから、実施したものでございます。

まず、津波の前に地震があるんだというふうな話を、非常に強くされておりました。中平議員おっしゃるように、津波が先ではなくて、地震によって家が倒壊したら、そこから逃れられないんじゃないかな。そして、それは津波の被害に遭うということになるということですから、まず、地震に対する対策というもの、認識というものを、かっちり皆さんのがしつかなければいけないというふうなことを、岡村先生も申されて

おりました。私自身も、そのとおりでござりますというふうに感じる次第でございます。

やはり、これは漁協の皆様方と、海に働く人たちの関係におきましては、漁協の取り組みに対しまして、ぜひ、こういった形の認識を持つ研修会をしていただきたい。そして、それについて、行政も一緒になってやっていきたいというふうに思ってます。そういうことが大切なことでございます。

今までの議会でも、防災関係につきましては、自主防災組織の確立ということでもやっております。こういった形の中で、いろんな講演会、そしてマニュアルの作成であるとか、そういうものをやっぱりやっていくべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、おはようございます。

2番、中平議員のご質問にお答えをいたします。

まず、学校施設の第一次耐震診断結果についてでございますけれども、昭和56年5月31日以前に建築をされました一定規模の学校施設に対する第一次耐震診断に対しまして、県費補助金制度が、平成15年度から17年度まで、3年間の期限つきでありますので、宿毛市といいたましても、3ヵ年計画で小学校7校、中学校4校の計11校の校舎につきまして、耐震診断を行いました。

診断の結果としましては、一部の校舎部分を除き、耐震、安全性に疑問ありとの診断結果であり、今後は、より詳細な第二次耐震診断もしくは第三次耐震診断を実施することをお勧めしますとの報告が出されております。

ご存じのように、学校施設は、児童生徒の学習の場と同時に、災害時における地区住民が避

難することができる施設であるべきだと認識をしております。今後は、耐震診断結果を踏まえて、第二次耐震診断の実施並びに改修工事の計画書作成について、検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、振興策についてですが、市長みずから、いろいろな案があるようですので、市民と一緒にになって頑張っていただきたいと思います。

防災についてですが、海上での地震発生時の行動マニュアル、それからそういった研修等、やっていきたいということですので、市長の示された方向で、ぜひお願ひいたします。

再質問は、小中学校の防災についてのみ、行いたいと思います。

まず、1点、先ほど、教育長の答弁の中にもありました、昭和56年以前施行の小中学校耐震診断は、この耐震診断は17年までにしないということが、県からの指導のはずです。

先ほど、11校ということで、しなかった学校があるわけですが、このしなかった学校はなぜしなかったのか。それから、かなり柔らかい言葉といいますか、どういうんですか、耐震診断の結果が、まだこれから調べていく必要があるよというふうな言葉だったわけですが、耐震値というものがでているはずですが、その点について、再度お聞きいたします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、再質問でございますけれども、数的なことはちょっと、次長の方でお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教

育次長兼学校教育課長。

2番、中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、第一次診断実施をしていない学校でございますが、一定、県の方の指導としまして、今後、学校統合が予想される学校については、今回、除いていいということありますので、そういう形の中で実施していない小筑紫地域の小学校は、現在、実施をしていないという状況であります。

それから、数値のお話がございましたが、確かに、実施しました。その結果でございますが、基準0.8以内の数値が出ております。ただ、これは、縦方向と横方向の基準がありまして、縦方向については数値が低いけれども、横方向については、8以上の数値が出ておると、こういうことでございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再度、質問をいたします。

ただいま、次長の方から、答弁の中に、縦方向と横方向という言葉が出てきましたが、今、騒がれているマンションなんかも一緒なんですが、行政が検査をして、一部0.15という場所があるとか、そういうことで騒がれているんですね、全体の話じゃなくて。

何でかというと、一部、極端に耐震的に問題がある場所があったら、そこから崩壊倒壊する恐れがあるということで、大変危険だということで騒がれておりるので、一部でも強度が低ければ、補強とかをしていくしかないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、先ほど、咸陽小学校0.12というのを、僕、聞いているわけですが、0.12の咸陽小学校が、南海地震が起きたときに、ど

のような状況になると、今、教育長、教育長は今、どのようになると考えておられるのか、よろしければ答弁をいただきたいと思います。

20年以内には、南海地震は終わっていると言われています。時間はもうありません。

この問題は、自主防災組織などで解決できる問題ではありません。行政が整備するほかには、子どもたちを助けることができないんです。

教育長として、早急に17校、これ市内17校の小中学校全体の中で、私はできれば、これ、篠山小中学校も入れて考えるべきだと思っているんですが、その中で、どこから手をつけていくのか。要するに、耐震値、津波浸水、避難場所までの時間などを検証して、そして一番危険な学校から、統廃合も今、お話があつたように、統廃合も視野に入れて、ビジョンを立てて、計画を立てて、行っていくべきだと思いますが、その点について、教育長のお考えを再度お聞きいたします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、咸陽小学校の耐震値が0.12ということでお聞きしておりますし、また、実際に調べて、そういうことになっておるようでございます。

先ほど、中平議員が言われましたように、こういう状態でございますので、耐震値が0.12と、こういう状態でございますので、津波が来れば、当然、すべて校舎は崩壊と、こういう状況になろうかと予想しております。

それから、市内の学校の状況も、どういう順序でということでございますけれども、予算の関係もありますので、順次、数値が低い方から順に、計画的にやっていきたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） ただいま、教育長の答弁の中で、順次に行っていきたいというお言葉がありました。いつから行うという話ではないんですが、そういったことを思っておられるということで、これ以上、再質問をしようとは思いませんが、今、少子化の中、昭和50年に415人いた出生率が、現在、この30年の間に3分の1にまで落ち込んでいます。

ことしは10月までに、子どもが108人しか生まれていません。子どもは宿毛市の宝だと、私は思っています。20年以内に、まず来るといわれている南海地震が、学校で授業を受けているときに起これば、そこにいる生徒の多くは、現状では校舎に巻き込まれてけがをしたり、閉じ込められたりするわけです。そうなったときに、助けが来る前に、この市内8校、これ、1,565名通っているんですよ。この8校の生徒は、助けが来る前に、先にくるのは津波です。その点を考えて、遅かったと気づく前に、ぜひ計画を立てて、実行していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、一般質問を行います。

最初にお尋ねするのは、宿毛湾の利活用についてであります。

現在、宿毛湾港では、第一防波堤の工事も順調に進み、本格的な重要湾港への整備が行われつつあります。

湾港背後地への企業誘致は、なかなか難しい状況が続いているますが、一方、これまで懸命なポートセールスの努力もあって、「ぱしふいっくびいなす」、「にっぽん丸」「飛鳥」など、大型客船の入港が定着化するなど、観光面では一定の成果が上がっており、評価したいと思いま

ます。

物流の面では、平成14年に大阪の木材業者が、ニュージーランド産の木材を輸入し、宿毛湾港から愛媛県へ運送するようになりました。

その後、中国からの砂の一時保管や、最近では、大月町などで使われる風力発電の、発電用のポールの陸揚げはあるものの、大量の荷役の積み下ろしはほとんどない状況が続いております。

そうした中、明るいニュースが入ってきました。先日の新聞報道や、広報すくもで紹介された地球深部探査船「ちきゅう」の宿毛湾港への入港決定であります。

先ほども、市長の答弁にもありました、宿毛湾に入ってくるのは今月21日で、基本操作、保守整備試験を行いながら、その間、補給、人員交代などを済ませ、来年1月16日には、再び宿毛湾へ停泊、そして待望の船内一般公開は1月21日からとのことであり、世界最大級の、現代科学の粋を集めたこの巨船は、本市はもとより、県の内外に大きな波紋を起こすこととは間違いないと思われます。

世界最先端の科学技術の粋を集めた地球の寄港を、全市あげて歓迎し、できることならば、今後とも末永く寄港できるよう、市長として、さらなる働きかけをお願いしたいと思います。

「ちきゅう」の寄港は、児童生徒の科学への興味と関心を高めるだけではなく、一般市民や、市外の見学客も大勢来市されることが期待されます。このチャンスを、観光面や産業面でも最大限に生かし、地域経済の向上に役立てるべきだと考えますが、市長の所見をお聞きいたします。

2点目の質問は、宿毛市・愛南町間の道路建設についてであります。

宿毛湾港の利便性を高め、活用させるためには、湾港背後地北側より、愛南町の影平へ通ず

る道路をつくれば、現在の国道56号線より、距離と時間の両面から見ても、3分の1から4分の1くらいに短縮されることになります。

そして、いまだ、灯は消していない四国西南空港へのアクセス道路としても活用できるようになれば、ますます利用価値が高まることは間違ひありません。現在、建設が進められている中村・宿毛間の高規格道路の全面供用開始の予定、並びに宿毛湾港と高速道路整備との連携の現状と見通しについて、お聞きいたします。

2番目は、児童・生徒の安全対策について、質問いたします。

昨年11月、奈良市で小学1年生の女児殺害事件が、全国に大きな衝撃を与え、まだ記憶に生々しく残っている中、先月22日、広島市で、今月2日には栃木県で、いずれも下校途中の小学1年生の女児が誘拐、殺害されるという大変痛ましい事件が起こってしまいました。

通学路での子どもの安全がクローズアップされている中での非人間的、かつ残酷な犯罪に対し、心からの怒りを禁じ得ません。犠牲になられた女児のご冥福をお祈りするとともに、一刻も早く、犯人が検挙されることを願うものであります。

こうした幼い、弱い立場の者をねらった犯罪は、全国のどこにでも、いつ起こるかわからない社会になってしましました。いまや、わが国の安全神話は崩壊してしまったといわざるを得ません。いかにして子どもの命を守るか、教育関係者、保護者、警察、防犯機関、地域と社会全体に与えられた大きな課題であり、責務であると考えます。

そこで、1点目の質問をいたします。

本市においても、不審者情報が相次いで寄せられている現状を考えると、深刻な事態を招かないために、教育委員会として、どのような対応策をとっているのか、お聞きします。

2点目は、小中学校における問題行動について、お尋ねいたします。

先日の新聞報道によると、県内の公立の小中学校、高校などを対象とした昨年度の問題行動に関する実態調査結果を発表しておりました。

全体的に、いじめや中途退学は減少したものの、暴力行為は785件で、前年比約37パーセントの増加。生徒1,000人当たりの発生件数は9.9件で、全国ワースト1位との記事に愕然としたのは私一人ではないと思います。

暴力行為の内訳は、対教師暴力142件、生徒間暴力197件、対人暴力6件、器物損壊440件で、特に中学校での窓ガラス、机、いすなど、備品を壊す事例が多く、全体の件数を押し上げている結果になっております。

全国の一部の学校現場では、学級崩壊など、学校が荒れてきている状況もあり、いじめや暴力行為は決して許さない学級づくりが重要であると考えますが、本市における現状とその対策について、教育長にお聞きいたします。

3番目の質問は、南海地震・津波対策についてであります。

今世紀前半にも発生すると予測される南海地震に備えるために、県は、各市町村に津波避難計画の策定を20年度末までに完了させるよう、申し入れをしております。

昨年6月、県が発表した被害想定では、南海地震が単独発生した場合の人的被害を、津波3,095人から6,989人、火災148人から771人、建物崩壊1,807人、がけ崩れ683人などと予測しておりますが、本市では、被害想定をどのように見ているのか、お尋ねいたします。

また、災害時の食料確保のために、安芸市においては、スーパーなどと協定を結び、避難後の食料確保を図るようにしております。本市においても、スーパーなどと協定を結んでおくべ

きだと考えますが、市長の考え方をお聞きします。

先日、本市でも高知大学の岡村教授を講師にお迎えして、防災講演会を開催しましたが、市全体を対象にした研修会だけではなく、沿岸部や山間部などといった地域の特性にあわせた、地域ごとの講演会や研修会の開催が必要であろうと思います。

今後の講演会や研修会などの計画はどうなっているのか、お伺いします。

2点目は、地震が発生した直後の避難や、避難所生活での障害者に対する気配りについて、お尋ねします。

地震が発生した後の避難所としては、学校の体育館が主体となると思われます。昨年発生した新潟県中越地震において、特に困ったのは、避難所となった学校体育館には、障害者用のトイレがなかったことだと聞いております。

また、ほとんどの体育館の出入り口には、車いす利用者などの避難に必要なスロープがないのではないか。障害者や高齢者等の避難のため、避難所として利用するすべての小中学校の体育館に洋式トイレを設置するか、もしくは広いスペースのトイレを設置すべきであると考えます。

そして、ますます高齢化が進む状況下にあって、体育館入り口の段差解消を、早急に取り組むべきだと申し上げて、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の質問にお答えいたします。

まず、「ちきゅう」の関係でございます。先ほど、中平議員の質問にもございましたが、改めてまして、ここで「ちきゅう」について、簡単にちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

議員の皆様には、少しは説明をしたつもりでおりますが、議会でもありますし、市民の皆様

に、この際、簡単にちょっとご説明をさせていただきたいと思います。よろしゅうござりますか、菊地議員。

「ちきゅう」は、17カ国によります統合国際深海掘削計画に基づきまして、本年7月に長崎で完成しました。これは、独立行政法人であります海洋研究開発機構が管理をするということになっておりまして、全長で、船の長さが210メートル、掘削用のやぐらの高さが130メートル、総トン数、約5万7,000トン級の世界最大の掘削船でございます。

これは、南海地震などプレート型地震の発生メカニズムの解明などを目的としておりまして、2年間の試験運転後、19年度から本格的な稼動をしていくということでございます。

この宿毛湾への寄港でございますが、本年、私、6月に横須賀市にあります独立行政法人海洋研究開発機構を訪問いたしまして、ここで宿毛湾港の優位性、いわゆる、何と申しますか、基地的に使っていただきたい。

これ、母港はどうしてもこれ、海洋開発研究機構がございます横須賀市ということになりますが、基地というふうなことで、宿毛湾港は水深も深いし、大型船舶も停泊できますしということで、優位性を多々説明しまして、要請を、うちの方へどうぞ来ていただきたいというふうに申し上げてきました。

そのときの機構の見解は、「ちきゅう」の業務は、洋上での作業が長期間となるために、基地港とか母港化というふうなことはしないということでありましたが、船の構造上、入港できる港が限られております。それから、住民の理解もあり、協力的な宿毛市と友好関係を深めながら活動したいと。そのときは、宿毛湾港に必ず行きますよということはなかったわけでございますが、このたび、機構の方の副所長がお見えになりました、宿毛湾港の方へ入港をしたい

ということで、長期にわたって、そういうことをお話をございまして、これを我々としては、快く受け入れたいというふうに申しました。

そしてまた、漁業組合の方にも、ぜひご協力をお願いしたいということも申し上げておりますし、機関の方からも、漁業組合の方にあいさつするなり、そして海上保安部の方にも出向くというふうなことで、入港が決まっております。

この今のところの計画でございますが、今月の21日、恐らく9時ごろになるんじやないかというふうなことを申されまして、宿毛湾港へ入港しまして、湾内に停泊をいたします。これ、年末年始も入っておりまして、これは、接岸がまだできませんが、来月、いわゆる1月21日と22日に、新港の池島岸壁に接岸しまして、一般公開を予定しております。

新聞報道では、この前に、高知港、高知新港の方に2日ほど、一般公開のために寄港するというふうなことになっております。その期間だけ、宿毛湾港から離れていくということでございます。

その一般公開、1月21日と22日に宿毛市でやりまして、その後、月末までの間に、市内とか、高知県、愛媛県内の児童生徒を対象しました船内科学教室、そういうものを開催していただくように要請をしております。

多くの方に来ていただいて、最先端の科学を、じかに学習していただきたいと、このように思っています。

また、児童生徒に限らず、やはり大人の方々も、皆さん非常に興味がある船ではないかなというふうに、私自身は思っております。ぜひ、一般公開の日には、1月21、22でございますが、ぜひ見に来ていただければありがたいかなというふうに思っております。

また、この接岸のときに、1月29の予定でございますが、先ほど申し上げました統合国際

深海掘削計画会議というものがございます。この会議が、「ちきゅう」の船内において開催されることになっておりまして、「ちきゅう」を通して、宿毛を世界にもピアールできる、大きさな言い方でございますが、ピアールできる絶好の機会ではないかなというふうに考えております。

これからも、「ちきゅう」の活動に協力しながら、学習機会の提供を受けまして、観光面とか産業面での地域経済の向上につなげてまいりたい、このように考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、ぜひご協力のほど、お願いをいたしたいと思います。

また、先ほどのお話の中で、継続をしたらどうかというふうなことがございます。このお話の中で、8年間ぐらいは、宿毛湾港に入港する予定であるというふうなことも聞いております。先行きのことでございますが、一応、同機関のお話の中では、8年間ぐらいは宿毛湾港に入つていきたいというふうなことを申されておりました。

次に、宿毛湾港の利活用の一面での宿毛市・愛南町間の道路建設ということでございました。

これは、高速道路計画が四国4県を結びます8の字の高速道路ネットワークの四国横断自動車道に含まれております。四万十市から内海区間が予定路線区間になっておるわけでございますが、これは、基本計画区間にも入っていない状況であります。

そして、四国西南地域道路整備推進協議会等で、四国を8の字に循環する高速道路網を早期に形成するよう、我々としては、要望しているところでございます。

四万十市からも、宿毛市間におきましては、高速道路に準じた機能を持つ高規格道路が整備をされております。まだ、宿毛の町内の方にまでは入ってきておりませんが、この整備計画に

については、この総延長23.2キロメートルで、間インターから平田インター間が7キロメートルは、14年に供用開始されております。

また、中村インターから間インター間の6.1キロが、平成19年度の開始目標でありまして、四万十市から宿毛市和田までの全線開通が、平成21年度開始目標で、事業が今のところ、進められている状況でございます。

現在、中村インターから間インター間の平成19年度供用開始に向けて、予算配分を集中投資しております、全線開通目標の平成21年度、これがいろいろな財政事情で厳しいということは聞いております。

宿毛湾港と高速道路整備の連携につきましては、ただいま、国土交通省の事業によりまして、平成16年度から18年度の3カ年計画で、宿毛湾の周辺地域基盤連携調査検討委員会、こういったちょっと長つたらしい名前なんですが、こういった委員会が行われております、この宿毛湾と道路網と、どういった形で結んでいくかということの検討をしている状況でございます。

いずれにしても、道路の関係は、議員各位もご存じのとおりでございます。56号線の整備、それから高規格の整備、そして湾港から、また宿毛市内に至る道路も、これもまだ、港湾計画上のものだけででき上がっておりませんし、まだこれから、湾港から愛南町へというご提案もございます。

そういう中で、財政厳しい折に、どこを優先的にやっていくか。これは、国の方と県の方と市の方で、いろんな話を詰めていかなきやいけない状況にあるんじゃないかなというふうに思ってところでございます。

次に、津波対策でございます。いろいろなご指摘もございます。

まず、1点目の津波の避難整備計画の策定で

ございますが、この津波避難計画につきましては、市町村が津波ハザードマップなどによりまして、公表した浸水予測地域とか、浸水予測時間、避難場所などをもとにしまして、各地域におきまして、地区ごとの地域計画、これを策定していただきまして、市町村は地域計画を踏まえた市町村計画を策定することになっております。各地域の地域計画を策定していただくためには、まず、自主防災組織の組織化が必要ではなかろうかというふうに考えております。

沿岸部を中心にしまして、組織化に向けた取り組みは進められております。行政の方としても、ぜひということで話し合いももたせていただいておるわけでございます。

今年度末では、浸水が予測される地域におきまして、26地区で自主防災組織ができる予定となっております。市としましても、引き続き、自主防災組織の組織化に取り組みまして、津波避難計画につきましては、19年度末をめどに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、南海地震の発生時における宿毛市の被害想定でございます。

高知県が平成16年7月に発表しました第二次高知県地震対策基礎調査における人的被害、これは死者数ということになっておりますが、これは建物崩壊で58人、がけ崩れで47人、火災で2ないし11人、津波被害につきましては、避難意識が高い場合にはということですが、42人から47人。これは、昼間と早朝とでは違いますが、昼間が42、早朝が47というふうな数字が出ております。

また、避難意識が低い場合、この尺度をどうするかというのは、ちょっと問題があるんでございますが、359人から394人ぐらいの被害になるんじゃないかというふうなことを推測されております。

この津波被害につきましては、防災教育とか、地域における防災活動などを通じまして、住民の避難意識を高めることによりまして、被害を大幅に低減できるというふうなことを示しております。

今後も、啓発活動とか、自主防災組織の組織化、活性化に、市としても積極的に取り組んでまいります。

次に、食料確保のための協定でございますが、菊地議員もご承知のとおりでございます。過日、災害時の飲料水の確保のため、高知西南中核工業団地に進出していただいております四国コカコーラボトリング株式会社、並びに四国明治乳業株式会社と、災害時における救援物資の提供に関する協定を結ばせていただきました。

市としましても、今後は食料関係につきましても、市内の企業の皆様のご理解をいただきまして、協定を締結させていただきますよう、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、今後のいろんな講演会の計画でございます。これ、中平議員のご質問の関連もございますが、1月27日に、宿毛文教センターにおきまして、高知大学の岡村先生に、宿毛市防災講演会を講義していただきました。

この講演会では、大変わかりやすかったんじゃないかなと思います。南海地震について、お話をたっぷりしていただきまして、参加者の皆さんにとって、非常に有意義な会であったんじゃないかなというふうに思っております。

今後は、こういった市全体の講演会だけでなく、菊地議員おっしゃいますように、集落単位だとか、広い地区単位と申しますか、そういったところでの講演会等を実施するということが、1人でも多くの認識を高める上で必要なことではないかなというふうに思っております。

また、この岡村先生の講演内容を、来月、行

政チャンネルで放映をいたします。

こういった、例えば、この中身を持って行って、地域に出向いていって、この講演内容を聞いていただく、見ていただくといったふうな取り組みもできるんじゃないかなと、このようにも考えております。

来年度におきまして、そういう形の講演会、研修会を計画してまいりたいと考えております。

それから、障害者等の避難についてでございます。これ、大規模災害に避難所となることが予想されます小中学校の体育館。小学校の体育館につきましては、障害者用トイレが設置されていない、これはご指摘のとおりでございます。

普通、通常、学校におきましては、校舎にトイレを置いている関係で、体育館だけにトイレということがますない。学校全体のトイレの設置ということになっておりますので、体育館にトイレがないというのは、ちょうどご指摘のとおりでございます。

小中学校の体育館が避難場所となった場合には、障害者の方々、利用しやすいようにというふうに、菊地議員のご提案もございます。これは、大規模な災害の発生時における障害者用のトイレが、必要性というのは、十分、認識はしております。恐らく、こういった大規模な災害時におきましては、仮設のトイレの対応ということになっていくんじゃないかなというふうなことを思っております。

それから、体育館入り口のスロープの設置などの、学校施設のバリアフリーの問題でございます。

現在、大変厳しい予算状況ではありますが、必要に応じて、やっぱりこれは対応していくかなきやいけない問題かなというふうなことを思っております。

先ほど、済みません、私、今、岡村先生のお話を、講演会を1月27と申したようでござい

ますが、11月27日の誤りでございました。
訂正をいたさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の子どもたちの安全確保についてでございますけれども、全国各地で、児童を対象とした心の痛む事件が相次ぎ、大きな衝撃を受けているところでございます。

犠牲になられた児童のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に対して、こころよりお悔やみを申し上げます。

宿毛市でも本年度、既に25件の不審者情報が確認されております。子どもたちの安全確保対策につきましては、不審者情報が教育委員会へ寄せられた場合は、直ちに各学校へ情報提供し、注意喚起を促しておるところでございます。

子どもたちの集団登下校や、防犯訓練、通学路の安全点検、安全マップの作成、防犯ブザーの携帯、教職員に対する防犯訓練などを実施しております。

本年10月には、各地区長、民生委員等にも、地域でのパトロールなどの協力要請をしております。

12月の教育委員会、校長会合同会におきましても、改めて子どもたちの安全確保対策の強化をしておるところでございます。

また、本年10月より、ケーブルテレビの行政チャンネルでも、不審者の情報を予期するため、テロップを流しておるところでございます。

次に、小学校における問題行動について、お答えをいたします。本年9月22日、児童生徒の暴力行為や、いじめの状況等を調査した2004年度問題行動調査が、文部科学省より発表されております。

それによりますと、全国では、小学校の暴力

行為が増加し、中学校、高校では減少をしております。

一方、高知県では、中学校の暴力行為が増加し、発生件数が785件と、前年度より212件増加しており、議員ご指摘のとおり、1,000人当たりの暴力行為9.9件は、全国平均の2.7件を大幅に上回り、全国ワースト1を記録をしております。

宿毛市におきましては、過去5年間、教師に対する暴力行為は発生しておりませんが、児童生徒間の暴力事件が、小学校で1件、中学校で6件、合計7件発生をしております。

器物損壊につきましては、学校内での問題行動に起因する事件の報告はございません。暴力行為につきましては、どんな状況であろうとも許されるものではなく、学校教育現場におきましては、厳しく指導しておるところでございます。

しかし、大変残念なことに、暴力行為の根絶には至っていないのが現状でございます。

生徒間同士の暴力の排除につきましては、いじめや暴力を許さない学級づくり、問題行動への毅然とした対応が大切であります。

研修等を通じ、教職員の資質の向上を図り、教職員が一丸となり、一人ひとりの児童生徒を理解をし、適切な指導、支援が行えるよう、指導してまいります。

いかなる分野であろうとも、暴力行為に対しては、厳しく対処していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって、暴力は許さないという環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問をいたします。

まず、地球深部探査船「ちきゅう」について、詳しい答弁をいただきまして、大変に私自身も

楽しみしておりますが。

今月 21 日に、宿毛湾に入港しまして、一般公開、来月 1 月 21 日から 2 日間ということに限定されているように思いますけれども、もし、これがどんどんマスコミ等で紹介されるに従つて、関心が高まり、宿毛市内はもちろん、県内、また近郊、愛媛、あるいは、さらには九州の方からも来るということも、見学に来るということとも考えられますし、また、そうなってほしいと思っております。

そうした場合、この 2 日間で、これは開発機構の問題になりますけれども、入場制限とか、入場整理券、そういうものが必要になるんじやないか、そういうことも想定しながら、そうなるぐらい盛り上がり上がれば、これは大変に、宿毛の宣伝と言いますか、全国にも「ちきゅう」を通して、宿毛湾港のすばらしさ、立地条件、いろんな面で絶大な効果があると思います。

この点について、確認をしたいと思います。

それから、先日、やはり新聞に報道されておりましたが、朝倉中学校の 1 年生を対象にして、出前講座、この「ちきゅう」の出前講座を、中学校まで出かけて行きまして、中学 1 年生の 157 人ですか、の生徒に対して、「ちきゅう」についての詳しい説明が行われて、生徒が非常に興味を持っておったと。

これは、積極的に、船内見学だけではなくて、出前講座できればお願いできないかと、このように思うわけでございます。

そして、この「ちきゅう」については、そういう点で、再確認をしたいと思います。

それから、宿毛市・愛南町間の道路建設については、大変厳しい財政状況の中で、遅々として、なかなか高速道路の建設も計画どおり進まないという状況もありますけれども、ぜひともこの宿毛湾港の活用を図る意味からも、高規格道路、また高速道路のルートを、宿毛湾港背後

地に、ぜひとも何らかの形で経由していくことが、将来の道州制も含めて、私はこの宿毛湾港の重要湾港としての価値を高める 1 つのポイントだと思っております。

この点も、どうか推進のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、南海地震、津波対策についてお聞きをしましたが、この大変な財政状況が厳しい中で、先ほど、中平議員の方からも学校校舎の耐震診断の結果の質問もありました。これは、体育館だけじゃなくて、校舎自体がもう老朽化して、非常に危ない。体育館も含めてありますけれども、そういう補強工事も計画的にやりながら、しかも、この体育館で万が一、南海地震、大型災害が発生した場合には、収容できる、避難者を収容できる施設が、ほかには大きい施設がない、そういう現状を考えたときに、現在の体育館のトイレ、この個数が日常的に使う必要性から非常に少ない。しかも、和式のトイレでありまして、これは、普段は余り必要がないわけで、これもわかるわけでありますけれども、一たん、災害時の避難所になった場合には、トイレの問題が一番困っている。

食料、水、そういう供給も大事で、もちろん死活問題でありますけれども、排泄をどうするか、これが大きな問題になっております。

その簡易トイレ、そういう設置で果たして間に合うかどうかということも疑問に思いますので、この点ももう一度、段差の解消、スロープをつくっていく、そういうことも含めて、今後の計画的な取り組みをお願いしたいと思いますが、この点もありましたら答弁をお願いします。

それから、障害者の避難については、昨年も、これはこれまで起こった新潟中越地震とか、いろいろ、古くは 10 年前の淡路、神戸の大地震のときも、やはり障害者が一番犠牲になつてお

ります。

健常者でさえも、思わぬ地震災害によってけがをする。そして、避難が思うようにできないという、そういう予測できない事態になったときに、なおさら障害者は、これは自分自身で避難すること自体が大変困難な状況だ。だからこそ、自主防災組織の立ち上げを早急に進めなければいけない。

先ほど、26地区が自主防災組織が組織化されるという話もありましたけれども、本当に、急いでこの自主防の立ち上げについては、組織を立ち上げて、そして細かい、そういう問題について、細かい問題いっぱいあると思いますので、この辺の徹底もお願いしたいと思っております。

1回目の再質問、終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

「ちきゅう」の件でございますが、21日、22日の、1月ですね、一般公開が2日間ということではございますが、これ、その日に限らず、あの子どもたちへの出前講座と一緒になりまして、実は、機構側から1月になりましたら、この一般公開に先立ちまして、要請のある高校生も含めまして、各学校へ出向いていって、これは皆さんに説明をさせていただきたいといふうことになっておりまして、これは各市の学校につきましては、すべての学校、教育委員会通じまして、その要請があれば、必ず行くよということで、確認をさせていただいておりまして、高校も、工業高校、宿毛高校、私も自分が出向きまして、いい機会ですから、こういうことについて、ぜひ高校生にも見ていただきたい、聞いていただきたいといふことも申し上げております。

したがって、機構側から出前講座というもの

は、この一般公開の前にしていくと。

そしてまた、この21日から接岸をするわけでございますが、この接岸が、実は30日まで、1月30日まで接岸していただけると思います。31日ですか。31日まで接岸なものですから、この期間、機構側の都合によって、先ほど申しました会議であるとか、そういうときはだめかもしれませんのが、ぜひ、見に来ていただきたいというふうなことも申されております。

たくさん来ていただく方が、菊地議員もおっしゃいましたように、宿毛市の活性化につながるということでございますし、また、この船が沖待ちでありますても、船員の方々が数十人おります。そういった方が、やはり町の中へ出て飲食をされるというふうなことも聞いておりますので、そういったことでも、この宿毛市の活性化に少しでもつながっていくというふうなことを、我々思っております。

それから、「ちきゅう」の宣伝につきましては、機構側の方から、DVDですか、今そういう最新の機械でございますが、私はちょっと、そこら辺はまだ使ったことがないんですが、そういう物を、宿毛市の方にこの間、寄贈していただきまして、宣伝用に使えるというふうなことでございます。

ぜひ、皆様方も、ぜひこの「ちきゅう」についての宣伝を、もう一度、私の方からも、またぜひお願いしたいと思っております。

それから、各市町村と申しますか、周辺でございます。これは、幡多の広域、そしてまた、四国西南地域、そして対岸の佐伯市ですね、そういったところにも情報も既に発信しております、ぜひまあ見ていただきたいといふことも言っております。

次に、道路関係でございます。これ、非常に、先ほど申しましたように、地方がまだまだ、我々の方は道路が整備がおくれている、インフ

ラ整備がおくれているのが、これはもう現実でございます。この件に関しましても、私どもも、議員の皆様方と一緒に、この間も四国整備局に出向きましたし、また、本省にも私、行きたびに道路局へ寄りまして、こういった状況ですということを説明をして、申し上げております。

このたびの14号台風のときは、けんみん病院が、実は周りが水浸しで救急車が寄せなかつたというふうな状況もございます。こういった人の生命にかかるる状況が、我々には発生しているわけでございますので、国道の嵩上げであるとか、市道の嵩上げであるとか、そういうことをるる、国土交通省、そして四国整備局、県にも説明しております、ぜひ、この財源の確保をお願いしますということで、陳情も申し上げております。

菊地議員がおっしゃるように、最終的には、広域ということでは、愛南町が隣でございます。こういった湾港活用のためには、愛南町へさつと行けるような道路というものは、非常に大切なことだと思っております。できましたら、本当にすぐにでもやりたいような気はいたしておりますが、なかなか、この財政事情というものが許しませんということもご理解を願いたいというふうに思います。

それから、地震、津波対策の関係で、学校校舎の安全、そして障害者に対する話、校舎の安全、そしてトイレの話、これは当然、おっしゃるように、災害が起きましたときには、避難者に対しての水の供給、食料の供給、そして生活周りということは大切なことでございます。この中で、これはまず体育館が潰れては何もなりませんので、この耐震補強というところから、この全体の中で、考えていかなきやいけない問題であるんじゃないかなというふうに思っております。

地震が来ても壊れないというふうなことから、

障害者に対しても、そしてまた、避難した人に対するケアをどうしていくか、そういった生活面がこの辺でできるかどうか、こういったものは、学校耐震化の補強の中で、全体の中で考えてまいりたいと、このように思っております。

自主防災組織の立ち上げにつきましても、これ、障害者というのは介護の必要な方々も、お年よりの方々も含むというふうに感じております。地域の皆様が、それぞれの状況を把握していただくように、これはやはり、自主防災組織に頼らざるを得ないというふうな認識を、私は持っておりますので、ぜひ、市民の皆様方も自主防災組織の立ち上げにご協力を願いたいというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問をいたします。

今の市長の答弁で、大体わかりましたので、次に教育長に再質問したいと思います。

児童生徒の安全対策について、先ほどお聞きをいたしました。そして、対応策について、るる答弁があつたわけあります。

その中で、私、地域安全マップの作成、これは京都の小学校で事件が起きたときに、取り組まなきやいけないと。小学校では、地域安全マップを取り掛かるべきだということで、先進地の視察もやり、まさに取り掛かろうとする直前にあの事件が起きたというふうに報道されておりました。

やはり、いつ起こっても不思議ではない。こういう事件は、もう全国各地、どこで起こっても不思議ではないということを考えましたときに、本市においても、先ほど答弁ありましたように、25件もの不審者情報が、既に発生をしておるということから、この安全マップの作成状況、これ、以前にもお聞きして、ほとんどで

きておるというふうな評価がありますけれども、この安全マップつくるのに、1回つくれば、それでもういいといいうもんじゃなくて、絶えずその状況が変わっていると思うんですね。

それで、特に、下校時は今、非常に暗くなっています。4時半、小学校ではたしか、一斉下校が4時半、6年生はそれ以降、クラブ活動等で遅くなる場合、集団下校ということを指導されているというふうに聞いておりますけれども、夏と冬との時間の違いによって、いつもの安全な通路が、通学路が、非常に街灯がない、人通りがない、家がない、そういうところたくさんあるわけです。

そういうものを、実際にどのようにして修正し、加筆、加えながら安全マップを絶えず見直して、子どもの安全のためにには、もうこれでいいという限界がないと思うんです。

そういう面で、子どもの目線で、しっかりと大人、教職員あるいは保護者、時には警察も立ち会いながら、一緒に何人かで実際の通学路歩きながら、子どもの目線でその安全マップをつくっていけば、本当に、ここが危ないんだという、そういう認識が、児童生徒にもしっかりとできるのではないかと思います。

この点についても、お聞きいたします。

それから、携帯用の防犯ブザーが、咸陽小学校の場合、これは威力を発揮して、不審者が一目散に逃げて行ったという経過もありますけれども、この防犯ブザーを見ておりますと、ランドセルのところに付いているケースがあるよう思います。

やはり、いざというときに間に合わない。だからやはり、絶えずそういう指導を、いつでも使用できるということを教えていかなければいけないということも大事だと思いますが、その咸陽小学校で、この10月3日ですか、携帯防犯ブザーの抜き打ち調査をやったところ、34パ

ーセントの生徒が持っていたなかった。その理由を聞くと、壊れてしまった。電池切れ、だから持ってきてない、そういう回答があったようです。

これはもう、点検をしておりますじやなくて、本当にもう、しつこいぐらいに、できるだけの対策、対応策は、学校としても安全のためにやるべきだと思います。

その携帯防犯ブザー、これも慣れっこになって、家庭でも、親も、電池が切れていても気がつかない場合もあるでしょうし、忘れて行っている場合もあると思います。そういう面、本当に家庭、それから学校、それから、すべての関係者がそういった子どもの安全のために、防犯ブザーの点検も、定期的にやるべきだと、このように思いますが、この点もお聞きいたします。

それから、校区外から通学している生徒もおるわけですね。そういう生徒の安全ということも、これは見逃しちゃいかんと思うんです。校区内は安全マップ、学校でつくっていくにしても、校区以外から通学している生徒の安全ということも、これは考慮しなきやいけないと、このように思いますが、それも含めて、地域安全マップの作成、これを再度見直し、もう本当に実情に合ったものにしていく、こういう取り組みについてお聞きをしたいと思います。

それから、今後、どれほど安全対策を講じても、犯罪はなかなか未然に防ぐということは難しい状況下にはありますけれども、昨日も、塾で、あろうことか、生徒を刺殺するという、考えられない事件も発生しましたし、これはもう、本当に子どもたちにとっては、大人不信といいますか、そういうことも含めて、心のケア、スクールカウンセラーということも、今後、大事になるんじゃないかなと。

もう、人を見ればすぐ不審者ではないかとい

う、大人不信に陥りやすいんではないか。この辺も、もし考えがあればご答弁をお願いしたいと思います。

教育長に再質問いたします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、菊地議員の再質問にお答えをいたします。

まず、地域安全マップについてでございますけれども、それこそ12月5日、合同校長会もありまして、その時にも、校長先生方にお願いしたところでありますけれども、いま一度、こういう事件が、この22、2日と連続した形で広島、栃木で起こっておると、そういうようなことも話しながら、いま一度、安全マップの確認といいますか、そういうものを、子どもの目線に立って、あるいは地域の方々の声を大事にしながら、安全マップの作成、見直し、そういったものをしてほしいと、こういうお願いもしております。

もちろん、これは各学校ともつくっておりますので、中で今、申し上げたような形で、校長先生方にはお願いをしております。

それから、防犯ブザーについてですけれども、直接、教育長室の方にも、実は教育長、こういう状況がありますと。いうのは、携帯していない状況があるというような話もありまして、5日の日、そのことについても、校長先生方に触れたわけですけれども。

僕自身も、道路で子どもたちに会うときに、声かけたりして、見えてないと。僕、どうしたのと。防犯ブザーはというように。うちに置いちゃると、こういうような話もあったりして、これは大変だというようなことで、また、各学校校長先生方に連絡網を通してお願いしたところです。

点検をいま一度、しっかりやってほしい。

それから、つけ加えて、場所、こういう声も

あつたというようなことで、すっと使える状況に、鳴らせるそういう状況が起つたら、すぐ、子どもたちがすっと鳴らせるというふうな形で、そういうところに、例えば首へかけるとか、そういうふうな形でひとつやってほしいというお話をもあります。

それから、家庭に帰られても、家庭に帰られても、遊びに行ったりとか、そういうようなときにも、ぜひ身につけて行くというふうな指導もやってほしいと、こういうようなことで、再度、確認の意味で指導もしております。

それから、スクールカウンセラーの件ですけれども、宿毛中学校、片島中学校、東中学校にスクールカウンセラー、宿毛小学校行ってます。

随時、校長先生方には、あるいは養護の先生方には、宿毛中学校の、あるいは片島中学校のスクールカウンセラーの先生、いつでも対応できますのでというふうな形で連絡をとて、そういうような状況のときには、指導していただけと、こういうような形に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） いろいろ、教育長から答弁ありまして、わかったわけありますけれども。

教育事業というのは、本当に国家の将来を担う大事な事業であります。その子どもたちを守るというのは、我々大人の責任でありますし、そういった意味で、これ以上できないというぐらい、やっぱり安全対策は講じるべきであると。

予算の都合もあることは十分わかりますけれども、各自治体では、もう既に、いろんな形で、独自に安全対策については取り組んでおる。

前回、私はこの学校安全パトロール、このマグネットシート、これは南国市でもう既につくっておりますが、こういったことも、お金は確

かにかかりますけれども、この車を走らせている学校の、非常に関係者といいますか、どの車につけるかということは、十二分に検討しなきゃなりませんけれども、不法投棄に対するマグネットシート、これもよく公用車に張られて、あるいは民間の車にも、協力して張ってもらっている。それを見たときに、やはり、効果があると思うんですね。不法投棄しちゃいけない、ごみを勝手に捨てちゃいけないという抑制効果がある。

それと同じように、今、この学校安全パトロールないし、この子どもに対する、こういった、これだけ注目をし、注意をしているんだという、町全体が監視の目を光させていくという意味からも、このマグネットシートについては、再度、提案をさせていただきたいと思います。

そして、加茂市、新潟県の加茂市では、これは参考までに申し上げますが、人口3万5,000人の加茂市では、スクールバスを導入して、24台が現在、走らせておると。全小中学校の生徒で、利用しているのは、約30パーセントの生徒がそのスクールバスを、距離のいかんにかかわらず、そのスクールバスを利用している。

そして、その結果として、ことし3,000万の予算を使って、このスクールバスを7台ですか、たしか、購入して、もう隅々まで、希望があればスクールバスで生徒を運ぶと、こういう体制を組んだという報道も見ております。

そういう意味で、そこまでいかないにしても、本市として、できるだけの対策は、まだまだとれるのではないかと、このように思いまして、再度、教育長に質問をいたします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 菊地議員の再質問にお答えをいたします。

安全パトロール用のマグネットシートの件ですけれども、現在、こういうふうな形でつくろ

うかなというふうなところで、前向きに検討をしておるところでございます。

それで、腕章とかいうのは、もう、かなり、防犯パトロール用の腕章ですね、それを120枚配布して、老人クラブとかPTAとか、それから地区の方々のご協力を得ている皆さんに配布しておると。

なお、菊地議員のような声もありますので、委員会としては、そういう前向きに検討をしていくということで、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 大変、前向きな教育長の答弁いただきましたし、以上で、私の再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午前1時41分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時19分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、一般質問を行います。

本論に入ります前に、一言おわびをさせていただきます。

私、第3回定例会議中の9月16日、みずからの注意不足で右足切断のけがをし、長期入院となりました。市議会及び市行政関係の皆様、そして市民の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、改めておわびいたします。

幸い、傷口も癒え、去る12月9日に退院することができました。まだ松葉杖での生活でありますですが、準備中の義足が装着できれば、行動範囲も広げ、みずからの使命を果たすべく努める所存でございますので、今後ともどうぞよろ

しくお願ひいたします。

早速、質問通告に従い、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1、アスベスト対策について。

今年の夏場になってから、にわかにこのアスベストが社会問題として大きくクローズアップされてきました。

クボタやニチアスなど、アスベスト関連会社14社の従業員306人が、アスベストの吸引による肺がん、中皮腫等で死亡していることが明らかにされたのが発端であります。

しかし、このアスベストの有害性については、今から78年前の1927年、イギリスにおいて、石綿粉じんを吸い込んだために起こる石綿肺症が報告されています。その16年後には、今、問題の悪性中皮腫との関係も指摘されており、石綿を吸い込めば、こうした病気になることはわかつていました。

しかし、日本の政府は、戦後、この石綿の輸入再開を認め、1970年からの20年間は、毎年、30万トンの大量輸入となっております。

1964年のニューヨーク科学アカデミーの国際会議でも、アスベスト粉じんを吸い込めば、20年ないし40年後には発病することが指摘されていました。このため、アスベストは、静かな時限爆弾とも言われ、今日の日本の状況は予知されたことであり、この爆弾が爆発し始めたともいえます。

こうした危険なアスベスト被害から市民を守ることは、市政の重要な課題であるといえます。こうしたことから、このアスベストが私たちの生活のどのような場所に使われているのか、その粉じんを吸い込めばどうなるのか、その危険性を明らかにしていただきたい。

具体的には、次の諸点についてご検討をお願いいたします。

1、市役所内に各課横断のアスベスト対策プ

ロジェクトチームをつくり、総合対策のかなめとしていただきたい。

2番目に、公共施設の総点検を行い、徹底除去を行う。

3番目に、使用、在庫、廃棄の実態調査を行い、その結果を公表する。

4番、特にかかわりの深い労働者、周辺住民の健康診断をし、アスベスト相談窓口を開設する。

5、アスベスト関係事業従事者への労災認定の抜本見直し、被災者救済への新たな制度実現を国に働きかける。

6、製造、使用の即時全面禁止、在庫品の回収を図る。

7、アスベスト材使用の建造物は、解体時の安全対策の徹底を図る。

8、防災活動時の災害を発生させないため、消防隊員に防じんマスクを配備し、必要なときには、着用する。

以上、宿毛市長として、宿毛市民をアスベスト被害から守る責任ある立場から、市民の付託にこたえるご答弁をいただきたい。

2番、千寿園跡地の利活用について。

和田の国道沿いで、多くの皆さんの数々の思いを込めた千寿園も、小筑紫町福良へ新築。もとの建物は解体され、更地に変わりました。

この千寿園跡地の今後の利活用について、私は1つの提案をさせていただきます。

以前の宿毛市には、良心市はあっても、高知市の日曜市のように、売り手と買い手の心が通い合う対面市は余り見られませんでした。しかし、近年、金曜市、土曜市、だるま市、ふれあい市等々、地元産品に笑顔を添えて販売するすばらしい光景が見られるようになってきました。

また、サニーサイドパークのような常設市もできました。こうした市民の市へのエネルギーをさらに大きく発展させるため、国道56号線

からも見えやすい、行きやすい、千寿園跡地を宿毛市民の常設市としてご検討いただきたいと思います。

農産品はもとより、海、山、川からとれる宿毛の幸を地元の人も楽しみ、また、観光客にも喜んでもらえる。一方で、仕事の場を拡大することにもつながると思います。

こうした点から、ぜひ、前向きのご検討をいただきたいと思います。

3番目、指定管理者制度について。

この議会に、宿毛市中央デイケアセンター、螢湖ゴルフパーク、宿毛市国民宿舎「椰子」、すぐもサニーサイドパークの4施設を、今後、管理していく指定管理者を決定するための議案が出されております。

この施設を、指定管理者制度により管理することに関する条例改正は、9月の議会で議決されております。

こうした新しい制度の導入に当たって、市民の中から各施設の現場でどう取り扱いが変わるのが、不安の声が聞かれます。

言うまでもなく、公共施設そのものは、福祉、文化、教育、健康その他、市民生活の一層の発展のために建設、運営されるものであります。これまでも、公的施設の管理のあり方をめぐつては、市民との間に幾度かのトラブルがありました。

指定管理者による管理にかわれば、こうしたトラブルがさらにふえるのではないかとの心配があるわけでございます。指定した管理者の管理方法は、市の条例を逸脱した場合に、市長は、指定の取り消し、あるいは営業停止を命ずることになっております。

そこで、具体的にお尋ねしたいのは、指定管理者の管理に関する業務が適切に行われているかどうかを、市行政として、どのようにして把握するのか。規定に基づく相手方の文書報告だ

けでなく、現場実態を、市長としてどのようにして把握し、どう対処するのか、このことを明らかにし、今後とも、市民が安心できる公的施設の管理運営を求めるものであります。

また、政府は今、官から民へを声高に叫び、交付金や補助金等の削減を強行しつつあります。こうした中で、市の財政事情も年々厳しくなってはおりますが、今後の新たな指定管理者制度については、利用する市民の声をよく把握し、慎重の上にも慎重を期していただくよう、申しあげます。

4、河戸堤防への桜並木復活について。

宿毛市が、昭和52年に発行した書籍「宿毛市史」の中に、宿毛市の発展の中で、松田川が果たした役割が述べられています。しかし、時には、大洪水を起こして暴れ川となり、宿毛の人々を恐怖に陥れることもありました。

さらに、宿毛市史は、こうした水害の防止と、宿毛市内への用水確保のために、野中兼山の指導で建設された宿毛を取り巻く堤防と河戸堰は、宿毛の生命線となっていると評価されていると記しております。

また、河戸周辺のこの堤防には、桜の木が植えられ、人々の心を和ませていたと聞きます。しかし、今はその面影もなくなってしまいました。

そこで、宿毛音頭にある「春は河戸の瀬音も高く 清い流れにアユ踊る 土手の桜も色香に咲いて 四国遍路の笠に舞う」と歌う、こうした宿毛の風情を回復させようと、市民団体「清流と桜の会」が結成され、取り組みが進められております。

しかし、これまで桜の木があったといわれる松田川右岸は、住宅への日照権の問題、その他で困難があり、和田部落のある左岸への復活ということで取り組まれております。

今の河戸堰は、可動堰の上部を自由に往来で

き、皆さんのが歩きコースともなっており、市街地からも気楽に桜見物ができると思われます。

幸いにも、河川を管理する県の許可が下り、去る11月25日には、宿毛土木事務所との間に、河川敷地の桜管理協定も締結されました。いよいよこの3月には、桜苗木を植栽する運びとなっております。

そこで、市長は、こうした市民運動にどのようなお考えを持っているか、もしこれを是とするならば、宿毛市行政として、どう支援していくかについてお尋ねいたします。

5、悪徳商法対策について。

これまででも被害はありましたが、景気の低迷の影響もあるのか、人をだましてでも金をもうける悪徳商法が全国的にはびこり、高知県下でも逮捕者が出ています。

その方法も多種多様になり、高齢の方が多くねらわれているようあります。

その手口の1つが、住宅リフォーム詐欺であります。いろいろな肩書を持って訪問、居住者を安心させてから、家屋の床下や天井へ入り、すぐに修繕が必要とだまして、不用な修繕をして、法外な修繕代を払わせる。

また、電話機リース詐欺は、個人経営の商店などをねらって、言葉巧みに電話機のリース契約を結ばせ、高額のリース料を取るものであります。

さらに振り込め詐欺、サラリーマンや年金生活者にまで貸し付ける違法な日掛金融。借金の必要がないのに、無理やり貸し付ける押し貸しなどさまざまです。

宿毛市でも、裁判所その他公的な機関に似せた名称で、架空の請求をし、差し押さえまでちらつかせたはがきが大量に配達されているようあります。

そこで、市長には、宿毛市行政としても、市民が被害に遭わないために、どのような手当を

するかをお尋ねいたします。

振り込め詐欺などのように、振り込んでしまった後、その後の対策の難しいものもありますが、クーリングオフ制度など、相談が早ければ解決のつくものもあります。

そこで、宿毛市でも、ぜひ悪質商法110番を設置し、市民の相談を受けつけて、解決へ協力し、必要に応じて、警察との連携をとることも必要かと思われますので、この点も、市長のご所見をお伺いいたします。

6、有害鳥獣対策について。

今、政府は、景気が回復基調にあると喧伝しておりますが、確かに都市部の大企業は大もうけをし、昨年度の経常利益も、1位のトヨタが1兆7,546億円、2位のNTTドコモが1兆2,882億円の利益を上げています。

しかし、宿毛市に住む私たちには、景気回復の実感は全くありません。逆に失業等雇用不安、賃金切り下げ等で生活苦は増大しております。

こうした中で、宿毛市の基幹産業である農林漁業においては、燃料の高騰で、ますます事業が困難になっております。また、農林漁業においては、有害鳥獣による被害に悩まされております。

これまでにも、有害鳥獣対策については議論されてまいりましたので、今回は保護対策と駆除対策の一部について質問いたします。

まず、保護対策については、防護対策については、農家でもいろいろ対策がされているようです。その中でも、電気牧柵機の効果は多くの人が認め、新たな設置についての相談も多くあります。この施設は補助対象事業ですが、その利用状況、事業の内容、今後の事業の拡大等について、市長の考えをお聞きします。

また、イノシシ対策を中心に、金網による防護施設を設置している人もおられます。これについても、補助対象にする方向でご検討願い

ます。

次に、駆除対策についての、現時点での問題点についてお尋ねします。

被害額を最小限に食いとめるため、被害があればすぐに駆除ができるようにしていただきたい。事務的処理が完了し、駆除の許可が下りたころには被害が大きく広がってしまったことがあるようあります。また、狩猟期間終了後、原則として15日間は駆除ができないことになっておりますが、被害の実態によっては、狩猟期終了後、直ちに駆除をするところもあるようあります。被害が出ないうちでも駆除できる、こうした予察駆除との関係も含めて、宿毛市としての対応をお聞かせ願います。

もう1点、今、各方面でシシ肉、シカ肉をおいしく食べる工夫がされているようあります。各種イベントはもとより、料理店にもシシ肉やシカ肉のメニューがあります。また、アトピー性皮膚炎で牛肉等が食べられない人でも、シカ肉なら食べられるようあります。

宿毛市でもこうした肉の利用、消費拡大について研究を進めてみてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねいたしました。

私は、12月7日付でこの議会の質問通告を提出いたしました。その中の教育行政における3点は、すべて子どもの人権にかかわる内容であります。

ところが、それから5日間のうちに、子どもが刺された、殺された。東大助教授が中学生買春。そして、きのうは、塾の講師が教え子である小学校6年生の女児を刺殺の事件が続きました。

我が国では、子どもの人権がいかに軽く扱われているかを象徴するものであり、愕然としました。

しかし、私には人権を奪われた子どもたちのことを思い、これから子どもの人権が守られる社会に変えていく使命があり、そのためにも質問をいたします。

まず1点、通学途上の安全対策についてでございます。

広島で、そして栃木で、通学中の児童が殺害される事件が続きました。本人はもとより、我が子を殺された親の無念は察するに余りあるものであります。

こうした事件がいつ、この宿毛市で起こるかもしれないのが今日の日本社会であります。我が町でこうした事件を起こさないためにと、各地でこれまでにも増して、「子どもを守れ」の新たな取り組みがされております。

親が付き添っての登下校、自家用車での送迎、自治体による通学バスの運行、辻辻や危険箇所での大人による見張り、ガードマンの雇い入れ、避難の家を設定しているところ、その他あらゆる対策が見られます。

宿毛市教育委員会としては、どのような対策を実施されているのか、また、対策の継続性についてもお示しいただきたい。

2番目に、校内暴力の一掃についてであります。

児童や生徒たちにとって、学校は安心できる、楽しい場所でなくてはなりません。学校を恐怖の館にしない、させない取り組みこそ、学校教育の基本ともいえます。

校内暴力を大別すれば、まず、児童や生徒間の暴力があります。これは、いじめ、不登校にもつながります。また、弱者が刃物を持って逆襲する事件も発生しております。

次には、教師による児童や生徒への暴力があります。これは、体罰などとも表現され、教師による暴力を温存することにもつながっておりますが、刑法では、すべて暴力事件として取り

扱われております。

もう1つは、生徒による教師への暴力であり、集団で、また凶器による殺傷事件まで発生したことがあります。

こうした校内暴力をなくするためにには、校長を先頭に、教師集団が一致して暴力否定の校風をつくり、お互いの人権を尊重しあう校風づくりが大切かと思われます。

今年の高校野球も、各校で暴力事件が多発し、試合の中身よりも暴力事件に関心が集まった感があります。生徒をたたく、裸で校庭を走らせる等の事件を見るとき、指導者の人権意識の欠如も思われます。

宿毛市教育委員会として把握している宿毛市での校内暴力の発生件数を明らかにするとともに、こうした校内暴力、子どもの人権が尊重されない風潮を、どう改善するのかをお聞きいたします。

また、暴力に訴えなくても、教育はできる力量を教師に持たせるにはどうするのか。教師を暴力行為に走らせてしまう教育環境を、どう改善するのかについてもお尋ねいたします。

最後に、学校行事での安全対策について、お尋ねいたします。

学校内外の行事中に事故が発生することがたびたび聞かれます。こうした事故を防止するために、教育委員会として、どのような対策を立てておられるのか、お尋ねいたします。

今回は、特に落雷の被害対策を取り上げます。

これまでにも、学校行事中に落雷で死亡や負傷した事件がありましたが、その多くの場合に、学校関係者が落雷の危険に対する知識があれば回避できたと思われるものであります。

元土佐高の生徒が、サッカーの試合中に落雷を受け、負傷した事件の裁判で、高知地裁、高松高裁とも、生徒側の訴えを退けたことを、私は奇異に思っていました。しかし、最高裁は、

12月9日、上告を受理し、高裁判決が見直される可能性が大となりました。

この決定は、指導者が落雷の危険性に対する知識、予見能力を持たなくてはならないと判断したともいえます。宿毛市教育委員会として、この最高裁決定をどう受けとめるか。学校関係者に落雷の危険に対する知識、予見能力を持たせ、子どもを落雷被害から守るためにどうされるかについて、そのお考えをお尋ねいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初にアスベスト対策ということでございますが、浅木議員、今、アスベストの関係について、るるご説明もありましたが、まず、アスベストというもののそのものから少し説明をさせていただきたいと思います。重複するかもしれませんのが、お答えをいたします。

アスベストは、皆さんご存じだと思いますが、天然の鉱物繊維で石綿、「いしわた」と呼ばれておりまして、熱や摩擦に強く、切れにくい。酸やアルカリにも強いということで、丈夫で変化しにくいという特性を持っておるわけでございます。

昭和40年から平成2年にかけて、石綿として大量に輸入されまして、安価で加工しやすいために、以前は建物の内装ボードなどに多く使用されました。

それから、車両や船舶のブレーキやクラッチなど、さまざまな用途に使用されてきました。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題ではないということでございまして、その繊維が極めて細いために、飛び散ることがあります。それで、それを吸い込むことが問題になるために、労働安全衛生法とか、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで、

飛散予防等が図られておるわけでございます。

アスベストは丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺に入ると、組織に刺さりまして、これは15年から40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあるといわれている物質ということでございます。

昭和40年ごろには、アスベスト使用の有害性が、国際的にも明らかになっていたにもかかわらず、アスベストの輸入、生産、使用の全面禁止が行われなかつたが、昭和50年に吹きつけアスベストが使用禁止となりまして、今日では、一部の石綿製品を除き、輸入製造使用が禁止となつております。

ことし6月、先ほどのご質問の中にも出ました株式会社クボタが、石綿による従業員の健康被害を公表して以来、石綿製品の製造、取扱事業所で多くの従業員等が石綿の起因する中皮腫で死亡している事実が明らかになりまして、さらに事業所周辺の住民への健康被害が明らかになるなど、改めて石綿の有害被害が全国的に大きな社会問題となつてゐるのが実情でございます。

個々いろいろ、8項目ぐらいにわたりまして、議員からのご質問でございますが、一つひとつ取り上げていきますと、まず、1つは府内にアスベスト対策のプロジェクトチームをつくって対応すべきではないかということでございますが、これは、県におきましては、高知県アスベスト対策本部を設置しまして、アスベスト問題市町村連絡会におきまして、市町村との連絡調整を図つています。

県から、市町村も窓口を開設するよう、指導がありまして、本市では環境課が総括的な窓口となっておりまして、健康に関しては、保健介護課が、建築に関しては都市建設課が相談に当たつています。

県からの文書や、各種の情報につきましては、

これで関係課に周知するなど、情報の共有化を図つておりますが、今後とも、関係課との連携を密にして、対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、本市の公共施設におけるアスベストの使用状況につきましては、本年8月15日に554施設について調査しまして、市役所本庁舎及び下水ポンプ場の2施設に吹きつけ材が使用されているということが確認できました。

アスベストの含有の有無について、専門の調査機関に検体の分析を依頼しました結果として、毒性の少ない白石綿が含まれていることが判明しました。

このため、両施設の浮遊量調査につきましても実施をいたしまして、本庁舎の階段裏側壁面に0.28ファイバー・パー・リットルというふうな数字。それから、下水ポンプ場1階ポンプ室におきましては、0.24ファイバー・パー・リットルという数値が出ました。

これは、1リットル中に0.28の、本庁舎ではファイバー繊維があるというふうなことでございますが、アスベストの含有濃度に関する最も厳しい基準値では、世界保健機構が石綿に起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは、検出できないほど低いとしている濃度範囲を抑えることを目的として、環境庁が定めている敷地規制基準が、これは10ファイバー・パー・リットル、いわゆる10という数字が出ている。10ファイバーということがあります。

それで、高知県が定めた室内基準は、この10倍厳しい、国よりさらに厳しい1ファイバー・パー・リットルというふうになっております。

今回、調査しましたこの2施設でございますが、国よりも厳しい高知県の基準よりも大きく下回つておりますが、現状では人体に影響はないものというふうな報告を受けております。

一方、新聞報道でございました学校給食センターにつきましては、調理機器の含有調査のために、購入先の会社に問い合わせをしました。

そうしたところ、炊飯ライン、これは炊飯機器及びロースター、これは焼き物とか揚げ物の機器でございますが、これの一部にアスベストを含む断熱材を使用しているということが判明しましたために、本年10月1日に、周辺の浮遊量調査を実施いたしました。

この間、10月3日から、給食を一時休止しまして、10月3日の調査報告を受けるまでの間、保護者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけいたしましたが、この調査結果を申し上げますと、炊飯ラインで0.48ファイバー・パー・リットル、それからロースターが0.16ファイバー・パー・リットルという数値結果で、人体に影響がないということで、12月12日から給食を再開しております。

今後におきましては、吹きつけ材以外で含有が確認されている、これは波型スレートとか、壁面板等の解体時の取り扱いについては、これ、十分に注意しまして、近隣に飛散することがないよう、努めてまいらなきやいけないというふうに思っております。

それから、3番目でございますが、使用在庫廃棄状況の実態調査ということでございますが、失礼しました。今、10月12日を12月と申し上げた上でございます。訂正いたします。失礼しました。

廃棄状況、使用在庫廃棄状況でございます。これは、アスベストの優れた性質というものがありまして、いろいろ、さまざまな用途に利用されて、特に建材に多く使用されております。昭和30年ごろから使われ始めて、ビルの高層化とか、鉄骨骨材化に伴い、飛散性の高い吹きつけアスベストが、鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として、昭和50年ごろまで使用されて

きたといわれております。

また、安価、安い工業材料であったために、スレート材、それから防音材、断熱材、保温材などに使用されていましたが、代替可能なことがありまして、平成16年10月から、先ほど申しましたように、輸入、製造、使用が禁止となっています。

建設資材の在庫については、市内の2事業所に問い合わせをいたしました。ここでは、在庫はもうありません。それから、スレート板につきましても、平成16年9月以降のものは、無石綿板、これは石綿を使ってない板ということでございますが、ということになっているということを聞いております。

アスベストのところで言ったとおりですが、どの建物にどれだけ使用しているというふうな、市内全域の実態把握はいたしておりませんで、調査することが、市内全域ではちょっと困難ではないかなというふうに思っております。

廃棄処分も含めまして、広報等によりまして、これは周知を図っていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、住民の健康相談でございます。今のところ、市での健康被害等に関する相談というのが受けておりません。

これは、もしこういうのが出ましたら、幡多福祉保健所に、管轄ということになります。

幡多の福祉保健所では、今まで11件の相談があったということでございますが、宿毛市からの相談はありませんというふうになっております。

被害に遭った場合の対応につきましては、相談窓口は幡多福祉保健所となりまして、一次検診期間として、幡多健康センターで実施をして、内容として、これは問診、胸部レントゲン撮影、診察というふうなものが実施されるというふうなことになっております。

それから、5番目でございますが、関係事業従事者の労災認定であるとか、救済制度の新たな制度化への、国に対しての働きかけでございますが、現在、厚生労働省から各事業所に対しまして、退職者に対しても、健康診断を行うよう、要請を行っております。

その結果、一定の所見が見られる場合は、高知労働局に申請すれば、健康管理手帳の発行と、労災補償を受けることができるようになっております。

先日の新聞報道でございますが、国において検討されていた石綿救済新法案の公表がなされまして、労災が適用されず、石綿が原因で中皮腫や肺がんになった工場周辺の住民や、労働者とその遺族が対象となるものでありまして、来年の通常国会に法案提出という報道がなされております。

また、厚生労働省におきましては、石綿との因果関係について、医療的な裏づけは求めない方向で、労災の認定基準を見直すと、このような方針であるというふうに聞いております。

6番目でございますが、製造、使用の全面禁止、在庫品の回収ということをおっしゃっておられます。アスベストの製造は、既に原則禁止されておりますが、例外的に用いられているアスベスト含有製品については、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成をするため、代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含めて、さらに早期代替化を検討中であるということでございます。

在庫品の回収については、国から、本年8月に建材、建築物のメーカー団体に対し、アスベストを含有する建材等の情報公開、提供を行うよう、要請しているという情報を得ております。

それから、7番目でございますが、建造物解体時の安全対策の徹底、石綿を含有する建物の解体時の飛散防止ということになろうかと思ひ

ますが、これも、厚生労働省が、解体現場の安全対策を、労働基準監督署に届出を行うよう義務づけております。

また、吹きつけアスベスト除去工事は、大気汚染防止法によりまして、県にも届出が必要となっております。

また、労働基準監督署及び県におきまして、現場確認が行われるというふうになつているということでございます。

それから、解体作業における作業者につきましては、作業保護具や作業着の使用、作業者に対する教育、飛散防止の湿潤等が、作業マニュアルとして定められております。

8番目でございます。消防隊員への防じんマスクの配備についてでございますが、消防隊員が災害現場におきまして消火活動、救助活動、破壊活動等の消防活動を行う場合には、空気呼吸器とか、防じんマスク等を着用しまして、石綿粉じんを吸入しないよう措置を講ずることが、これは絶対必要でございます。

一定数の防じんマスクを配備していきたいというふうに考えております。

次に、千寿園の跡地の利活用でございます。旧千寿園跡地につきましては、3月28日に建物を撤去しまして、遊休土地となっておりますが、本市の厳しい財政状況から、行政改革大綱、並びに行政改革集中プランの中でも、財政の健全化と土地の有効利用を図るために、遊休土地の貸しつけとか、売却を積極的に検討するということとしております。

浅木議員から、千寿園跡地に新たな道の駅を建設すべきであるとのご提案をいただいたわけでございますけれども、本市には、平成3年4月に、宿毛サニーサイドパークが建設されておりまして、また、民間グループによって、だるま市とか金曜市等が開催されている現状とか、本市の厳しい財政状況からも、新たに公営施設

としての道の駅を整備することは、現在では困難ではないかというふうに考えております。

次に、指定管理者制度についての、るるのご質問でございます。

この指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力やノウハウを幅広く活用しまして、住民サービスの向上と、行政経費の節減等を図ることを目的に、導入されたものでございます。

公の施設の管理を、民間企業等に行わせることによりまして、住民サービスにトラブル等が懸念されるご指摘でございますが、本制度は、指定管理者に行政処分である公の施設の利用許可にかかる行為を行わせることはできますが、使用料の強制徴収を初め、不服申立てに対する決定や、行政財産の目的外使用許可等の権限については、地方公共団体の長のみの権限となっております。

このために、住民サービスに関して、不公平な取り扱い等が行われた場合には、市長が必要な指示を行うことができることというふうになっております。

指定管理者が、この指示に従わない場合は、その指定を取り消すことができることが、条例で規定をされております。

また、施設の休館日、開館時間とか、利用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取り扱い等の業務運営の基本的事項についても、公の施設の適正な管理の観点から、条例で明記することとしております。

さらに、毎年度、終了後に事業報告書の提出を指定管理者に義務づけるなど、適正管理について、十分チェックできる体制であると考えております。

指定管理者の指定の期間につきましては、個別の施設ごとに、条例で定めることとしており

ますが、期間の設定に当たっては、合理的な理由もなく、長期間の指定を行うことは、公の施設を効果的かつ効率的な管理の観点からも好ましくなく、施設の目的とか、実情等を勘案しまして、適切に定めることとしております。

今議会に提案申し上げました4施設につきましても、それぞれの施設に応じて、適正に期間を定めております。

次に、河戸堰と申しますか、河戸堤防の桜並木復活ということで、宿毛音頭の一節も浅木議員にご紹介を、改めていただいたわけでございます。

ただいま、清流と桜の会によりまして、桜並木の復活をしようという運動、動きがありまして、先ほど、議員からもご説明がありましたと思いますが、宿毛土木事務所、高知県から堤防へ桜を植えていいという許可がなされたということを聞き及んでおります。

この清流と桜の会ができたいきさつにつきましては、これは本市出身の竹内明太郎さんが創設された株式会社小松、小松製作所でございます。この小松製作所の会長さんが、ことし3月、当市にお見えになられまして、その時に小松の中に財団法人日本花の会というのがあって、花を全国に普及させているということでございまして、宿毛市にもぜひ、この花をどうかという話がございました。

そういういきさつを受けまして、市民の方々が清流と桜の会というのをつくっていただき、この団体でこの桜をいただいて植えていくじゃないかというふうな発案がございました。

この清流と桜の会の皆様には、非常に桜を愛するということ、そして宿毛の名物にしていくこと。河戸堰の歌のとおりのことをやっていくじゃないかというふうな気概でやっていただいております。

ただ、当市におきましては、桜前線一番乗り

をうたい文句としまして、平成2年より現在まで、約5万本の桜の苗木を配布しまして、市民の皆さんもよりございますが、多くの団体組織のご協力をいただきまして、大島桜公園を初め、市内各所に桜の植樹がなされております。

その桜の管理につきましては、それぞれの地区や関係団体の皆さんによります自主的な取り組みとして、桜の育成管理が継続されているという現状にもございます。

そういったことで、清流と桜の会の皆様方もも、こういった形での多大なご配慮、ご協力をいただき、先だっては、小松の会長がお見えになった後で、日本花の会所属の事務局長さん、それからその会の専門家の植物学者さんが、先般、当市を訪れまして、植樹計画地の現地調査を始めまして、当地の気候風土にマッチする種類の桜を選んでいただきまして、これは名称をセンダイヤというふうな形で、この花を当市に寄贈するということになったわけでございます。

この桜の苗木を、清流と桜の会の皆様が植樹をしていただけるということになっておりますが、この会への支援策につきましては、厳しい財政状況というのはご存じのとおりでございますが、美術的なスタンスを持って、桜の育成管理を継続していただいております既存の地区の方や、関係団体との均衡の面から、先も述べました苗木の提供を原則として、以後にかかる育成管理につきましても、清流と桜の会の皆様にお願いしてまいりたいと。

もちろん、これは行政として、今まで同様に、ほかの団体と同様なご支援もさせていただきたいというふうには思っております。

ただ、ここで金銭的にどうするということを、ちょっと確約というのは申し上げづらい状況にありますことをご理解願いたいと思います。

それから、悪徳商法対策についてでございま

す。るる議員からもご提案ございました、110番を設置せよとかいう話、対策について、万全を期せよというふうなご質問だろうと思います。

これにつきましては、当市におきましては、企画広報課を窓口といたしまして、市民の方からの相談を受けています。現在のところ、架空請求と思われるものとか、訪問販売によりまして、購入の希望がないのに契約を交わしてしまって、解約したいのだがどうすればいいかというような相談が月に二、三件ございます。

ご相談いただく内容によりまして、企画広報課で対処できるものであれば、相談者に対してアドバイスをしたり、クーリングオフによりまして、解約が可能なものについては、手続の説明をしたりしております。

相談の内容によりましては、専門的な知識がないといけないと、対応ができないというふうな件もございます。そのような件につきましては、県の消費者センターにご協力いただきまして、直接、相談者にアドバイスをしていただいております。

このように、市民の方々が悪徳商法とか、詐欺まがいの行為に遭われたときの相談窓口を、企画広報課に設けていることとか、架空や訪問販売などについて、注意を促すように、適時、これからも広報にも掲載していきたいと思っております。

まだ、市民の方々にここで受け付けている相談窓口ですよということが広まっていないのであれば、引き続き、広報などにより伝えてまいりたいというふうに思っております。

次に、有害鳥獣対策でございます。これは、いろいろ議会の中でもご質問、たびたび出まして、畑をつくっている人とか、現地の方々、非常に被害に遭われているということは、十分承知しております。

近年の被害状況からまず申し上げますと、平成15年度が被害面積45.49ヘクタール、被害額で1,371万5,000円。16年度では、面積が68.06ヘクタール、被害額におきましては2,235万7,000円。17年度は、これは10月末現在でございますが、被害面積33.45ヘクタール、被害額が1,092万6,000円という状況になってます。

年によって、多少の差はあるかと思いますが、農林産物の生産者にとっては、非常に苦労されているというふうな思いを持っております。

このような現状におきまして、本市の有害鳥獣対策としましては、宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会を開催をして、猟友会、農協、森林組合、鳥獣保護員、県の関係機関と連絡をとり、対策を講じておるところでございます。

主な事業といたしましては、イノシシとシカ、これは1頭につきまして5,000円。サルは1匹につき1万円の捕獲報償金を支出しまして、お話をありました電気牧柵機設置に関する補助事業を、また実施しております。

この電気牧柵機1基につきまして、1万8,000円の補助を行っております。

交付実績でございますが、平成15年度には14基、これが25万2,000円。平成16年度では2基、3万6,000円。平成17年度では8基、14万4,000円という電気牧柵機補助の交付実績がございます。

電気牧柵機につきましては、地区長さんとの懇談会等でお知らせをしてまいりました。周知不足の面があったかもしれません。今後はまた、関係機関と協議をして、よい周知方法を考えていきたいというふうに思っております。

それから、あと、いわゆる余りなじみでない言葉でございますが、予察捕獲ということで、被害が出てからじゃいけないよという話ですが、これは先ほど申し上げました宿毛市鳥獣被害対

策協議会が、これは認めたものに対して許可することができますが、捕獲の実施に当たっては、過去5年間における鳥獣の被害等の発生状況、それから生息状況を検討しまして、生息数を低下させる必要があるほど、強い害性が認められる場合にのみ、有害鳥獣被害発生予察表と、有害鳥獣特別捕獲計画書というものを、予察捕獲実施の前年度の3月末までに作成してやる必要があります。

これも今後、きちんとした形で、被害が出ないような形をとってまいらなきゃいけないというふうに思っております。

それから、浅木議員のあの話で、イノシシの肉だ、シカの肉の利用方法を、市としても研究せよというふうなお話だったかと思いますが、これは、肉を、とってきた肉を販売するとか、利用方法というのは、なかなか今の市役所の体制ではできることは、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。

いろいろな、知恵は出すことはできますが、取り組みの体制としては、ちょっと無理じゃないかなと。これは、民間の方々に、ぜひこの肉の利用方法というものはお願いをして、取り組んでいただきたい。

ただ、できたものに対して、外に向かって売るということに対しては、ピーアールをしてまいりたいし、外に向かって、売り子になっていらっしゃる構いませんので、市の特産として、そういうものについては、十分なご協力をさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、1番、浅木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初に子どもたちの通学途上の安全確保についてでございますが、宿毛市でも、前年度を上回る不審者情報が確認されており、深刻

に受けとめておるところでございます。

10月には、PTAを初めとするさまざまな団体に、子どもたちの安全確保対策の協力をお願いしたところでございます。

また、子どもたちの安全対策は、不審者に限らず、交通事故、災害など、さまざまなことが考えられます。このようなことを踏まえ、交通安全の指導を初め、防災対策など、今後もいろいろな取り組みを図っていきたいと考えております。

特に、不審者対策につきましては、子どもたちが犠牲者とならないよう、先ほど、菊地議員のご質問にお答えしたような取り組みを、今後とも強力に進めていきたいと思っております。

しかし、社会情勢等、非常に厳しい状況にあり、今後とも皆様のご意見をお聞きすることや、研究討議をする中で、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、校内暴力の一掃について、お答えをいたします。

宿毛市におきましては、過去5年間で生徒間同士の暴力事件が7件、教師の暴力行為が3件発生しております。

まず、生徒間同士の暴力の排除につきましては、先ほど答弁いたしましたように、いじめや暴力を許さない学級づくり、問題行動への毅然とした対応が大切であります。

研修等を通じ、教職員の資質の向上を図り、教職員が一丸となり、一人ひとりの児童生徒を理解をし、適切な指導、支援が行えるよう、指導してまいります。

次に、教師の暴力についてでございます。

体罰が起こる原因として、厳しくしてほしいと、こういう保護者の期待や願いを一面的にとらえ、信頼関係があれば手を出しても大丈夫といった、誤った認識から体罰を行うということござります。

いずれにいたしましても、教職員の暴力は許されるものではございません。教育委員会といたしましては、このような暴力行為に対しては、厳しく対処するとともに、再発防止に向け、取り組みを行っているところでございます。

学校教育において、体罰をなくしていくためには、教職員一人ひとりの自覚を促すことはもとより、教職員が一致団結して、体罰を生まない学校づくりを進めることが必要でございます。

そのため、教職員の人権意識を高め、生徒指導のスキルアップを図る研修の実施、管理職のリーダーシップのもと、教職員の共通理解と、風通しのよい職場環境づくりを進める。可能な限り、情報発信し、保護者との信頼関係を築くとともに、体罰は絶対行わないという学校の強い姿勢を示すといった取り組みを進めているところでございます。

また、部活動を初めとするスポーツの分野での暴力が目立つというご指摘でございますけれども、部活動では、強くするためには、体で教え込むといった指導者の経験に基づく考え方、勝敗にこだわる余り、本来の教育目標である人間形成からかけ離れた指導をしているケースも見受けられます。

勝利第一主義や、愛のムチといった体罰を容認する土壤や風土は、少なからず体育分野にもあろうかと存じます。

しかし、体育分野においても、暴力行為は決して許されるものではございません。いかなる分野であろうと、暴力行為に対しては、厳しく対処していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって、暴力は許さないという環境づくりを進めてまいります。

次に、学校行事での安全対策について、お答えをいたします。

児童生徒の安全対策につきましては、災害事故、事件の発生した場合に備え、防災、防犯対

策の徹底を図り、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう取り組んでおります。

さて、雷による被害につきましては、この8月には都高体連の軟式野球新人戦の試合中に芝生に落雷し、高校生の2人が負傷した事故がございました。また、平成9年8月に、大阪のサッカー大会の試合中に、土佐高校1年生が雷雨に遭い、意識不明の重態に陥るというショッキングな事件を記憶しています。

宿毛市におきましては、雷が発生すれば大会を中断する等の指導をしており、幸いなことに、これまで学校行事等での児童生徒への雷被害の事例はございません。

しかし、遠くの雷鳴だから大丈夫といった甘い認識で避難がおくれ、惨事につながることも危惧されます。今後、教職員の雷に対する知識を高めていくとともに、雷の発生があれば、すぐに安全な場所へ児童生徒を避難させる等の指導を徹底してまいります。

そして、雷を初め、火災や地震、津波、台風等の防災の取り組みを進め、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をさせていただきます。

市長と教育長に質問をいたしましたが、まず、市長に対する質問の方から、先に進めたいと思います。

そのうちのアスベスト対策についてですが、先ほど、このアスベストについての被害、なぜこういうふうになっていくかということについても、わかりやすいご説明がございました。

そうした中で、宿毛として何ができるかということが、非常に大事であります。

先ほど、市長も詳しく説明されましたが、そういうことについて、アスベストそのものの

危険性について、今の市民の中に、市長、わかっているだろうということですが、まだまだわかつてない人もおると思うわけです。

そういった点で、より市民の皆さんに、この危険性が認識できるような取り組み、こういったものをしていただきたい、このように思います。

それと、一番大事なのは、この宿毛市から今のとこ、市長は被害が出てないというご答弁でございました。これからも、そういう被害が、健康被害が出ないことを私も望むわけであります。

しかし、これは長期の潜伏ということもありますので、被害に遭った恐れのある人に対して、やはり必要な措置をしてもらいたいと。特に、そういう心配のある人、これはアスベスト工場で働いていた人、そしてその家族。ここにはアスベスト工場はありませんので、そういう心配はないかもわかりませんが、もし、そういうところへ若いときに勤務しておった、そして帰ってきたとか、そういう人はおるかもわからんわけです。そういった面で、対策が必要だと。

それと、もしアスベスト工場、近くで住みよって、今、宿毛へ帰っている、こういった人についても、被災している恐れがあるわけでございます。

こういった人について、特に家族、アスベスト工場の従業員の人の家族についてまで、同じ結果が出ているということに、私は驚きました。これは、従業員の方がアスベスト工場で働き、そのまま帰ってくる。そして、その着た物を家で洗濯する。脱いだり洗濯する。そのことによって、家族の中にもアスベスト被害者が出ているという報告がされているわけです。

そういう面で、直接従事してなかつても、家族が巻き込まれる、こういうこともあるわけでございます。

それと、生産工場でなくても、この資材を使っているとこ、この面では、市長もお話がありましたが、船の関係、船舶工場で働いていた人にアスベストによる被害者が多く出ていると。その次に多いのが、建設関係というふうになっているようあります。

こういった方については、ひょっとしたら宿毛市の中にもおるんじゃないかと心配されるわけでございます。

本人の訴えがなければわからないわけでございますので、こういう職歴、前歴のある方については、極力、健康診断を受けて、早期発見、早期治療、これをするような取り組みを進めもらいたい、こう思うわけでございます。

それと、アスベスト機材、こういったものを現在、使用している建物、こういったところに住んでいる人がおるわけです。これについては、所有者、居住者ともに、やはり危険性のあるものについては退去するなり、いろいろなアドバイスをするべきじゃないかと思うわけです。

消防への防じんマスク、これは特別小さな繊維でございますので、専用のものがあるというふうに聞いているわけですが、そういうものを配備していただけるという回答でございましたので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

こういった面で、宿毛市の中で被害者を、あれば早期に解決する、こういうふうにしてもらいたいと思います。

それから、宿毛市の公共事業における、公共的施設における使用状況について、先ほど、市長からお話をありました。これについては、昭和63年、この年度に第2回、第3回の定例会議で、現議長の岡村議員も取り上げております。

その市長答弁の中で、宿毛市ではアスベストの関係については、使用しておりませんと、議事録に残っております。

当時の市長、現在はかわっておりませんので、責任はないわけではございません。やはり、十分な調査をして議会で答弁したのか、私は非常に疑問に思うわけでございます。

先ほど、市長の答弁では、量的に少ないからということでございましたが、それでも使っていることには変わりないと、そういう面で、正確な答弁ではなかったと疑問に思うわけでございます。

この点について、もし、わかればお答え願いたい。

それと、学校給食センター、これにつきまして、過去には手袋の問題で岡村議員が取り上げておますが、今度また、新たに使用している状況が発生したと。確かに、そのまま食について入るということではないかもわかりませんが、こういった子どもの食事をつくる、こういった場所にあること自体、非常に問題があるんじゃないかと。

所定の基準以下であるということではあります、やはり再検討るべきじゃないかと思います。

以上が、アスベスト問題についての再質問であります。

続きまして、千寿園跡地につきましては、私の方で提起をいたしました問題について、市長の方では土地の有効利用、財政事情も厳しいということでございますが、今後、市民の声を聞いて、やはり判断をしていただきたい。

確かに塩漬け土地もございます。いよいよ不適などこを長期に持つとくということについては、財政上の問題ありますので、私もそういうものについての早期処分については、同感でございますが、市民がどうしても使いたい、こういうふうに発展させたいというものについては、やはり考えていくべきじゃないかと思います。

指定管理者制度については、市長から答弁あ

りましたが、実態把握、こういった面について、市長として今後、十分留意して進めてもらいたい。こういうことで、この項目についての再答弁は求めません。

それから、河戸堤防への桜についてですが、これについてのいきさつについても、市長の方から説明はいただきました。私が前もって長い説明をいたしましたのも、確かに宿毛市に5万本の桜を植えた、このことは私も知っているわけですが、特にそういった伝統を復活しようということでこれから取り組んでいる、そういう面で、やはり宿毛市の中心部へ、こういった昔の名所を復活する、こういった取り組みについて、今後、さらにご検討をいただきたい、こう思うわけでございます。

悪徳商法につきましては、企画広報課が窓口ということでございますが、相談に来た市民に対して、やはり、内容にもよるということでございましたが、やはり適切にそれぞれのアドバイスをしてもらいたい、こう思うわけでございます。

できれば、特別に窓口をつくって、の取り組みということにしていただきたいと思います。

有害鳥獣、これについては、先ほど説明いただきましたので、なお今後、被害が発生する、こういう状況になったら、新たな取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、市長に対する再質問を終わります。

今、質問いたしました内容についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問にお答えを申し上げます。

いろいろ、アスベスト関係で、いろんな対策をしなさいというご指摘でございます。

市として、できる限りのことはやっていかなければいけない。その前歴調査というふうな、市

民の方に対して、そういうことはちょっと無理かと思いますので、やはりアスベストの危険性というものを皆様に知っていただくということが大切でありまして、その上で、こういった該当する方については、検診ということをしていくいただきたいというふうな、ご自分の方から手を挙げていただくというふうなことを、広報等で周知してまいりたいと、このように思っております。

アスベスト関係は、非常に、15年とか20年、30年というタームで発生するということを伺っておりますので、昔いた人が今ごろになって出てくるというふうなことがございます。まず、そのアスベストの怖さというものを、きちんと広報すべきだというふうに思いますので、この面につきまして、市民の皆様に知らせてまいりたいと、このように思います。

それから、公共施設の使用状況、十分な調査をしたかということでございますが、恐らく、私の記憶では、大分前にアスベストが、これは使っちゃいけないということであります、かなり騒がれた時期がございました。

その後、ずっともうこれで終息したかと思いましたが、今回、このクボタの関係ですか、そういうことで、急に、恐らく吸った人が発病したということでございますので、これで新たに、これは調べなきやいけないんじやないかということで、国や県からも調査が来ました関係で、きちんと調べた結果が、庁舎の階段裏であるとか、そしてポンプ場であるとか、そして給食センターというものが出来ました。

そういうことで、これは市役所あげて、きちんと調査した結果でございますので、そのとおり報告させていただきます。

また、給食センター、石綿、これが、昔は当然のごとく使われてたわけでございますので、そういう意味も、話も先ほど、させていただい

たわけですけど、給食センターのこの後でございますが、これは石綿使用がありましたけど、浮遊物、その〇。何ぼということは、先ほど数字で申し上げました。これは、機材を変えて、今、石綿使用をしておりませんので、このこともご報告を申し上げます。

それから、千寿園の跡地でございます。市民の声を聞けということ。市民の声を、この議会の場でも、議員の皆様がおっしゃることが市民の声というふうに、私も受けとめているわけでございます。

全部聞いていると、本当に財政状況も大変でございまして、本当は全部聞いて、やりたい気持ちはあるんですが、そこら辺の財政状況、市の置かれている立場、そういうものと、本当に公共的にいい選択は何かというものを、やはり我々、判断していかなきやいけないんじゃないかなというふうに思います。

それにはまた、議員の皆様方からも、いろいろなご意見をいただいたり、こうやつたらどうか、こうしたら財政状況見渡しても、こうじゃないかとかいうふうなご提案も、いただければありがたいのかなという気はしております。

何も、市民の声を聞かないということではございませんので、聞きながらいい選択をしていきたいということでございます。

それから、清流と桜の会につきましても、これはもう、その会のことだから知らんぜよという話じゃなくて、これは行政としても、できるだけのことはやっていきますというふうなことでございますので、ご了解を願いたいと思います。

それから、悪徳商法に対する特別窓口をつくれということでございますが、これは機構的な問題、人員的な問題もございます。今は企画広報課で、この対策の窓口でございますということでご容赦を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 教育長に対する再質問を行います。

通学途上の安全対策、これについては、菊地議員の質問でもありましたし、あの質問にも入っておりますので、再質問はいたしません。

それから、そこで私は学校行事での安全対策について、先ほど、説明がありました、その中で、雷の危険性、これについての認識は新たにしているということでございますが、一番大事なのは、現場で即座にどう判断するかということでございます。

普段から、そういう知識を持ってないと、判断できないと思うわけです。

私も、長期に営林署の中におりましたので、雷については、非常に危険な思いもし、また、現場で職員が亡くなるというふうな事態も発生して、困ったこともあるわけです。

そういった面で、やはりこの、具体的に取り組みをどうするのか、雷対策。

主には、梅雨明けが一番激しいようでございますが、それ以外にも、時々発生しますので、それまでに、そういう時期までに、できるだけそういうふうな機会をつくっていただきたいと、こう思うわけでございます。

時間的なものもありますので、この点に絞って再質問をいたします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、1番、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども、雷に対する安全性の取り組み、このことはお話し、ちょっとしましたけれども、一番大事なことは、やはり教職員に、この雷の危険性ということを周知徹底すると。

幸いにも、先ほども申し上げましたように、

2つの事例もございます。また、今、浅木議員さんの方からも、そういう事例もいただきましたので、そういったことを、学校の方にお知らせしながら、取り組みをしていきたいと、このように思っております。

行事に、ほとんど宿毛市の場合、教育委員会がかかわっていきますので、余計にそういった取り組みが展開しやすいのではないかなと思いますので。

とにかく、教職員の意識向上、雷に対する知識の向上ですね、そういったことを指導して、取り組みをしていきたいと、こういうように思います。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 市長から、いろいろな説明を受けましたが、やはり市民生活を守るということで、これからもぜひ取り組んでいただきたい。

そしてまた、教育長には、子どもの命と人権を守る、こういった観点から、先ほどのような教師による判断ミス、過失がないような取り組み、こういったものをお願いいたしまして、再質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時56分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、一般質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢に質問の中心を置きながら、個々にわたり質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成18年度予算編成方針についてでございますけれども、政府与党の三位一体の改革による宿毛市への影響、こういうことについて質問をしてまいります。

去る11月の末に、三位一体改革に関して、政府と地方6団体との合意がつき、昨年度から懸案となっておりました地方への3兆円の財源移譲、そしてその中身の、残っていた6,000億円、このことが決まったということになっておりますけれども、そもそもこの改革案は、国から地方へ補助金等を4兆円も減らしながら、一方で地方には3兆円だけ財源移譲する、こういうものでございました。

しかも、財源移譲については、その算定根拠に、人口が大きなウエートを占めることが予想され、高知県や本市にとては、極めて厳しい結果が予想されております。

さらに、この三位一体改革の残っている課題といたしまして、今後、地方交付税の見直し、これが、これから本格的に検討されるということになっておりますけれども、本市にとても、全く予断を許さない情勢になっていると思います。

地方分権の推進のための三位一体改革とは名ばかりで、過疎化が急速に進行している高知県や地方の市町村は、財政運営の見通しがたたない地方破壊の改革でございます。

また、自公両党の合意によって、防衛庁の省への昇格と引きかえに、児童手当の支給は、小学校5年までから6年生までに引き上げられます。

対象年齢の引き上げは大きな前進でございますが、国と市町村の負担割合が逆転し、地方の負担増は、合計で2,300億円に達するといわれております。

既に平成16年度から、地方交付税は減額されてきているわけでございますけれども、今後、

国の動向も含めて、本市にどのような影響が予想されるのか、大まかなことについてお聞きをいたしたいと思います。

市長は、この三位一体改革について、どのように評価をしているのか、のことについてもお聞きいたしたいと思います。

次に、宿毛市行政改革推進委員会の内容を、どう反映させるかということで、私は、この推進委員会の会議は、まだ継続中であるという認識のもとに、この協議会の進行や検討内容と、18年の予算編成について、8日に質問をするとの通告を出しておりましたけれども、通告後の去る9日に、新聞に宿毛市行政改革推進委員会の答申が提出され、これを受け、市は行政改革大綱と、集中改革プランを発表したと報道をされました。

議会には、まさに先ほどの午後の会議前に、直前に、その資料が配付されたわけでございますけれども、議会で、議員や市民にまだ報告もされてない段階でございましたので、いわゆるプレス発表、宿毛市の公表ではないと、私は思っているわけでございますけれども、市民に説明していく手法が、少し理解できません。この点について、説明を求めておきます。

この大綱の内容は、17年度から実施する事業も含めて、平成18年度予算においては、この大綱をもとに編成することとなっております。

当然のことながら、12月議会は、来年度の予算編成についての基本姿勢をただせる議会でもあるわけでございまして、この大綱と予算編成方針を、どのように基本的に生かしていくのか、このことについて、今の段階でのお答えをいただきたいと思います。

その内容につきましては、後日、議会あるいは市民に具体的な形で、行政の方が説明をする手順を踏んでいるようでございますので、個々の内容については、当初の質問の予定から外さ

せていただきまして、今後のいろんな場の中でただしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、県の管理施設の運用についてということで、坂本ダムの放流システムについて質問をさせていただきたいと思います。

9月議会も、この件について質問をいたしました。その時点では、市の行政の方が、この県営のこの施設の運用について、正しくその状況をつかんでないと。掌握していないということで、そこでの具体的な今後の対応等、あるいはことしの8月時点の渇水時点で、なぜあのダムが放流をされなかったのか、放流がおくれたのかということについて、具体的な答弁をいただいておりませんでしたので、今後、そのことの理由について、説明をいただき、今後、このようなことがないような、具体的な、私はマニュアルをきちんと、市としても掌握し、またその内容についてただすべきところがあれば、きちんと宿毛市という立場から、県に対し、その内容を申し上げて、きちんとした対応をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そのような点で、今後の具体的なダムの放流システム、特にこの渇水時における放流についてでございますけれども、下流における流速の測定や、あるいは基準量の問題等、その状況が客観的に判断がされる、そういうきちんとしたマニュアルを、公にきちんと、県の方が設定するよう求めていくものでございまして、市の方についての、そのことについての対応を求めるものでございます。

続いて、同じく県管理の施設についてでございますけれども、先ほどの坂本ダムのこともございました。いわゆる宿毛市が直接管理していない、これは横瀬川ダムについても、県営の施設でそうでございますが、県や国任せにすることではなくて、やはり、宿毛市がきちんと、そ

この操作の、あるいは運用のマニュアル、そういうところをきちんと掌握をして、市民の立場から、のことについてはつきりとして、県や国にものを申していくということが、私は必要ではないかと思うわけでございますけれども、そのような点での河戸堰からのこの用水の確保について、質問を続けてまいりたいと思います。

これも、昨年の、特に6月、7月、8月にかけて、宿毛用水があるあの河戸堰から取水している用水が、非常に少なくなつて、農業用水に影響が出たり、あるいは、まちの用水にとって、農業用水としていくわけでございますけれども、余りにも少なくなったために、非常に夏場、においが発生して、市民の間から、いろんな意見が出たり、あるいはコイが死んでしまったり、あるいは、用水ポンプが水が少ないために空回りをしてしまって、水が上がらなくなつただとか、そのような、非常に用水が不足する事態が発生をいたしました。

これに対して、市民や、あるいは市の対応もしていただいたとは思うわけでございますが、果たしてこの現在の可動堰が、当初のあの野中兼山がつくった石積の河戸堰、これと同じ機能を果たせるのか、果たしているのか、あるいはそれ以上の役割を果たしているのか、そのことについて、いろんな論議がされているわけでございますけれども、市民の間からも、私も思うわけでございますけれども、以前のような形で、河戸堰に水がたまっていない。いわゆる水位が低いために、用水に向いて水が流れていかない。このことが、私はあるんじゃないかというふうに思います。

のことについて、県の方は、仮堰を10年間つくっていたと、工事用の。そのために、その仮堰は、以前の河戸堰から10センチ、水位を高くしていたので、この間の10年間の思いが、工事が完成をした後に、元に戻ったことに

よりまして、市民が水不足を感じているんではないか。

現在の堰の高さは、前石積の河戸堰と同じだという説明がされたと聞いておるわけでございますが、だれが見ても、かつてのような水位は保っておりません。

市の文化財として残された石積の堰が、現在も部分的に残っているわけですが、あの堰と、かつての堰の水位は全く一緒です。

ですから、あこに行って、現場で見ると、10センチ近く水位が下がっているわけでございまして、なぜこういうことになるのか、私もいろいろ考えてみたわけでございますが、今までには、いわゆる魚道、あるいは放流という形で、堰板を閉めてその水位を確保していたわけです。そうしながら、水は石積の天端を越えながら越流をして、そういう水位を確保してきたんですけども、ところが、可動堰になることによって、恐らく、私は堰板の高さと同じ形で、可動堰の天端をそろえたのではないかなど。

そうすると、構造は一緒でも、なかなかその放流する横断面積が、今まで堰板はせいぜい数メートルであったものが、それが現在、見てもわかるように、何十メートルもずっと、可動の堰から越しているわけです。

ですから、私は水位が上がるはずはないんじゃないかというふうに感じるわけでございますが、その辺について、県の方がどう認識をしているのか。そして、宿毛市もそれを受けて、どのように判断をしているのか、このことについてお聞きをいたしたいと思います。

県の方は、暫定的なことも含めて、水位が上がる対策はとらなければならないとのトップの判断もされているようでございますけれども、しかし、このようなことについては、きちんとした、私は検査というか、これが必要ではないかと思うんです。

今までの堰と全く同じ高さというのならば、具体的に図面の中で、あるいは工事の完成のそういう資料の中で、同じだという証拠と申しますか、資料も、私は必要じゃないかと。そういうことを受けて、市としては、市民に説明していく必要があるのではないかというふうに思いますので、この辺についての市の方の対応を求めるたいと思います。

続いて、総合運動公園の遊歩道の活用についてでございますが、現在、総合運動公園の東側部分に、大規模な遊歩道、これが建設をされております。クロスカントリーに使えるようにということで、数千万円の工事費かけて、ここにこの遊歩道が現在、つくられているわけでございますが、私が当初、この工事の内容についてお聞きしたときには、できるだけ自然を残して、山あり谷あり、あるいは木もできるだけ伐採をしないで、そこを避けながら、自然を生かした公園をつくりたいというお話を聞いていたわけでございますけれども、この間、工事中のその作業道、作業している遊歩道に行って見たところが、とにかく、物すごい形で切り取りがされております。これは、自然の状況を生かすどころか、自然が、私は破壊をされたような、そういう自然公園、あるいは遊歩道、そういうことには似つかわないような工事内容ではないかなというふうに思います。

ただ、結果的に、今はこういう形になっているわけでございまして、このことについて、その工法上の問題、あるいは今後の運用の問題等の中で、勾配のことや、長さのことや、土の埋め戻しのことなどをした結果、このような形になると思うわけでございますけれども、そのことについての、若干の説明も求めて、最初にいきたいというふうに思います。

そして、このような大きな予算をつぎ込んでの遊歩道の建設でございますので、これをやは

り、有効に活用していくこと。そのことを行政として、きちんと対応していく方向が必要ではないか。

運動公園用地として買収したんだから、何が何でも、そういう用地らしく、工事をしたということではなくて、やはりそのことを、宿毛市にとって、本当に役に立つ、そういう施設として、今後の運用について、どのように市の方は考えているのか。

そして、このことの管理については、現在は都市計画の中でやられているわけでございますが、管理運用完成した後には、いろんなそこの管理形態があるのではないかというふうに思います。

そのような点で、今後はどういう形で検討をされているのかということについて、お聞きをいたしたいと思います。

続いて、教育長にお聞きをいたします。

児童生徒の登下校の安全対策ということでございます。この項目につきましては、以前、2人の議員から、きょうも質問をされ、そしてそれぞれ答弁がされておるわけでございまして、どうしても、この宿毛市としても、できる限りの対策をとっていく必要があるのではないかというふうに思います。

そのような点で、その前段の方が指摘しなかった点、私の方からちょっとだけ提案をさせていただいて、このような方向はどうかなということについて、答弁を求めたいと思います。

教育長の方から、地区長さんの方にも連絡をして、そういう不審者対策については、対応してくれという形をされたとの答弁があったわけでございますが、やはりこのことについて、地区長さんは当然ですが、やはり地域の中でこういうことが論議をされるというふうな形の対応を、恐らくその地区長さんについてのお願いについても、そのような内容ではあると思うん

ですけれども、地区長連合会の会議であったり、そういうところにきちんと、今後の地域ぐるみで、このような子どもたちの安全を守っていくということは、これから非常に重要になってきていると思いますので、そういうことについての検討を求めたいというふうに思います。

そして、もう1つ、私が考えましたのは、そういう登下校の情報、あるいは不審者であったり、あるいは工事中であったり、いろんな登下校における情報があると思うわけでございますが、そのような点を、保護者の携帯電話に学校側が、加入している保護者には一斉にメールが打てるシステムあると思いますので、そういう、各学年ごとの先生を中心としたそういう連絡網、そういう形のものも、今、どこでも、携帯電話皆さん持っておりますので、そういう情報というのがわかるんじゃないかなというふうに思います。

余りにも過保護だと。過保護だとかいう話も聞くわけでございますけれども、やはり私は、今のこういう市民が一番心配していること、今、いろんなところで起こっている事件について、この宿毛市でも起こって不思議ではないという、そういう心配があるために、皆さんの関心は非常に高いところにあるわけでございまして、こういうものについて、的確な行政としての対応を、議会として求めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

続いて、市民体育館のトレーニング機器の利用促進についてでございます。

私も、たまにこの市民体育館のトレーニング機器、利用させていただいているわけですが、非常に利用客が、利用する人たちがふえてきております。非常に好ましいことだと思いますし、中高年の皆さん方も、高年という、高年に、部類に入る人もおりますけれども、非常に幅広い形で、この機器を利用されている姿が映るわけ

でございます。

担当の職員さんに聞いてみると、まだまだ利用がふえても、機器の種類であったり、内容等においては、対応できるというふうな話も聞くし、あるいはまた、今後もさらに充実していかなければならぬという話も聞いているわけでございますけれども、一方で、こういう人たちがふえる一方、自分の筋力トレーニングをしていく。あるいは健康管理していくためには、どういう形でこのトレーニング機器を使ったらいいのかということで、迷っているというか、具体的にそういう相談をしたいという人たちがおられるというふうに聞いております。

このような人たちに対して、効果的なトレーニングを進めていく、ボランティア的な形でしかこれはできないと思うわけでございますけれども、そういうインストラクター、そういう方々も配置をしながら、これから予算の執行というのは、積極的な対応を、私はしていかないやいかんと思いますし、病気になった人のためのお金、これも大事ですけれども、今、こういう人たちの健康を守っていく。よりそういう健康な体を維持していく、こういうことにお金を使うことによって、将来のそういう予算的な効果というのが、私は生まれてくるし、そういう意味での積極予算という形も、私は18年度の予算編成方針についての、いうようなことですけれども、そういうことについても、求めていきたいというふうに思います。

そして、今後、予定をされております総合型スポーツクラブ、こういう形で、現在、宿毛市は補助金をいただきながら、これの結成に向けての準備を進めている段階でございますけれども、こういう位置づけの中にも、ぜひともこのような施設も取り入れながら、いわゆる競技一本、大会一本のスポーツではなくて、そういういろんな人たちのレベルと申しますか、ランク

の人たちが、そういうスポーツに楽しめると、そういう状況をつくっていくためには、非常にいい、こういう施設ではないかなというふうに思います。

そういう点でも、今後、どういうふうな形で検討をされているのかということについて、お聞きをいたしたいと思います。

最後に、介護保険法の制度が、この4月から変わるわけでございますけれども、今後、軽度のそういう認定者に対しては、筋力を維持していく、そういうトレーニングが保険で適用できるような法改正がなされるんだということを聞いております。

果たして、この市民体育館の機器と施設がそういう対象になるかどうか、全くわからないわけでございますけれども、こういう分野においても、私はいろんな方々が、ここでトレーニングをしていく形というのは、非常に好ましい形ではないかというふうに思います。

そのような点で、施設として対象にならないのかどうなのか、その辺のことをちょっとお聞きをいたしたいというふうに思います。

以上で、最初の質問は終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の一般質問にお答えをいたします。

最初、国の三位一体改革の関係、そしてまた、来年度予算編成のお話でございます。

まず、1つには、話の途中にございました三位一体改革をどういうふうな評価をしているかということがございました。私自身は、三位一体改革そのものが、これは我々、末端の市町村にとっては、非常に一体的な改革というふうにはなってこないんじゃないかというふうなことを、最初から思っておりましたし、今でも、これが確定した段階でも、そういうふうな形は思っていないわけでございますが、ものが決まつ

た以上、それに従わざるを得ない部分がございます。

しかしながら、財政的なこの市町村の非常に大変な時期でございます。地方交付税の削減であるとか、人口が減ったから減らされるとか、そういったことがございます。

そして、この一番、私、最初から税源移譲の関係について、危惧を持っておったことが、これは、税源移譲をするにしても、すべて人口で算定するよといった、この言葉が非常に、ずっと引っかかっておりまして、今、これが確定した段階で、やはりこの人口をもとにした税源移譲というものについて、非常に我々の、末端の市町村が、歳入がぐんと減ってくるんじゃないかというふうなことを思っております。

できましたら、これは本籍地で算定していただければ、本当にいいんじゃないかなと。今でもそういうふうに、真剣に思っておりますし、これからも、政府に対しては、その税源移譲のカウントの仕方については、少し見直しをしていただきたいというふうなことを思っております。

全体的に、評価というのは、我々、やはり末端の市町村にとっていい形の、地方にとっていい三位一体改革でなきやいけないというふうなことは思っているところということを、表明をさせていただきます。

まず1つ、予算の関係でございます。本年度の予算につきましては、今議会に提出いたしました一般会計補正予算まで、財政調整基金を6,395万4,000円取り崩す予定となっております。

今後、大幅な歳入の増額は見込めないというふうに思いますが、勧奨退職者によります退職金が必要となってまいります。その財源としては、財政調整基金の取り崩しが、また必要になるんではないかと思っております。

平成17年度末の今の算定では、調整基金が約4億円程度になるんではないかというふうなことを想定しております。

18年度の予算編成についてでございます。

去る11月30日、いわゆる、先ほど申しました18年度の三位一体の改革にかかる国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、政府与党の合意がなされました。当初、予定されていました生活保護費負担金の負担率引き下げは撤回となつたわけでございます。そのかわりとして、児童扶養手当、児童手当の国庫負担金の負担率の引き下げが行われるというふうなことになりました。

この影響額でございますが、平成17年度当初予算で比較しますと、約6,700万円の負担、いわゆる当市の負担増というふうな形になってくると思います。

この改革の負担金減少額に対しまして、税源移譲額が少なくなっております。これまで同様、先ほど申しましたように、宿毛市では歳入が減少するんではないかと。この危惧は、非常に強く思っております。

一応、18年度の改革につきましては、私自身、本当に、単なる数字合わせではないかなというふうなこともありますて、今後、国の負担転嫁につきましては、税源移譲と地方交付税によって、確実に財源手当がなされるように、国や、各市町村等、関係団体と連携を図りながら、国に対して、強く要請してまいりたいと、このように思っております。

この三位一体改革の与党合意がなされた後でも、全国の市長会からは、ひつきりなしに、やはりいろんな関係で、地方に対するこういった財政的な援助と申しますか、交付税を引き下げるとか、そういう要望を皆さんでやっぱりやっていかなきやいけないということでの、ファクスの、国会議員さんに対する要請であると

か、電話である要請であるとか、そういうことをずっと、今までやってきております。

そういったことを、市長会からも求められているところでございます。

また、歳入減の要因といたしましては、本年度実施されました国勢調査、これの影響があると思います。今回の調査では、前回の調査より人口が1,572人の減少となっております。国勢調査人口は、普通交付税の算定の基礎となっておりますので、18年度は、人口減少の影響で、約8,800万円ほど減額になるんじやないかという、高知県の試算が出ております。

18年度は、本年度同様に、歳入の減少が見込まれておりますて、予算編成作業は、非常にやっぱり厳しいということが確実でございます。

そんな中で、先ほど、沖本議員のご質問の中にもございました予算編成に向けた取り組みとしましては、予算編成方針というものをもちろん出しているわけでございますが、1点目は、行革大綱、それに続く集中改革プランでございます。

この集中改革プランは、今までの行政改革の取り組み以上に、厳しい内容となっておるわけでございまして、これを生かしていくかなきやいけない。この実施をしていかなきやいけないという義務に追われております。

それから、2点目といたしましては、すべての事業、これを白紙に戻しまして、事業効果等の再確認を行うというふうなことをしております。そのために、来年度予算要求にあたりましては、各課において、事務事業調査票というのをつくりまして、事業の効果を再度、再確認、再度確認させるということと、優先度、重要度等を十分協議した上で、予算要求するよう、指示をしております。

特に市の単独事業についてでございますが、今後、実施が非常に困難となることが必至でご

ざいます。事業内容の見直しとか、廃止も含めて、検討を行うこととしております。

また、これまで、公共事業に地方債を多額に借入をしてきたために、後年度の住民負担が大きくなっていることから、今後、新たな起債の抑制を図るために、地方債を財源とする建設事業についても、事業の見直しとか、延伸等も含めまして検討しまして、公債費の抑制に努めるというふうなことも必要であるというふうには思います。

それから、委託料、市単独補助金につきましても、原則5パーセントをカットを基本にしまして、予算要求するよう、指示しておるわけでございます。

以上のように、来年度の予算要求に、編成につきましても、本年度以上にやっぱり厳しい内容となっていきますが、歳入の確保には、もちろんこれは積極的に取り組んでいかなければいけない。そして、予算の重点配分、それから、より効率的、効果的な財政運営ができるような予算編成に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、県管理施設の関係でございます。坂本ダムの放流システムでございますが、渇水によりまして、農業用水が取水困難となった場合の坂本ダム貯水池の放流につきましては、坂本ダム操作規則第17条というのがあります、所長は、流水の正常な機能を維持するため、必要があると認める場合は、宿毛基準地点、これは河戸堰において、これは、別表というのがございまして、別表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならないというふうに、この17条で規定をされております。

基準点の、ちなみに水量を申し上げておきます。

1月1日から4月30日までが、これは、毎秒／立方メートルでございますが、1.99、5月1日から5月19日までは2.31、5月20日から5月31日までは2.63、6月1日から9月30日までは2.31、10月1日から12月31日までは1.99。このような、別表に掲げる水量を確保できるようにというふうな決めをしております。

こういった決めがありながらも、今夏の渇水時におきましては、宿毛基準地点の水量が毎秒2.31に対しまして、実際は3.99立米の水量がありまして、放流水量まで下がっておりませんが、基準地点上流の、沖本議員が、指摘が前にございました高田の頭首工では、ポンプアップによって水をくみ上げると、そのような状況になっていました。

基準地点を上流にも設置せよということではございますが、設置には膨大な資料とか、多額の経費が必要になるそうでございます。ダム本体の構造とか、貯水量の変更も考えられる、そのようなことをいわれております。

また、特に高田頭首工につきましては、老朽化による漏水等も考えられますので、9月議会で申し上げましたとおり、水利組合とも連携を密にして、関係機関が河川水等に十分注意をしながら、この基準地点の、基準地点が今、河戸堰でございます。沖本議員のおっしゃりたいのは、恐らく、もっと上流にも基準地点をつくればいいんじゃないかというふうなことだろうと思いますが、この基準地点、先ほど申しましたいろんな資料が要るということではございますけど、私自身は、簡易な水位計の設置ぐらいというのはできるんじゃないかなというふうな感じはしております。

そういったこともありますて、早めにダム管理事務所と協議しまして、渇水の放流について、地元の意見をやっぱり言っていくというふうな

ことで、対応していきたいというふうに考えております。

それから、河戸堰からの用水確保でございます。いろいろ、現状のご説明もございました。私どもも、一応、土木事務所に聞いたりいたしまして、ことをちょっとご説明申し上げますと、河戸堰とか、周辺護岸整備に約10年を費やして、平成16年5月に、新しい堰の運用を開始しております。

完成までの10年間、使用していました仮堰の高さが、標高3メートル、3.0メートルで、この間、市街地を流れる水路では、農業用水とか、防火水槽はもとより、水車の設置、それからコイの放流など、さまざまな活用がなされたわけでございます。

新施設の堰の高さは、旧施設の固定堰の高さ、標高2.83メートルから2.99メートルでありまして、地元、これは市街地側であるとか、和田側や、これは水利組合とも協議をして、標高2.9メートルに決めたということでございます。

しかしながら、完成した可動堰の高さでは、農業用水等に支障が出る結果となっているということでございます。このために、水利組合等が陳情した結果、土木事務所としては、左岸側、これは和田側でございますが、の理解を得ることができれば、仮堰の高さまでは困難でありますが、もう両サイド、可動堰を調整の範囲内で高さ調節、上げることでございますが、を行いまして、中2門の固定堰については、天端に簡易な細工を施しまして、木材の設置をして、試験的に取水量の確保をすることを考えている、このような返事をいただいております。

今後とも、市としましても、沖本議員ご指摘のように、現状把握をして、いろいろな意見を申し上げまして、水利組合等と十分に協議しながら、適切な対応をしていく必要があると

いうふうに考えます。

それから、総合運動公園の遊歩道の活用でございます。議員からもいろいろ、るるご提案もいただいたというふうに私は受けとめております。

平成9年度から、敷地の造成工事に着手して、種々の総合運動公園ではスポーツ施設を整備しまして、国民体育大会の開催、そして広く市民の皆様に活用をしていただいているところでございます。

15年度から始まりましたスポーツゾーンの東側に隣接区域におきまして、自然と触れ合えるエリア整備を目指しまして、この遊歩道の事業を推進しているところでございます。

内容でございますが、延長1,170メートル、幅員が3.0メートルの規模で、エリアの中のため池を周回する形で遊歩道、兼クロスカントリー道路の粗造成が本年度完了しております。

来年度以降、2ヵ年計画で道路排水工事とか、路面舗装工事を実施をして、見晴らしのいいスペースにベンチ等を配置しまして、自然の花卉や自然林と触れ合える緑地空間を目指して、整備を進めているところでございます。

ご質問のありました完成後の利活用でございますが、既存の体育館とか、陸上競技場等の施設は、今現在、各種大会の開催を始めまして、数多くの市民の方々に、競技スポーツの拠点として利用していただいております。

また、健康増進を目的にご利用もいただいておりますということでございまして、遊歩道についても、関連施設として位置づけまして、ウォーキングコース、そしてまた、クロスカントリーでの利用とか、現在、実施しております駅伝大会のコースになるかならないか、ちょっと検討も必要ではございますが、さまざまな形で利用できるような検討をしてまいりたいと思つ

ております。

既存のエリアでございますが、これは、毎年4月ごろからシバザクラが満開になると、これまで多くの方々が観賞にいらしております。この遊歩道周辺にも、コメツツジ等の花卉も多く生息しまして、自然林の中の散策道として、ご利用いただけますように、今後もピーアールに努めなきやいけないというふうに思っております。

できた後の管理でございますが、これは、既に宿毛市総合運動公園そのものが管理運営規則を設けまして、教育委員会の方で管理運営を行っております。本エリアにつきましても、完成後はハード事業の施工を除きまして、教育委員会において管理をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、10番、沖本議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒の登下校の安全対策についてでございますが、これまでご質問をいただきました議員さんに、現在の宿毛市の取り組み状況などをお話ししましたように、子どもたちの安全確保は、これをすれば確実に安全であるというような対策は、困難ではないだろうかと考えております。

いろいろな対策を総合的に実施する中で、抑止や防止を図っていかなければならぬと、このように考えております。

携帯電話での下校時のメール送信も1つの方法と考えます。このことにつきましては、ほかの市町村でも取り上げられておりますが、今後、宿毛市におきましても、検討していきたいと考えております。

また、地区長連合会等諸団体も、現在、非常にご協力をいただいておりますが、家庭、地域等の連携は欠かせないことありますので、こ

れからも、ぜひご協力をお願いしたいと、このように考えております。

次に、市民体育館のトレーニング機器の利用促進についてでありますが、15年度、16年度の2カ年でトレーニング室に機器の整備を行いました。その結果、現在、1日当たり平均30人程度の方が、健康増進と筋力アップ等のために利用していただいております。

そういう中で、ボランティアの協力や専属のインストラクターの配置ということでございますが、とりあえずはトレーニング室をよく利用していただいている方の協力を求めて、対応するのも1つの方法かと、このように考えております。

より安全に利用することによって、利用者各自の目的が達成できるように心がけてまいります。

また、利用促進のために、専属のインストラクターを配置することは、現在できませんが、いずれも、将来的には総合運動公園全体の有効活用を図る観点から、専属か随時かは別にして、必要になってくるのではないかと、このように思っております。

次に、介護保険制度の活用による利用促進ということですが、現在のトレーニング機器は、先にも申しましたように、健康増進と筋力アップを目的としたもので、どちらかといえば、介護を目的とした機器にはなっておりません。当面は、今のままでも運動公園内の施設は屋内にしても屋外にしても、ゆったりとしておりますので、介護やリハビリのための散策等、十分可能でございますので、多いにご利用していただきたいと思います。

なお、将来、総合運動公園を初め、各体育館施設の管理を含めたあり方自体が見直される時期が想定されますので、現在、取り組んでいる市民総参加型の総合型地域スポーツクラブ育成

事業の中でも広く検討をし、市民の健康増進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、参考までに、現在、保健介護課では、4カ月に週1回、肥満の方々を対象にしたスマートサポート教室が開催をされ、体力測定、体操、エアロビクスや講演が行われております。

また、市民課では、年間3・4回、国民健康保険加入者を対象にした生活習慣改善運動事業が市民体育館で行われ、専門のインストラクターによるストレッチ運動やエアロビクス等が行われております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

10番 沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質問をいたします。

まず、市長の方から、平成18年度の予算編成方針についての考え方や、あるいは、国の進めている三位一体改革についての判断、評価をいただいたわけでございますけれども、今、本当に地方が今後、どのような形で追い込まれていくのか、財政、財源をどのように確保していくのか、今、大変な地方が状況になってきていると思います。

この地方6団体の合意とはいながら、過半数の知事なども、この三位一体改革の中の財源移譲と、あるいは、この補助金のカット等、このやり方については、反対をしてきておりまし、大きな世論にはなってきているわけでございますけれども、なかなか、この地方の声を国に届けることができない、こういうのが今の、私は地方の状況ではないかなというふうに思います。

ことしの総選挙において、自民党が圧勝したことなどもあり、なかなか、本当に市民、

地域、地方、ここをどのように今後守っていくかは、非常に大事な課題でありながら、これが今、取り組みが進んでない。それを反映できない、私は状況が生まれているんではないかと思います。

市長からも、国への要請、強力な形で、市長会等を通じて上げていくことが答弁で出されたわけでございますけれども、このことについては、あきらめることなく、全力で国、あるいは県と関係市町村と一体になって、地方の実情を、あらゆる手段を用いて、私は国に具申をしていく、国民と一緒にになってこれを要望していく必要があるのではないかというふうに思います。

このままでいきますと、先ほど答弁ございましたように、財源はどんどん減る一方。出て行くものはふえる一方、こういう形の、今の国の制度上から、流れになってきているわけでございますけれども、これをきちんと対応しなければ、ここで地方が踏ん張らなければ、私たちこの地域は、依然として寂れていく状況が続くのではないかというふうに危惧をいたします。

そのような点で、議会も一体となって、このような予算についての、国への要望、意見の反映、私は全力すべきではないかというふうに思いまして、再度、その決意についてお伺いをいたしたいと思います。

坂本ダムの件についてのご答弁をいただきました。いわゆる、渇水時における放流、その時々によって、月々によって、若干は違うわけですけれども、それをクリアしていたので、放流には至らなかったと。ことしの渇水の時点ではですね。

ところが、地元の人たちが、なかなか声を上げても、基準がこうであるから放流はできないということの中で、農林課なども動いて、やつとそういう事態の中でも、放流ができたと。そ

ういう用水を確保することができたというのが、ことしの内容ではないかというふうに思います。

ですから、私は、これを、市長は今後、もっと簡易な形で、水位計等を、もっと別のところに、実情が正確にわかる上流地域に設置などをすればいいんじゃないかというふうな答弁もいただいたわけでございますが、それも、私は大事なことであると思いますが、同時に、現在の基準になるこの数値、私は下げるべきではないかと。これが一番、正しい判断につながるんです。

今まで、いろんなシミュレーションに基づいて、坂本ダムを建設し、その運用規定をつくるために、数値を出し合いながら、現在の基準になる数値を決定したと思うんですが、実際に、このことがいかに水位の、その水量が間違っていたかと。現実に即しないかということが明らかになったわけですから、私は、一番客観的な判断として、この基準点における河戸堰のどこで測定したかわかりませんけれども、ここの水量を下げる事、これが一番大事な点ではないかなというふうに思います。

先ほど、答弁もありまして、関係者の実情も、これからもきちんと聞く中で、このようなことがないように対応していくということですけれども、はや、ダムの管理者が、それはもうしょっちゅう変わるわけでございまして、マニュアルのその運用についても、それぞれの判断というのが、個人的な判断もあるわけでございますので、やはりそういう主観の入らない、きちんとした数値を、これはもう、是正していく、間違っておればね。これが一番必要ではないかと思います。

そのような点について、市長の見解をもう一度求めたいと思います。

河戸堰の構造、あるいは運用についてでございます。

大きな、何十億というお金をつぎ込んでつくられた堰でございまして、悪いところもありながら、生かせる部分を最大限に、今となっては生かしていく方法しか考えられないと思います。

たしか、河戸堰をつくる1つのきっかけになったのは、河戸堰上流の水質汚濁問題が発生をいたしまして、赤潮が発生するという事態になったときに、県の方は、これを解決する手段として、どうしても河戸堰、いわゆる可動堰が必要だということで、急遽、この話が進んだ経緯があるんですが、そのときの話の中では、この可動堰につくることによって、河戸堰上流の水質を浄化することができる。上から放流をしたり、下から放流をしたり、そういう機能的な開閉ができるので、この河戸堰が、可動堰が水質汚濁改善に役に立つということもありまして、非常にその当時、PTAや、あるいは議会でも調査特別委員会をつくって、対応した経緯があるわけですけれども、こういう事態の中で、河戸堰の建設が進んだわけです。

ですから、私はこのような内容も踏まえながら、この河戸堰の機能、子どもたちがこの河戸堰でも遊び、あるいは自然を残しながら、しかも一番の大事な点であるこの水利権の問題としての用水の確保、このことについては、私は実際の構造上の問題が間違いでなければ、機能の問題として、きちんとした水位が上がらないという、そういう点、この辺をきちんと、河戸堰の運用していく中で、確保していく方向を求めていたし、二度とこういうことのないような対応を求めたいというふうに思います。

続きまして、総合運動公園の遊歩道活用についてでございます。きちんとした答弁をいただきました。今後は、総合運動公園でございますので、スポーツだけではなくて、お年寄りから子どもたちまで、そこでレクリエーションもしながら、スポーツもしていく。そういう中で、

市民の健康維持、あるいはまた、よそからも、他の市町村からも売り込み客をつくっていけるような、そういう創意と、発想あるプランをつくっていただきたい。

特にクロスカントリー、こういう形での利用というのは、非常に有効な方法ではないかと思います。その辺な点で、今後、自然を守っていく工法上の問題もあるわけですけれども、それについては、今は触れませんけれども、積極的な対応を求めるものでございます。

教育長に対しましては、ご答弁をいただきました。私はもう、多くのことは申しませんけれども、できる限り、今の市民の関心というのは、今、非常に高い。ここをやはり、教育委員会としては、全力で対応しているという姿勢が、まず、非常に大事なことであると思いますので、積極的な、あらゆる手段を用いまして、保護者との連携、学校との連携、教育委員会としての対応をしていただきたいと思います。

最後に、市民体育館のトレーニング機器の利用促進についてでございます。いろんな制度の中で、この機器も利用されているというご報告、答弁もいただきました。

まだまだ、この利用人口はふえていくのではないかというふうに思いますが、総合型スポーツクラブ等の関係をきちんとして、こういう利用がもっともっとできるような、大切な、大きなお金をかけた施設でございますので、対応していただきたいと思います。

よく市民の皆さんからは、あんな大きな公園をつくったけれど、利用しよるがかよと。お前は芳奈やけん、ようわかるろがという話も、いろんな人から聞かされます。私は、いや、よく利用してますよと。夜も冬でも、ナイターつけて、ソフトをやっている方や野球をやっている方もおられます。施設の中に入れば、いろんな形で、特に学生の皆さん方も利用されているし、

この間のような、大きな、1,500人も集めるようなイベントも行われております。

そういう点では、私は、当初、市民が危惧していた国体だけのための施設だという人たちもあったわけでございますが、そういう形ではなくて、もっともっと市民の皆さんも足を運んでいただいて、皆さんができるだけ利用できる、そういう総合運動公園として、さらにその取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

市長の答弁を求めて、教育委員会の方は、これで答弁は求めません。

よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再質問にお答えをいたします。

18年度予算編成、それから三位一体改革、地方の声を国に届かせろというふうな、私自身、励ましをいただいたというふうに思っております。ぜひ、これは一定の歳入減になるような様相でございます。都会の人間も、田舎の人間も同じ国民でございますので、適正な配分というものを、ぜひ要求をしてまいりたいと、このように思っておりますし、また、県に対しましても、過疎の中の過疎をつくらない形のものをやっていかなければいけない。

我々も、もちろん市民全体で努力もしていかなければいけない。皆さんが、行政と市民が一体となって共同体意識を持って、産業おこしに努めていかなければいけない。

我々自身の所得の増を図っていくというふうなことについても、いろんな施策なりがありましたら、ぜひ皆さん方のお知恵も借りたいし、我々もまた、そういったものについての考えを打ち出していかなければいけない、このように思っておりますので、またご協力を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、次に、坂本ダムの、別表の基準数

値を変えるべきじゃないかというふうなご提案でございます。

私が、ここで、はい、変えますというわけに、なかなか返事ができないものですから、これは、坂本ダム湖の全体の中での運用、その基準値の変更ばかりじゃなくて、ダムから下流に至る、そういう全体の中での協議が必要じゃないかな。

どこで、どういうふうな形で我々が困るのかというふうなことも、きちんと出して、ダムの事務所等と協議をしてまいりたいと、このように思います。

それから、河戸堰の運用でもございます。先ほど申しましたように、我々の意見をきちんと出して、適切な対応をしていただくというふうなことを、これからも求めていきます。

最後に、運動公園の活用でございます。いろんな方々のご協力をいただいて、いろいろ運動公園を活用させていただいているのは、皆さんもご存じのとおりでございます。

この間は、本当に、元オリンピック選手がバレーボールの指導にも来ていただきまして、非常に大勢の方々、あの体育館が満員になる、国体以上の人たちが見に来てくれた、というふうなことも、いろいろやっております。

せっかくの総合運動公園でございます。野球場、それからサッカーにも非常に使っていただいておりますし、子どもたちの次の、未来のために、いろんな運動をしていただく。そしてまた、来年度は介護予防という形でのスポーツを取り入れるというふうな方針も出ておりますので、介護予防して、介護保険が少なくなれば、我々、財政的にとっても非常に助かる問題でございます。

そういうことをトータル的に考えまして、総合運動公園の活用についても、これから、これはもう、皆様にお願いをしなきやいけないというふうに思っておりますので、どうぞご協力

を、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 市長が、予算編成に当たって、いいことがあれば提案もしてくれという話も、答弁いただいたわけでございますが、非常に厳しい、このマイナスの方向の予算の話ばかりでございますが、私はやはり、積極的な人をふやしていく。あるいは、人口をふやし、観光客をふやしていく。そして、市民の所得を上げていく、こういう施策については、私は本当に、今までのいろんな経過ということも、十分に反省をしながら、非常に、創意ある、各部署の課長の皆さん方が案を出していただいて、そういうのを、積極的に取り上げていくということが、今のこの予算の流れを、市民のために取り組んでいると。何もかも我慢をせよということではなくて、そういう重点を置いた施策、こういうことが必要じゃないかと思います。

そうした中で、私が特に感じるのは、今、大きな自治体で世論になっているのは、私どものような団塊の世代、この人たちが、もうここ数年したら、どんどん職場を去る形になっております。

この団塊の人たちが、どういう動きをするのか。例えば、この宿毛市でも、私くらいの年代の方は、小学校の同級生の7割から、6割か7割は、いわゆる都市部へ就職しております。就職、進学して、そこに住み着いているわけでございますけれども、そういう人たちが、今後の退職後の生活をどうするのかということが、これはもう、どこでも、反対の都市の人にとっても同じ、減るんじゃないかと思うし、そういう、いろんな論議がされているんですが、私はこういう人たちを積極的に受け入れていく。そして、人口をふやし、地域を活性化させていく、そういうふうなアイデアなどについても、いろんなところで、行政の方で比較をしていっていただ

きたい。

あるいは、夢いっぱい会に対しましても、そういう所得を向上し、環境を守りという、積極的な民間の動きを支援していただいている行政の姿勢があるわけでございますが、そういう市民の、そういう、本当に改革といいますか、発展を目指している方向に対しての、そういうところの予算措置というのは、本当に重点的に対応をしていただきたいということを、最後に求めまして、一般質問を終わりますが、答弁があればいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長、いいですか。

答弁ないようござりますので、終わります。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時03分 延会

平成17年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成17年12月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長	高木一成君
兼宿毛文教センター所長	近藤勝喜君
学校給食センター所長	尾崎重幸君
千寿園長	

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。

6番、一般質問を行います。

まず、若者が定住できる地域づくり、子育てのしやすいまちづくりについて、お聞きをいたします。

まず、乳幼児医療費助成の改正について、お聞きをいたします。

去る10月1日、県は乳幼児医療費助成の制度改革を行い、通院費の助成を、就学前までに拡大する一方、ゼロ歳児を除き、助成対象世帯の所得制限を導入、住民税非課税世帯と、児童手当受給世帯以外の一定の所得のある世帯は、入院、通院ともに助成の対象外といたしました。

これに対し、県内16の市町村は、入院、通院とも所得制限を設けず、就学前までの全額助成を維持、乳幼児の最も多い高知市でも、入院については、就学前までを維持しております。

当市においても、見直しを行い、ほぼ県の制度に従う形で改正が行われました。

その結果、入院については、就学前までだった全額助成が、3歳児未満に引き下げられ、通院については、非課税世帯と児童手当受給世帯の一部が助成を受けられるとはいえ、事実上のサービスの後退であり、市内の子育て世代に大きな負担となっております。

近年、本市の人口動態の推移を見ますと、人口は大体、毎年100人から200人程度減少しております。出生数におきましても、昭和50年ごろに400人を超える子どもが生まれていたのが、60年代には300人に、平成にな

ると、大体250人ぐらいを推移しておりましたが、昨年には200人を割り込みまして、174人、ことしにおきましては、昨日、中平議員も言いましたように、100人をちょっと超える程度というような予測されるほど、少なくなっております。

一方、高齢化率を見ますと、昭和50年代に十二、三パーセントであったのが、現在は25パーセントを超え、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者であるというような、超高齢化社会になっております。

若者の定住、都市部への若者の流出、人口減に歯どめをかけるには、雇用の創設と子育て支援が不可欠であります。

10月に新制度が実施されたばかりとはいえ、宿毛の未来を支える子どもたちのために、早急に見直すべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

ちなみに、全国的に見ても、社会保障給付費の占める高齢者関係給付費の割合は、70パーセントを超えております。児童手当や育児休業給付など、児童家族関係の公的資金の支出割合は4パーセント弱と、非常に少なくなっているのが現状であります。

2点目として、子どもたちの安全対策について、お聞きをいたします。

小学校、中学校の安全については、昨日の4氏の質問にもありましたので、できるだけ重複をしないように、実際に子育てをしている親の目線から見た安全対策についてをお聞きいたします。

まず、保育園における安全対策についてですが、保育園は、送り迎え、これは原則として家族、両親が行うことになっておりますので、通園についての責任は家族になってくると思います。

保育時間における園内での状態を見ますと、

保育士、調理師といった職員がすべてといつていいほど女性であること。また、園児が低年齢であることを考えると、事件、事故発生時の対応について、パニックになるのではないかというように思います。

これには、やはり、日ごろからの訓練等対応マニュアルが必要になってくると思いますが、現状についてをお聞きいたします。

また、近い将来、必ず起こるといわれております南海地震に対する対応も、あわせてお聞きをいたします。

次に、小中学校の安全確保についてお聞きいたします。

現在、市内で唯一、学童保育が行われております宿毛小学校における現状を、まずお聞きをしておきたいと思います。

学童保育の基本的な考え方としては、低学年児童の放課後の安全を、いかに確保するかということにあると思うんですが、このごろの市内の不審者の情報の多さ、また、全国各地で起こっている低学年、特に1年生を対象とした凶悪犯罪を見ると、親として、他人事ではない。いつ、自分の子どもが襲われてもおかしくないというような心境にあると思います。

その点でいえば、市内11校の小学校すべてが危険にさらされているといつても過言ではございません。

しかし、学童保育ということになると、人数、予算、空き教室といった、いろいろな制約、問題がありますし、すぐには対応できないというのが現状でございます。

そこで、提案として、希望する家庭の低学年の生徒については、帰宅時間を上級生の下校時間まで遅らせる。その間、学校敷地内で遊んだり、自習することを許可する。

学校の理解と許可さえあれば、きょうからでも、あしたからでも実施できると思うのですが、

教育委員会としての見解をお聞きいたしたいと思います。

もう1点、土曜、日曜、祭日といった休日、また放課後など、学校の時間外における子どもたちの安全対策について、お聞きをいたします。

先日、夜の8時ごろに、市内の量販店に出かけたわけですが、そこで、子どもたちが数人来ておりました。多分、保護者も一緒に来ていて、ともにいなかつた、子どもたちだけで行動していたと思うんですが、子どもたちの首には防犯ブザーがかけておりました。どんなときでも、親がついていることがなかなかできないこともありますので、こういうこともやっぱり、やるような時代になったのかなというようなを考えさせられたわけですが、どんなときでも、親がついていることはできないわけですから、このことについても、教育委員会としても、時間外の安全について、指導していくべきではないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

また、災害時の避難施設として、ほとんどの小中学校が指定をされております。運営については、どのようなマニュアルを策定しているのか、これもお聞きいたしたいと思います。

次に、教育ビジョンについてお聞きをいたします。

現在、宿毛市内には、小学校11校、中学校が6校の17校があり、2,200人を超える児童生徒が学んでおります。しかし、先ほども言いましたように、少子化による生徒数の減少により、現在の学校数を維持していくことは不可能であるということは理解しております。

私は、統合については、生徒数が少なくなつたから、どこの学校をどこの学校へ統合するというような安直な手法ではなく、将来的に小学校何校、中学校何校というような、学校の立地場所、規模、校区等、新しくゼロからの考え方

でいくべきだと考えております。

10年後、20年後の市内の学校の姿を、どのようにつくっていくのかという、大きなビジョンを持った形で統廃合に臨むべきではないでしょうか。

今回の行政改革大綱の中にも、市内の小中学校の統合がうたい込まれています。教育長は、これまでの議会の答弁の中でも、地域の理解なしでは統合できないというような発言を繰り返しておりますが、教育委員会としての今後の統合問題に取り組む基本的な考え方をお聞きいたします。

また、今後の生徒数の減少の推移を見ると、教職員の確保、それも最も大切になってくるのが人数と質だということのように思います。このことについて、どのように対応していくかもお聞きをいたします。

教育委員会については、最後の質問になりますが、去る11月25日に、市の小中学校のPTA連合会と、市の教育委員会の教育懇談会が初めて行われました。

質疑応答の中で、バザーの収益等PTAの予算の中から、学校施設等の修繕費に回しているが、委員会としてはどう考えるのかという質問がありました。

これに対して、学校への教育委員会からのまわすお金が少なくなってきたので、ぜひ学校と話し合って、PTAの予算の中から修繕費を回してほしいというような答弁があったと、いうような報告書が、PTAの役員、学校の中に回っております。

これは、私が、大分前になりますが、一般質問の中でも聞きましたように、PTAの予算は、やはりPTAで使うべきやと。学校の修繕等に使うべきではないというような話の中で、そういうことはしていないという答弁がありましたが、実際に、このような受け答えをしたのか。して

いれば大変なことだと思いますが、どうだったのかをお聞きいたします。

最後に、地上デジタル放送に対する対応について、お聞きをいたします。

東京、名古屋、大阪の三大都市圏で、地上デジタル放送が始まって2年になりました。本県でも、来年の10月1日から、民法3局とNHKで、同時にスタートする予定になってます。

2011年の7月には、現在の地上アナログ放送は終了する予定です。現行の放送が終了すると、デジタル放送対応のテレビがないと、視聴できなくなると。SWANテレビに加入していれば、アナログ放送終了後も、現在のテレビで、テレビが見ることができますよというようなセールストークを聞き、加入した家庭もあると聞いております。

実際、そうなるのか、いろいろ心配の声を聞きますが、現状をお聞きしたいと思います。

また、去る12月1日に開催された地上デジタル推進全国会議の総会において、どの地域で、いつ、視聴可能になるかというのを、細かく示したスケジュール、中継ロードマップも公表されていると聞きますが、宿毛市の場合、デジタル放送がいつスタートして、どういう地域が視聴できるのか、どの地域が視聴できなくなるのか、デジタル放送開始後のSWANテレビの事業計画をまずお聞きして、1回目の質問を終わりります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に寺田議員から、若者が定住するまちづくりということで、若者が定住するには、雇用の創設と子育ての支援が必要ではないかという観点からのご質問でございました。

子どもの支援につきましてのご質問に答えさ

せていただきます。

乳幼児の医療費の助成制度につきましては、乳幼児の保護と福祉の増進を図ることを目的といたしまして、実施しているということでございます。

ご承知のとおりでございますが、本制度につきましては、本年の10月1日に一部改正をしまして、現在では入院、通院にかかる医療費とも、3歳未満の乳幼児につきましては、制限を設けることなく、全額を助成をしております。

3歳から小学校の就学前までの幼児につきましては、保護者の所得に応じた助成を行っているというふうになっております。

この乳幼児医療費の助成のあり方につきましては、これまで検討を重ねてまいりましたが、特に1歳から3歳までの幼児が、不慮の事故であるとか、病気にかかりやすい、そして重症化しやすいという、その一方で、適切な診断とか加療により、急速な回復も見られるというふうになっておりまして、治療効果が極めて高い年齢であるというふうに、医学的な指摘もございます。

3歳未満の幼児につきましては、こういうことで全額助成対象ということにしておるわけでございます。

また、本年10月1日の県の助成制度の改正にあわせまして、3歳以上の幼児に対し、所得に応じた助成制限を導入いたしましたことにつきましては、国、地方とともに、非常に財政的に厳しいということで、介護保険法、障害者自立支援法に見られますように、利用者に対し、それぞれ応分の負担を求めているということも必要かなと考えております。

議員ご指摘のように、幼い子どものけがとか疾病は、家族にとりまして、経済的にも精神的にも、非常に、大変大きな負担ということでございます。

そういうことも、十分、認識をしているつもりでございます。加えまして、先ほどの定住促進を図る上で、少子化対策、子育て支援の観点からも、有効かつ重要な施策であるというふうに認識しております。

我々、財政と市民サービスのはざまにあるんじゃないかというふうに、私も考えておりまして、10月1日の改正につきましては、県、国の決定に、全面的に従った形にはなっておりますが、これは寺田議員ご指摘のように、もう1つ工夫が必要であったんではないかなというふうに考えております。

18年度予算につきまして、この件につきまして、検討課題として、させていただきたいというふうに思います。

それから、子どもたち、保育所の安全対策でございます。

犯罪被害者の低年齢化ということで、極めて深刻な社会問題となっておるわけでございまして、広島だ、京都だとか、栃木だとか、いろんなところで、子どもの命が、尊い命が奪われておるのはご存じのとおりでございます。

本市におきましても、不審者情報の増加とか、児童をねらった悪質な犯罪というものが惹起している状況にございます。

このような状況にありますて、保育所における園児の安全対策の一環として、平成14年度に公立保育所12園に、非常通報装置を設置しまして、非常事態が起きたら、即警察署が直接対応していただける体制をとっておるところでございます。

また、不審者対策としましては、不審者等の情報があれば、各保育所へ直ちに情報提供しまして、注意を促すとともに、門扉は常時、閉鎖をして、訪問者には声かけをするなど、日々、外部からの不審者の侵入には、十分、注意を払う体制を講じているところでございます。

今後は、不審者の侵入を想定した訓練であるとか、非常通報装置を実際に作動させての訓練も行いまして、保育所内における安全対策に努めてまいりたいと考えております。

これは、非常通報装置は、直接、県の警察本部につながっているということでございまして、即、対応はできるというふうになっております。

危機管理マニュアルにつきましては、これは本年度中に作成することにしておりますので、でき次第、職員への周知徹底を図っていきたいと、このように考えております。

それから、保育所内での園児の安全確保を図ることは、大切なお子さんをお預かりしている以上、当然のことございますが、犯罪を未然に防がなきやいけない。そういうためには、地域ぐるみで取り組んでいただくことも、非常に重要なことであるというふうに考えております。

そのためには、常日ごろから保護者、地域、警察等々、関係者が連携をして、情報を共有化する中で、それぞれができる防止策を真剣に考えて、実行できるよう、皆さんに協力をいただきまして、地域で守る安全対策の仕組みをつくる必要があるというふうに考えております。

各保護者会などと、具体的に、また協議をしてまいりたいと考えております。

次に、南海地震への対応ということですが、各保育所で、消防計画に基づいて、消防署の協力を得まして、火災訓練、避難訓練を行っているところでございます。

今後も、職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、保護者の皆さんに安心していただけるよう、災害に備えた、実践的な訓練を継続してまいりたいと、このように考えております。

それから、地上波デジタル放送の関係でございます。県内では、寺田議員ご指摘のとおり、平成18年10月から、高知市周辺で地上波デジタル放送が開始されるというふうに聞いてお

ります。市内のSWANテレビにおきましては、高知市での放送開始にあわせて、地上波デジタル放送を配信する予定というふうに聞いております。

また、地上波デジタル対応のテレビ及びチューナーを持っている方は、視聴が可能になってくるということでございます。

さらに、平成19年には、宿毛市に中継局が開設される予定となっておりますので、現在、設置しておりますホームターミナルを変更することによりまして、地上波デジタル放送が視聴できるようになります。

この場合に、ホームターミナルを変更すると、アナログ放送による視聴はできなくなりますので、地上波デジタル放送の視聴を希望される方のみというふうになってくると思います。

この周辺機器の変更料金は、ちょっとまだ未定ということでございます。

なお、アナログ放送が2011年まではあるわけでございますが、それを希望される方は、現状のままで視聴が可能ということになります。

また、テレビ、これは受信機でございますが、SWANテレビが設置しております接続機器を変更することによりまして、現在、所有しているテレビで、アナログ放送終了後も、地上波デジタル放送を視聴することができます。

このように、SWANテレビでは、少しでも早く地上波デジタル放送が視聴できることで、加入促進に取り組んでいるところでございます。

それから、宿毛市における地上波デジタル放送の予定についてでございますが、放送の開始につきましては、先ほど申しました19年に、宿毛と平田に中継局が開設されること、予定と聞いておるわけでございます。

小筑紫の地区については、先行、先に走る、先行する中継局のカバー状況によりまして、設

置を判断するということになっているということです。

また、沖の島地区につきましては、共聴施設により対応するというふうになってます。

いずれの地域につきましても、まだ詳細といふものは未定でございますが、今後とも情報の早期入手に我々努めまして、市民の皆様にこの情報、正確な情報を伝えするのが大切なことではないかなというふうに思っております。

それから、聴取不能地域の予測でございます。現在、共聴施設によって受信している地域が考えられます。市内では、地域が自主的に設置したものと、NHKが設置したもの合わせて17カ所ございます。

先般、県に共同受信施設のアンテナ位置の調査を、報告をしたところでございます。これらの受信点が、地上波デジタル放送中継局から、見通しできるかどうかの調査が、今後、行われることになっております。

その結果を踏まえまして、国、県の難視聴対策の動向を見ながら、対策を講じていかなきやいけないというふうに思っております。

また、SWANの方では、この地上波デジタルの放送に移行するに合わせて、総務省の方で、いろいろな実証実験というふうな制度があるようでございまして、その制度に乗つかっていきたいなというふうなことを言っておられます。

そういう状況でございますので、また、先ほど申し上げましたように、このアナログ、地上波デジタルの対応につきましては、正確な情報を早く入れて、少しでも早く、皆様方に情報提供をするということが大切だというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。
教育長、6番、寺田議員のご質問にお答えをい

たします。

学童保育の現状につきましては、宿毛小学校で35名の児童が、授業終了後、6時まで学校の教室を利用して、保護者が実施主体となり、運営をしております。

学童保育の希望、要望があるかとのご質問であります。地区長連合会との懇談会で、咸陽小学校での学童保育ができないか、とのお話がありましたが、具体的な話の段階で、実施には至っておりません。

次に、小学校での低学年の下校時間について、高学年と統一できないかとのご質問であります。宿毛市におきましても、不審者の情報等が寄せられ、学校へも注意を呼びかけ、その対応について、保護者や地域の協力をいただき、集団登校、集団下校についても、取り組みを進めておりますが、低学年と高学年の集団下校や、学年ごとの集団下校など、今一度、その取り組みを検討をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、土曜、日曜、祝日、放課後の子どもの安全につきましては、子どもたちが犯罪に巻き込まれないためには、危険を予測したり、回避したりする力を身につけさせるための安全教育にも、取り組む必要があります。

また、外出時の防犯ブザーの携帯など、登校日以外での安全指導の徹底も図ってまいります。

家庭での指導も重要と考えますので、PTAにも要請してまいりたいと思います。

学校施設の避難場所の運営マニュアルについてご質問でありますが、学校施設は、避難場所としての指定はありますが、災害時に避難者がある場合は、宿毛市災害対策本部が対応しております。

ただ、学校におきましても、協力が必要とは考えております。

昨年の16号台風災害のときに、田ノ浦小学

校に3名の避難者がありました。このときも、特に学校としては対応しておりません。このため、学校における対応につきましては、特に作成をしていないのが現状でございます。

次に、今後の教育ビジョンについてでございますが、現在、宿毛市には、小学校11校、中学校6校があり、年々、児童生徒が減少している現状にあります。

集中改革プランの中では、橋上中学校と宿毛中学校の統合、栄喜小学校、小筑紫小学校、田ノ浦小学校の統合が取り上げられております。

教育委員会といたしましては、保護者や地域の皆様のご理解をいただく中で、取り組んでまいりたいと考えております。

今後、将来にわたっての学校のあり方につきましては、平成21年度までの取り組みとしては、集中改革プランに示されております統合計画を進めてまいりたいと考えております。

その後の10年後、20年後の将来計画につきましては、教育委員会で議論してまいりたいと考えております。

次に、各学校への教職員の配置につきましては、加配教員数の確保と、質の向上を図っていくことは、大変、重要な課題であります。県教育委員会と十分意見交換をしながら、要望してまいりたいと考えております。

PTAとの懇談会の中での発言につきましては、次長が、この点についてお答えをしておりますので、次長の方で答弁をさせたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。

寺田議員さんの質問にお答えをいたします。

去る11月25日のPTAとの懇談会におきまして、そのときの、私が、質問に対してお答

えをしております。

私のお答えは、委員会といたしましては、過去、議会でも質問があり、学校からPTAに対して、依存することがないよう指導してまいりますと、いうご答弁をいたしました。

その後、校長会におきまして、そのことを指導しておりますというお話をしたと記憶をしております。そのようにご理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、再質問をいたします。

まず、市長の方から、再質問をさせていただきたいと思います。

乳幼児医療については、18年度の検討課題にさせてほしいということですので、18年度に向けて、若者が定住できるように、ぜひ、前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

地上波デジタル放送について、2点ほどお聞きをいたします。

現在、SWANの進捗状況というか、加入進捗については、もう何回も聞きましたので、ほとんど変更もないようでございますので、あえて聞きませんが、市内にあきタップがかなりあるということも聞いております。

その地域が、あきタップのある地域もある程度限定というか、市内の中心部に多いというような話も聞いておりますが、やはり、地上波デジタルの放送が始まる 것을契機に、1つそこらあたりの加入促進をもう一度図るべきじゃないかと、いいチャンスじゃないかと思いますが、そこら当たり、SWANテレビの株主でもあります市長のご意見を、まずお聞きしたいと思います。

また、このSWANテレビの加入促進について、市内の電気店、何人か友人もおるわけです

が、聞きますと、さほど、SWANの情報がとりにくいというか、わけですが、やはり加入促進を図る意味では、市内の電気店あたりとも手を取り合ってやるべきじゃないかというふうに思うわけですが、そのあたり、これも市長のお考えをお聞きして、この2点をまずお聞きしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの乳幼児医療につきましては、先ほど答えたとおりでございまして、18年度予算要求の過程で、他の市町村等も比較をして、前向きに検討してまいりたいと思います。

それから、SWANの加入促進ということで、ご提言をいただいたということでございます。

私自身も、この間、SWANの取締役会に出まして、この件につきまして、やっぱり加入促進が計画どおりよりも、ちょっと落ちているということでございますので、我々、やっぱり株主としての宿毛市は、やはりこの加入促進を大いに、SWANの方にはかつてもらいたい。SWANの執行部に、努力をしていただきたいというふうに申し上げております。

そういうことで、今、市内にあきタップが非常に多いということで、もう少しデジタル放送というものをきちんと説明し、また公共の放送機関でございますので、SWAN自身がこのデジタル放送、先ほど、私どもも早い情報が入りましたら申し上げるということで、早く皆さんに情報を差し上げなきゃいけない立場にございますが、ぜひデジタル放送というものをきちんと説明をして、そういうことで加入を、促進を図るというふうなことをしていくべきだと。

これは、寺田議員が今、おっしゃったとおりのことを、私も思っております、取締役会でもそういうふうなことを発言もさせていただい

ております。

それからまた、やはりこの宿毛市、株主ということもございまして、宿毛市の電気業者さんと連携を図ることも、また大切でございますし、SWAN自身がやることも大切ですけど、いろんな方々の協力をいただいて加入促進を図って、地上波デジタルに市内の皆さんができる対応できるようなことを、やっぱりやっていく責務があるんじゃないかなと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） ありがとうございました。

市長についての質問はこれくらいにして、次に教育委員会についてお尋ねをいたします。

まず、子どもたちの安全についてですが、きのう、同僚議員の中平議員の質問の答弁について、耐震診断の数値が0.12という数値を示されまして、崩壊の危険性を指摘されたにもかかわらず、今後、順次、改修していくというような答弁を聞いたと記憶しております。

保護者としては納得がいかないと思うんですよ。特に、この示された数値は、このごろずっとテレビで放送もされてますが、俗に言うマンションとかホテルの耐震診断の偽装ということで、騒がれておりますホテル、マンションの示された値よりも低いわけですよね。ということは、震度5弱の地震で崩れ去ってしまうかもしれない。あす来るかもしれない地震に対して、そのような、順次していくというような認識でいいのかどうか。一日も早い改修が必要になるんじゃないですか。

そちら当たりが、教育委員会の認識の甘さなんじゃないかというふうに考えますが、教育長の、もう一回そちら当たりの認識をお聞きしたいと思います。

次に、これも先のPTAの連合会との懇談会の中で、一番先に出た問題なんですが、街路灯の設置についての希望が非常に多かったわけです。これについては、地区との話し合いとか、補助事業で設置する申し込みが多いとかいうことで、なかなか順番が回ってこないという答弁が多かったわけですが、この際、教育委員会が単独枠で、何基でもいいですから、補助の枠をつくると。それを学校単位、また校区単位、または各市内全域の中で5基とか10基とか、例えば3基でも、1年目はいいですけども、そういう形で補助をする体制をとっていけば、1カ所でも子どもたちの危険な場所が減っていく、こういうことがやっぱり必要なんじゃないかと、今、いうふうに考えますが、ここら当たり、教育委員会として検討課題にはならないのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、警察との連携についてですが、これもきのうの質問にもあったとは思いますが、特に市内には、各地区に駐在所というのがあり、駐在の警察官がおるわけですが、その方にパトロールカー、回転灯を回しながらでも下校時間に巡回をしてもらうというような申し入れをして、していただければ、特に不審者に対しても警告になるし、子どもたちも赤い回転灯を見ると、やっぱり1つの安心感も持つのじゃないかと。保護者も安心するんじゃないかと思いますが、こういう対応ができるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、教育ビジョンについてですが、篠山小中学校の改築問題、これは10月の30日に臨時議会を招集したこともありますが、このときには、教育委員会としては、組合議会で決めたことやからというような、どっちかというと、主体性のない発言も多かったわけですが、かなりな予算をつぎ込まなければいけないと。

小筑紫地区の小学校3校については、前回、

統合ということで、今、その話が前向きに進んでないのは、地元説明のときに、唐突に統廃合の問題が出てきたということが背景にあるというお話を聞いておりますが、今回、まさに橋上中学校の統合話、先日の高野に取り上げられてましたので、地域の方も寝耳に水というような感じを受けていますよ。

やはり、篠山のときに、委員会の方からも言われましたように、やはり統廃合というのは、地域の理解がなかつたらできんわけでしょう。そこらあたりが、やはり持つていき方というか、情報の出し方に問題があるんじゃないかと思うんですが、どう、地域としては、やはりこういう唐突な出し方をされると、何でうちが今、せんといかんがと。今、仮に少ないにしても、今から多少なりとも生徒数もふえていく状態にある学校が、人数は少ないにしろ、4年という期限を切られた中で、できるのかどうなのか。

委員会のその統合についての考え方というか、今からどういう形で進めていくのかという部分をお聞きしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の耐震診断の周知に対するお考えということの質問ですけれども、きのうもお答えしたはずなんですけれども、きょうも新聞に出たと思うんですけども、耐震診断をいたしまして、安全性に疑問がありと、こういう診断結果が出たと、こういうことで第2次、第3次、そういうものをやって、今後はそれをもとに、改修工事を計画書をもって作成をして、計画的に、もちろん、計画的というのは、数値の状況とか、各学校の数値の状況、それから津波とか、いろいろな条件を加味しながら、検討を加えて、そういうことを大事にしながら、計画的に取り組むと。

予算面がありますので、一度にほんとできませんので、そういう計画的に順次やらせていただくと、こういう考え方をお話したつもりなんです。

それから、2点目の街路灯の設置についてですが、この点については、次長の方にちょっとお答えをさせてもらいます。

それから、警察とのこの安全性の問題で、警察との連携について、地域には駐在所があると。そういうところも連携をして、地域に回っていたらと、こういうことはどうかと、こういう対応はどうかと、こういうご質問ですけれども、もちろんこのことは、前の議会でもお話したかもしれませんけれども、警察署に私自身が出て、そういう話をしておりますし、協力はしていただと、こういうようなことも話されておりますので、なお一層、その話を、協力要請をお願いしてまいりたいと、こういうように思っております。

それから、教育ビジョンについて、統合についてのお話なんですが、篠山の統合について、私自身も…………（発言一部取り消し）…………一本松の町長さん、それから教育長がおいでになりました、お話を聞いて、かなりこの統合か改築かについて、議論もされたというふうなお話を十分して、お聞きをしました。

議会の中では、余り、十二分に話されていないと、こういうようなこともお話がありますけれども、私自身が、随分と一本松町の議員さんとか、それから保護者とか、教育委員会の方とかにお話を聞きますと、そういう、議会そのもので改築という形ではなってないけれども、そういう方向で動いておるというお話がありましたので、私自身も、そういう方向で考えておりましたから、そういうお話をしたわけですけれども、十分話し合いされてないというご意見ですけれども、私自身が、かなりお聞きしたら、

話し合いはされておった。

ただ、建物に対しての予算面では、いろんな形の中では、討議を加えていかなきや、こういう事情でございますので、予算面については、計画書の予算面については、十二分に、まだまだ検討をしていかなければならないと考えておりますけれども。そういう考え方です。

橋上中学校の統合の問題ですけれども、栄喜小学校、小筑紫小学校、田ノ浦小学校、この統合と同じように、将来的に、現在は事務職もない、そういう状況で、教職員の配置基準も考えまして、将来的に考えて、統合すべきでなかろうかと、教育委員会の中でお話し合いもしまして、行革の中に取り入れていただいたと、こういうことでございます。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。

寺田議員のご質問で、街路灯の補助事業いうか、制度を教育委員会でつくったらどうかと、こういうご質問だろうと思いますが、実は、街路灯に限らず、ガードレール、それからカーブミラー、こういうお話がPTAの方からございました。

PTAが各学校から、各学校いいますか、各校区のPTAの代表者の方が、それぞれ自分とこの校区の見回りをする中で、いろんな希望が出ておりました。その中に街路灯があり、カーブミラーがあり、ガードレールがございました。

そういう中で、いろんな関係機関、もちろん土木、ガードレールであれば土木とか、そういう形の中で協議した経過がありまして、ガードレールにしても街灯にしても、地区で一定の要望を取りまとめて、行政の方に要望してくると、

こういう、今、対応をしておりますので、その中で、学校は学校として、地区へご相談をして、その中で、地区から要望してほしいというお話をしておりますので、現状で教育委員会が、特に新しい制度を設けて、そういう部分で二股でということはどうかなというふうには思っておりますが、予算のこともありますので、この部分につきましては、ちょっと厳しいがではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問を行います。

先ほどの耐震診断の部分ですが、この部分について、もう一度お聞きしますが、0.12という数値は、教育長の認識の中でどれくらいのものなのか。僕としては、0.15という、俗に言う偽装の数値が非常に危険な数値であって、中に住んでいるマンションの住人を、国が助成してでも退去さんといかんという数値やというふうに認識します。

それよりも低い0.12という数値がある中で、これからどうしていくのかという教育委員会としてのはっきりとした方向性を、やはり出すべきやというのが、先ほどの私の質問の趣旨やったわけですが、再度、教育長の考えを聞きたいと思います。

それと、2点目の街路灯についてですが、これは地区との話し合いもなかなか、やはり予算面とか枠があって、つけにくいというのが、PTAの連合会に対する教育委員会の答弁なんですよ。だから、教育委員会で、単独で、最初は少ない基準でもいいが、補助して明るくできなかといいう質問なんですから、その部分を、子どもの安全をどう守るかという観点から考えていただきたい。

もし、これ、委員会としての判断が難しいというのであれば、また市長の見解もお聞きした

いと思います。

それと、篠山小中学校とのことで聞きましたが、篠山小中学校の児童数は、5年後には小中合わせて30人程度にしかならんのですよね。今、橋上が出ましたので、橋上で話しますが、小中合わせて60人います。これは、決して多い数ではありませんが、市営住宅ができた関係とか、いろいろな関係でここ数年は減る傾向にはないんですよね。

その中で、今まで、それこそ唐突に、地区の人に言わると、唐突に合併の話が出てきたと。合併、統合の話が。こういういき方が、教育委員会としていいんですかという質問を私はしたので、僕は、一番最初の質問で、やはり教育委員会として大きな教育ビジョンを持つべきやと。将来、10年後には中学校が500人になる。小学校が1,000人余りにしかならないというような状況ができたときに、市内に小学校が何校、中学校が何校、そういう形を今のうちにつくっていくべきじゃないか。その新しくつくる学校を、どこにどういう形でつくっていくのかという教育ビジョンを、今、教育委員会がつくっていくべきじゃないかという質問をしたんですよ。

そういうことに対する答弁が、今の、僕の聞く限りいっこも出てませんので、その部分もお聞きしたいですが、先ほど、咸陽小学校の0.12という数値が、きのうの中平議員の質問に、答弁で出ました。質問の中に出ました。

市内の、あと11校、耐震診断しているわけですよね。ほかにもこれに近い数値の学校があるんじゃないですか。そういうことも考えると、やはり学校を建てかえる、また改修する、このことについて、統廃合も視野に入れた中で、大きな教育ビジョンをつくってやっていかないといけない時期になっているんでしょう。そこら当たりを、教育委員会としてどのように考えて

いるのか、教育長の答弁を求めます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをします。

まず、咸陽小学校の耐震診断の結果の0. 1 2、どのように認識しておるかということですけれども、前回もお答えしましたように、震度5の地震に対して対応しきれないと、こういう数値でありますので、これはほかの、市内の耐震診断の結果も、それに近いような数字も出ております。そういう認識、崩壊の状況にあると、もしそういう地震が来たら、いう認識をしておりますので、今後は、第二、第三の耐震診断の実施を行って、改修工事を、耐震性、津波、いろんな諸条件を考えて、計画的に、早急に取り組みをしていきたいと、こういうことでご理解をお願いしたいと思います。

それから、教育のビジョンのことについてですけれども、先ほどもお話をしましたように、今の段階では、私自身の段階では、考えておりません。もちろん、宿毛の教育を考える会で、そういうことも総括としていただいておる面もあります。

けれども、そのことを私だけの判断やなくて、教育委員会の中で、そういう大きな20年先の、10年、20年先のことは、教育委員会で、あるいはいろんな方々のご意見もお聞きしながら、検討をして、計画をしてまいりたいと、こういうことでございますので、ご理解をお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。

寺田議員の、街灯の補助金いいますか、事業についてでありますが、新しく委員会でというお話でございますが、私としては、現状の、例

えば街灯の部分で、例えば教育的に一定配慮していただいて、若干の予算の上積みをしていただくとか、いろんな方法があると思いますので、市長とも、あるいは市長部局とも協議をしてまいりたいと、このように思っております。

よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の、街路灯の補助の関係でございます。毎年、20灯ぐらいずつ、市内、暗いところが非常に多いものですから、学校以外にもですね。そういうもので、これは暗いところ全部、本当は照らしたいという気持ちはありますが、なかなか予算のはざまでできないという部分がございまして、毎年、20灯分に対する補助というものを、予算計上をしておりまして、地域の皆さんとの約束もございます。そういう意味で、地域の皆さんのご了解得られれば、まず子どもの安全ということから選考させてほしいとか、そういうふうなこともできるとは思いますので、皆さんとお話の中で、街路灯の設置につきましては、ご協力をていきたいというふうに思っております。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 街路灯については、市長も子どもたちの安全を考慮しながら進めていきたいという答弁もありましたし、教育次長の方からも、今後、財政課の方とも検討していくたいという答弁をいただきましたので、この部分については、今後のよりよい方向での検討をお願いして、もうこれ以上しませんが。

この耐震診断と統廃合について、僕、教育長の、もっと危機感を持った答弁が欲しいんですよ。やはり、委員会がもうすぐにでもやりたいというような意欲が見えれば、保護者としては、ある程度、動いてくれるのかというような気がするんですが、二次診断をして、三次診断をしていうて言いよると、いつ、そしたら補修がで

きるんじやというふうになるんですよね。

やはり、かなり数値の悪い校舎もあると。そしたら、統廃合を、そしたらこの部分では考える、いうことも1つの選択肢ではあるし、その部分を、やはり教育長として、そういうビジョンを描くのであれば、やはり委員会を招集して、早急にそういう検討に入りたいというような、教育長の前向きな答弁があれば、僕、もうこれでやめるんですが、今みたいに、合議制ですから、私一人の意見ではというような、事務方のトップがそういうことでいいんですか、教育委員会が。

そこの部分、もう一度答弁をお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをします。

私自身、今、寺田議員はそういう強い意思がないと、こういうふうなお話ですけれども、私自身は、児童生徒の命にかかる問題で、危機感として十二分に、だれにも負けないくらい持つておるつもりです。

順序として、そういう経過、一次、二次という形があるということで、二次をやって、文科省の方に申請を、計画書を申請してとか、そういう手続がありますので、そういうお話をしたわけで、早速、この二次、三次のそういう診断については、予算要求もして、早急にやっていきたいと、こういうふうに思っております。ご理解していただきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問をいたします。

二次診断、三次診断ということですが、これは、耐震補強をするということを前提のようですが、実際に耐震診断、0.12とか、それに近い数値の校舎を、改修する方が安いのか、建てかえの方が安いのか、そこらあたりの検討もされているのか。

また、実際に橋上中学校を、私は宿毛中学校への統合というふうに聞いておりますが、実際は、ほかの選択肢もあったんじゃないかな。いろんな形で、校区の設定とか、通学の利便性とか、いろんなことを考えて、宿毛中学校が一番大きいので、そこへくっつけたらええわみたいな安易な考えでの話ながじやないかなというように受けとめたわけですが。

やはり、そしたら、宿毛中学校の耐震診断の数値が幾らなのか、いうことも見ますと、余りいい数値も出でないように聞いております。

そういうことを考えると、あえて私、自分の子どもが行ってますが、宿毛中学校に、危険をはらんだ学校に自分の子どもを行かせたくない、そういうのがみんなの親にあると思うんですが。

そういう統廃合の、統合先の設定について、どのような考え方を、どういう形で宿毛中学校にというふうになったのか、その部分もお聞かせ願えれば、お願いしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。

橋上中学校の統合の経過ですが、実は、今回の改革プラン、あるいは行政改革大綱、以前の、今回の以前の5年間の大綱の中にも、あるいはプランの中にも、橋上中学校の統合は既に明記されておりまして、今回、初めて統合が出てきたという経過ではございません。

その部分で、ただ、地元の方へ、じゃあ、統合の話を、過去下ろしてきたかという部分につきましては、現実に地元にお話をしておりません。小筑紫地区についてはお話をしましたが、橋上中学校の統合については、お話をせんずくに、過去の大綱が終わっております。

それを受け、今回、一応、一応と言ったら

変ですが、中学校の統合を考えておると、こういうことでございますので、来年以降、地元にもお話をていきたいと、こういう、委員会としては考え方を持っております。

それから、中学校、宿毛中学校との統合ということですが、これは、何回も答弁、教育長もしましたが、地元との協力合意のもとに統合していきますので、宿毛中学校にこだわることはないと思いますが、一定、大綱の中では中学校、宿毛中学校というお話をしておりますので、地元との話し合いの中で、また別の中学校というお話もあろうかと思いますが、それはそのときのまた対応でいいのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君）　この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前1時25分　休憩

----- · · ----- · · -----

午後　1時00分　再開

○副議長（菱田征夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

○教育長（嶋　統一君）　教育長、6番、寺田議員の再質問に対する私の答弁中、「篠山の統合について、私自身も」の次から、「一本松町の町長さん」の前までの発言について、取り消していただきますようお願ひをいたします。

○副議長（菱田征夫君）　おはかりいたします。

教育長から、先ほどの6番、寺田公一君の再質問に対する答弁中、「篠山の統合について、私自身も」の次から、「一本松町の町長さん」の前までの発言について、取り消ししたい旨の申し出がありました。

この申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（菱田征夫君）　ご異議なしと認めま

す。

よって、教育長からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君）　再質問という形で、1点だけ聞かせていただきます。

この統廃合についてですが、橋上中学校について、これからスケジュール的にどのように進めていくつもりなのか。行革審の中でもうたいこんで、集中プランの中でうたいこんでいるようなので、その内容をお示しをしていただきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾　諭君）　教育次長兼学校教育課長。

橋上中学校の統合計画についてありますが、一定、大綱、集中改革プラン、21年までの5年間の計画になってまして、橋上中学校については、18年度から地元学校等にお話をしていくというスケジュールでございます。

順次、地元と、あるいは保護者と協議する中で進めていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君）　6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君）　この統廃合という問題は、橋上に限らず、地域にとって大きな問題でありますし、私としても、今回、初めてというよりも、新たにこういう形で提示されたということで、これから行き方を見ながら、子どもたちにとって、宿毛市の教育現場がどのようにしていくのかということを、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

これで教育委員会に対する質問、また私の一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君）　9番濱田陸紀君。

○9番（濱田陸紀君） 9番、一般質問を行います。

1番目といたしまして、宿毛市名誉市民の推薦について。

宿毛市におきましては、宿毛市名誉市民条例が平成7年3月24日に施行されています。その目的は、広く社会、文化、産業の振興に卓越した功績があったものに対して、宿毛市栄誉市民の称号をおくり、その功績を称え、市民の敬愛の対象として顕彰する条例であると考えていますが、施行後、いまだに該当した人物がいない状態ですが、市長は、現在もこの条例に該当する人物がいないと考えているのか、お伺いいたします。

2番目といたしまして、「広報すくも」への慶弔の掲載について、私の思うところには、宿毛市は広報に慶弔欄が記載されていませんが、市民としては、日常生活においてのつながりなどに活用できる情報であり、個人情報保護と情報公開の関連との兼ね合いがあるが、掲載されていることについて、他の市町村ではありますが、宿毛では以前からありませんので、掲載についての市長のお考えをただします。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 濱田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

ただいま、宿毛市名誉市民の推薦ということですございます。

この宿毛市名誉市民につきましては、本年、第3回の定例会におきましても、浦尻議員よりも、1人もいないけど、ハードルが高すぎるのではないかとのご質問をいたいでおります。

そのときも、どういった方々に、どういった形で名誉市民の称号を贈らせていただくのかなどを検討したいと申し上げております。

その後、どのような方がふさわしいのかとい

うことでは、思いをめぐらせているところでございますが、私といたしましては、現在も名誉市民となっていただくにふさわしい方はおられるのではないかと。該当する人物がおられるというふうには考えております。

名誉市民の称号をお与えしまして、例えば地域振興といったことも考えられるのではないかと、そういうふうなことも思っております。

次に、「広報すくも」への慶弔に関する掲載でございます。本市の広報へは、お亡くなりになつた慶弔記事などについて、掲載はただいましておりません。情報公開の観点から申せば、行政が持ち得る情報をできるだけ公開をいたしまして、市民の方が活用できるようにするべきというふうには考えておりますが、一方、また、個人に不利益が生じることがないように、個人の情報を保護していくべきやいけない。公開と保護の両観点から、総合的に判断しなきやいけないというふうに考えております。

今回の広報への慶弔記事の掲載につきましては、広報の発行が月に1度でございます。

例えば、お亡くなりになって、広報へ掲載できる時期が1カ月以上おくれること、それから、個人情報を利用したダイレクトメールなどに利用されるような場合もございます。問題もございまして、個人情報の保護の観点から、広報に掲載すべき、優先される情報の提供ではないんではないかと考えております。現状のまま、掲載は見送りたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 9番濱田陸紀君。

○9番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

1番目の名誉市民について。

市長の答弁によりますと、大変、前向きなお考えを持っておられるので、私といたしましても大変うれしく思っております。

名誉市民の対象となる方は、居住されているか、または縁故の深い方で、広く社会、文化の進展に功績があり、市民が等しく尊敬できる方であると思っています。私としましても、この条件に該当する方として、本市の高等学校を出て、東京芸術大学を卒業し、芸術分野において数多くの賞に輝き、高知県立美術館、横須賀美術館建設委員等などの功績で、紺綏褒章を3回受章され、国外におきましても、2002年のサッカーワールドカップ日韓共同開催の年、日韓現代美術を両国美術院会員でスタートさせ、その後も相互の国で毎年開催され、特に本年は友情年2005年をもって、この友情の形と題し、日韓芸術特別展を両国で開催するなど、日韓美術の友好の取り組みに、中心的に活躍され、また、あらゆるところで芸術の原点は郷土宿毛だと語られ、宿毛市の文化芸術活動にも献身的にご協力をいただいている郷土の誇り高い方や、本市出身で、東京専門学校の設立に献身し、日本の教育発展に多大な功績を残した小野 梓先生を顕彰し、次代を生きる子どもたちの育成のため、作文や絵画を募集し、本年までに955点の表彰並びに記念品を授与し、将来にわたって続く大きな礎となり、宿毛市の教育文化の発展と、地域の活性化に大きなご尽力をいただいた方などが、それに該当するのではないかと考えております。

こういった方々がいながら、条例制定から10年を経過した今も、だれ一人として名誉市民の称号が贈られていない状態であり、名誉市民条例のハードルが高いのであれば、改正も含み、真剣に検討していただきたい。

献身いただいた方々に名誉市民の称号を贈り、今後も本市のために、芸術文化、教育、地域経済の発展にご尽力いただくべきであると考えており、強く要望いたします。

再度、市長にお考えをお伺いいたします。

そして、慶弔欄ですが、日ごろ交流が途絶えがちな友人や知人へのお祝いやお悔やみに、慶弔欄を重宝している住民も多いと聞き及んでおります。

愛媛県におきましては、過去、慶弔欄に一応、出したり出さなかつたりしている市町村も多々あると聞いてはおりますが、私は、宿毛ではただの一度も慶弔欄を見たことがございません。一度、やはり市長もこういうものは住民がどういうように考えているか、取り組んでいただきたい、そのように思っております。

また、個人情報、詳しい大早代表は、なぜ掲載が中止したのか、なぜ要望があるのか、もっと掘り下げて考えるべきだと、掲載に対してメリットもデメリットもあると聞き及んでおりますが、私はやはり、でき得れば、宿毛市も一応、慶弔欄を出してみて、それで皆様方に真意を問うのも一策ではないかと、そのように思っております。

個人情報と保護条例とは、車の両輪といわれますように、今後、情報公開を軸に、住民本位の政策を適正化していただきたい、このように市長に再度、出せないか、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 濱田議員の再質問にお答えいたします。

まず、名誉市民の関係でございます。今、名誉市民になっていただく方の要件、条例でも定めておりましますし、また、濱田議員からも、今、ご紹介があったとおりでございますが、その中で、顕著な要件を整えて、なおかつ、市民から敬愛される方でなければならないというふうなことで、規定をされております。

これは、一定のハードルを設けなきやならないということもありますが、先ほども答弁させていただいたように、名誉市民になっていただ

くにふさわしい方もおられるというふうに思つております。

現実に、条例制定が平成7年3月24日でございまして、その10年も、今、たっておるのに、該当者が1人もいない状況を考えてみると、これは、何が原因であるかということを検証してみる必要もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、該当者の推薦方法につきましても、執行部は、一応、市長が提案しまして、議会の承認を得ると、了解を得るということになっておりますので、議員の皆様方とか、各種団体とか市民の皆様方から、提案もいただければ、それについての検討ということもできるというふうに思っております。

その原因が、条例そのものにあって、ちょっとハードルが高すぎるということであれば、また条例の見直しもまた、皆様におはかりもしなきやいけない、そのようにも思っております。

私も市長として、提案を皆様方にするためには、皆様方に納得をしていただける理由を持って提案をしなきやいけないと思っておりますので、そういう形での条例の不備なところがありましたら、この条例の整備も含めまして、また施行規則も、こういった形でやるとかいうふうなものも含めまして、検討をさせていただきたいと。前向きな検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの慶弔関係を広報に載せるべきというご提案でございます。

こういったご提案が濱田議員からも議会の中であったということで、検討そのものはさせていただきます。私自身も、実は、市長についたときに、ほかの場所の広報を見ましたら、出生であるとかお亡くなりになったとか、結婚されたとか、そういうものが載っている自治体の広報も見ております。

先ほど申しましたように、情報公開等の関連で、どれが本当に一番いいのか、選択肢として一度載せると、やっぱりずっと載せなきやいけない、継続しなきやいけない部分もございますし、この件につきましては、執行部の方でも真剣に、もう一度検討させていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 9番濱田陸紀君。

○9番（濱田陸紀君） 先ほど、もう一度、慶弔欄について市長にお願いいたします。

私のところに、先月も、南予の、愛南町ですかね、隣は。そこの広報を持ってきていただきまして、20人ぐらいの方にアンケートをとつてみたわけでございますけれども、その中で、絶対いかないという人が2人おりました。そして、まあいいんじゃないかという人が10人ぐらいおりまして、あとはどうでもええというような返事もありましたけれども。

でき得れば、やってもらいたいという人が多数おったということは、一応、頭の中に入れちよつてください。

それからまた、一度やめたんですけど、西予市ですか、そこなんかもまた復活してます。そして、高知県の方におきましても、45の自治体のうち、17件がまだ掲載してます。それで、でき得れば、宿毛はまだ一度も掲載していないわけでございますので、でき得れば一度、そういうような会をもってもらって、いいか悪いかを判断していただきたい、そのように思っております。

私がいろいろと考えてみますに、いろいろお世話になった人がお亡くなりになったと。それも、宿毛の端から端まではなかなかわかりにくいくらいと。そして、そういうようながでおしかりを受けたのも二、三あります、自分のためにこういうようなことを言うのはちょっとあれです

けど、そういうようなこともありますので、でき得れば、もう一度検討していただきたいと。

それから、名誉市民でございますが、これは市長も先ほど申されたように、前向きに検討してくれるということでございますので、もう質問はありません。市長の英断を期待するのみでございます。

それじゃあ、一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、一般質問をいたします。

早いもので、市長も就任以来2年がたとうとしておりますが、まず、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

1番目は、公約についてという題にしておりますが、市長は、若さと行動力をアピールして、市民の間に充満しておる、何かこう物足りなさというものを払拭して、活力ある宿毛市をつくると。透明でむだのない市政運営を行い、民間の経営感覚を生かして、行財政改革に取り組む。

2年前に、私も質問をして、その他13項目ほど質問をいたしましたが、取り出してみると、こういうことであったと思いますが、就任直後は、フェリーの問題や市町村合併等、いろいろ重要な課題があり、大変お忙しかったとも思います。また、三位一体改革による交付税減額の中で、節約にも努められておりましたし、大変、その努力は評価しておりますが、ただ、出口を絞るだけでは、元気な宿毛市、これは到底つくれないと思うんですが、市長も自分の胸の中に各種産業の振興策、こういうものもお考えになつておつたとも思います。

そして、一部は公約の中にも入っていたと思いますが、市民の所得の向上を図り、ひいては税収増に結びつくような企画、現在、思いがありますと思いますが、残り2年の折り返し地点でこれをどのような目標を掲げて進んでいくの

か、まずお伺いをいたしたいと思います。

2問目は、アウトソーシングについて。国もあれだけ大騒動した郵政も決着がつきました。その後、政府も規制緩和ということで、市場化テスト、いわゆる民と公、どちらがやれば効率的にできるかということで、官から民への業務委託をしようとしております。

本県の知事も、行政のスリム化、また県全域における雇用機会創出のために、知事部局の業務のうち、30パーセントを民間へアウトソーシングすることを明言をされております。

宿毛市においては、どのような検討がなされておるのか、行革審の答申の中身も見ましたので、それに沿つたものになるとも思いますが、また、今議会にも指定管理者制度に関する議案が上程をされております。地域住民と共同体づくり、今後の行政運営にとっての大きなかぎになるとも思いますが、民業への委託も含めて、指定管理者も含めて、企業ばかりでなく、NPO法人、いわゆる非営利団体を指定することによって、委託をした場合に多くの市民への雇用の確保や利益の還元ができると思いますが、今後、宿毛市としては、このNPO法人を力強く育てていくという姿勢が必要だと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

3番目には、風力発電について、お伺いをいたします。

16年3月の議会でも一度質問した記憶がございますが、本年の11月に、自民クラブで我々は、日本で唯一の風力、風車のメーカーであります三菱重工長崎造船所を視察をいたしました。

ちょうど、大月町の注文の、今、主流が1,000キロワット級になっておるそうでございますが、大きな羽と機械部分をフル操業でやっておりましたが、大変、この風力、今盛んに行っておりまして、三菱重工は1年半分の受注が

来て、もう満杯の状態であると。今、宿毛市さんから頼まれても、2年後になりますよというような、非常に好況なようありますが、その中で、風力の予算についての説明も受けましたが、3月議会での執行部の答弁としては、一応、計画があるかないかと言えば、計画はないと。適地がない。第3セクの場合は民間に収益を吸い取られて、行政は余り利益がないとか、初期投資や環境への問題等もあってということで、消極的な回答をもらいましたが、その後、本県の西部地区、14首長会ですか、一定、新エネ構想についての話し合いもあるので、また結果の報告をしますということで、これ宿題になっておりましたので、そのことについても、風力について、お伺いをいたしたいと思います。

それから、4番目に、篠山小中学校の改築計画について、ご質問をいたします。

本計画については、私も去る6月と9月の両議会で、随分と議論をしてきました。

6月議会では、概算事業費が9億1,800万円で、この同事業が進んでいることを知り、議会では審議がされておらなかったことから、その教育効果や財政面等を考えて、市長に見直すようすべきではないかと質問をしたところでございますが、この質問に対し、市長は、もう既に決まっていることであり、議会でも十分に審議がされておったと、思っておったというような話がありまして、そういうことを知った今は、谷口組合長ともよく話し合ってみると、こういうことで6月議会は終わりました。

続く9月議会では、その事業の中止には至らなかつたけれども、事業費を3億円ぐらい圧縮をして、6億2千数百万円としたと。やはり、この経過を考えると、宿毛市だけが負担をしないというわけにはいかないということであったと思います。

また、教育長も、小中一貫教育論、あるいは

山里留学制度を取り入れて、小規模校のきめ細かい教育を実践し、デメリットを克服していくという答弁であったかと思いますが、その時点では、私も、財政ばかりを言うわけではないんですが、いろいろなことを踏まえれば、減額傾向で建てられるのかなと、こういうふうに思つておりましたところが、組合議会の議事録等を見る限りにおいては、この計画が既に決まってたという事実はなく、また、テレビを見ていた前市長からも、協議会でも古くなつて困ったなという話はありましたが、林市長のときからさかのぼつて考えても、決定はされておりませんでしたよという話も聞いて、16年、17年度と2度にわたつて上程された設計の予算も、教育委員会からの説明もなかつたために、議会では審議をすることなく、当初予算として素通りをしている経過もありますから、この余りにも少なくなる児童や生徒数の推移を見ても、本当に子どもたちのためによい教育環境を維持できるのか。

財政面においても、市内各校との整合性を欠くことになるのではないかという思いがいたしまして、我々は、自民クラブ8名で谷口組合長に対して見直し、実施設計予算の留保を求める意見書を出そうではないかということで、10月30日に議長に要請をして、臨時議会を開いたと。

ここで、我々8名は、この本計画の経過や教育効果、財政面を真摯に、議員同士が協議すれば、我々8名の意見に多くの議員の皆様も賛同をして、ある見直しをしてくれるんであろうという思いはありましたが、結果は、8対8ということで、議長裁量によって、この意見書案は出さないということに決定がなされたということをございます。

そこで、市長は、議会の意思でござりますから、これを無視するわけにはいかないと思いま

すので、本計画は、実施設計を入札なされて、進んでいくということと今、理解しておりますが、9月議会においても、さらに天井の高さであるとか、面積とか単価差であるとか、起債充当分の見直しを含めて、まだ減額の努力をしていくというふうにもおっしゃっておりましたので、今回はその減額の努力の成果と、実施設計の入札が、いつごろ、どこに落ちたのかということを、まずお聞きをしたいと思います。

それから、教育長には、小中一貫教育とか山里留学、あるいは教員の適正配置等の議論を随分してまいりましたが、今回は、何か文科省の方の特別なモデル指定か何かを受けると。山里とか、小中一貫じゃなくて、それにつけて加えてでしょうが、そういう話も耳にいたしましたので、具体的に、どのようなモデル指定を受けようとしておるのか。そしてまた、山村留学については、これは具体的にどのような子どもたちを受け入れようとしておるのか、この点について、2点お聞きをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えを申し上げます。

2年をそろそろ、私も就任以来過ぎようとしておりまして、宮本議員からも、就任早々のお話も、フェリーであるとか、合併であるとか、ことしはまた、汽車の脱線だとか、そういうことで、お金の要ることばっかりで、頭をすごく悩ましてた状況にございます。

宮本議員おっしゃるとおり、いろいろ行政改革といいながら、歳出を抑えるばっかりでも、これは私は、もう全然いけない。歳入をとにかくふやす努力というものも、同時にしていくかなきやいけないというふうなことも思っております。

そのために、もちろん無理、むだなことの事

業はやってはいけないということで、今回の集中改革プランということも出させていただいたわけでございますが、それ以上にまた、その中にも少しは盛り込んでおりますが、なかなか成果が上がっていないのが収入の面でございます。

この収入の面につきましても、私自身は、まず市民の方々が、所得が向上することによって、これは市に対する税収というものが図れるということでございまして、これは、宮本議員もおっしゃったとおりでございます。

そのためには、じゃあ、どうするかということが非常に大切になってきます。宿毛市が農林水産業を基盤としたところでございますので、この産業おこし、それから時々議会のご質問にもたくさん、議員の皆様方からのお話の中にも出てきます若者の雇用の場というふうなこと、そういったものが、必ず出てきます。

のために、私自身としましては、産業おこしということでは、農林漁業の産業おこし、これの見直しと申しますか、そういうものと、またまちの振興策というのもも、同時に考えていかなきやいけない。

これまあ、どこも今、日本国中そうだと思いますが、非常に地方の末端の方につきましては、同じような現象があるわけでございます。

私自身は、1つは、今後の話として、また今まで取り組んできたつもりではございます。まだ成果は上がっておりませんが、例えば、農林の方じやなくて農業の方でございますね。そういうことにつきましては、地元のよいものを、もう少し皆さんに、本当にいいものがここにあるんですが、これが気づいてない、そういったものを少し、宿毛の特産として出していくのがいいんじゃないかということで、具体的には、料理みかんでありますナオシチというのがあります、ここで、宿毛の人たちは、自分で

いいものを気づかずを使っておりまして、これ、私も、自分で東京へ出張のときは、必ず携えて持っていきまして、知り合いの方々に試してみてくれというふうなことで持っていました。

幸い、二、三軒、料理屋さんの方から、非常にいいみかんだというふうな評価をいただいておりまして、これから農業の方々にも、もう少しこういったものも使っていただければ。もちろん、この宿毛コナツだと、宿毛ブンタンというものは、もう名前が知られています。そういうものをやはり、掘り起こしていくことが大切じゃないか。

それから、夢いっぱい会の皆様方が、今、17部会でいろんな活動をされております。こんな中にも、例えば、イモをつくってくれと。イモは、あんまり世話がなくてできる。私ども小さいころは、イモのめしを食べておったわけでございますので、今、あんまりつくってない。ヒガシヤマぐらいにしかないということでございましたので、こういったイモをつくって、昔は、公式の場で言っていいかどうかわかりませんが、昔のことですからご容赦願いたいですが、芋焼酎をつくって、皆さん、飲んでおられたということが思い起こして、そして、イモをつくったらどうかというふうなことも提案申し上げる。

幸い、このイモにつきましては、芋焼酎を宿毛ブランドとして、来年の4月には出せるというふうなめどがついております。

そしてまた、農業の方では、南洋の果物、いわゆるここ宿毛は暖かい、温暖な地域でございますので、この地域を生かした南洋の果物もできるんじゃないかということで、今、二、三人の方々につくっていただいております。

そしてまた、林業の方につきましては、人の力も借りなきやいけませんので、この間も東京の方の林業関係の会社に行きました、間伐材が

ある、いろんな高知県には非常に優秀な木材があるということで、例えば、宿毛湾港から搬出できないか。そういう需要が海外にないかというふうなことも聞いてきておりますし、また、協力もしていただけるというふうな約束をいただきました。

そしてまた、漁業でも、これはすぐも湾漁協が1つになっております。そういったことで、漁民の皆様と漁協が一体となって、とってきた魚をいかに付加価値つけて売るかということで、これも、東京に行きました大手の食品会社の方にも行きまして、どういった形を持っていけば売れるのか、そしてまた、ここで鮮魚ばっかり扱うんじゃなくて、少し加工した形で魚を出せるような形をとっていきたいんですが、お知恵を借りたいということで、行ってまいりました。

そういった農林漁業、それぞれにばつばつ、地道に少し取り組んでいかなきやいけないと。この2年間かけてもそうですが、これからもやっぱり、これを成就させるために、今、種をまいていかなきやいけない、そういうふうなことも思っておるわけでございます。

今回の集中改革プランをまとめた中でも触れてはおりますが、これを具体化していかなきやいけない、そういうふうに思っているところでございます。

お金がないと言つて、消極的なことばかりやっててもいけない。2年後、3年後にこれが実のなるような形を、確実なものになるような形で取り組んでいかなきやいけない、そういうふうに自分自身に言い聞かせるところでございます。

それから、定住者といいますか、人口はどんどんどんどん減っております。きのうも答弁させていただきましたように、この5年間で1,500人の方々が、人口が減っているわけでございまして、交付税の算定にも、これが影響し

ているということでございます。

この人口をふやす方策というのは、なかなか少子高齢化、寺田議員のきょうのご質問もありましたように、若者を支援する対策も必要でございます。また、これから取り組んでいきたいと思っておりますのが、私どもと同じ団塊の世代というのがありますて、これから定年を迎えるとしております。こういった方々が、宿毛からたくさん外に出ておられます。そういう方々に対して、定年で帰ってきませんかというふうな呼びかけも、これからしていきたいなどいうふうに思っております。

もちろん、Uターンばかりじゃなくて、Iターンで宿毛へ来ませんでしょうかという、宿毛の紹介をきちんとした上で、できるんじやないか。

そしてまた、今は平田の工業団地にたくさんの会社が進出してきていただいております。この方の定着についても、努力を払わなきゃいけないし、この工業団地の方々も大切にしていかなきゃいけないというふうなことも思っております。

ただいま、湾港でございます。これが一番、我々としては問題を抱えているところでございまして、この湾港が、ようやく防波堤がことしに150メートルできます関係で、防波堤ができましたら、岸壁の使用頻度というものが上がります。そういうことで、今までと違った形の港湾の利用ができるんじやないか。大型船がたまに来るんじやなくて、定期船が来られるような取り組みをしていかなきゃいけない。

幸い、今回は議員の皆様が8月にも行っていただきました。これは、本市出身の竹内明太郎さんが小松、いわゆる小松製作所でございますが、この小松の創始者でございました関係で、石川県の小松市との友好を深めようということで、議員の皆様も小松市まで出かけていって

ただきました。

また、先だっては、商工会議所の会頭も、小松市へ行っていただいたりして、友好を深めたい。

そしてまた、この小松製作所が、創始者がここ宿毛市ということでございまして、会長も3月にこちらへ来ていただきました関係もあり、小松の皆様にも、ぜひその宿毛湾港の背後地を活用した取り組みをしていただきたいというふうなご協力をお願いを申し上げているところでございまして、これからも、といった人脈を通じまして、宿毛市がずっと、立派な方々がここ出身でございます。こういった方々を通じましての宿毛湾港の利用、利活用と言いますか、そういうものもやっぱりやっていかなきゃいけないと。

まだまだ、ほかの分野でもたくさんやらなきゃいけないことは、たくさんございますが、結果的には、宮本議員がおっしゃったように、所得の向上、市民の方々が所得の向上ができるような形をとっていかなきゃいけない。そのためには、行政として、最大限の努力をしていかなきゃいけない。そしてまた、市民がやっぱり、そういうことで元気になりますし、また、スポーツの大会も、市民の方々のおかげで、運動公園も国体の一過性ということじゃなくて、市民の方々のご協力で大会、いろんな大会をやっていただいております。

フェリーも使って、九州からもサッカーとか相撲とか来てもらっています。そういうことで、今ある施設を大切にしていかなきゃいけない。

そして、もう1つは、大きな形では、早稲田大学を創設したと。創設の母と言われております小野 梓がこの出身でございます。そういうことで、早稲田大学との連携をとって、いろんなまちづくりとか、いろんなお知恵も借りて、

まちづくりも進めいかないといけない、そういったことも思っているわけでございます。

これも、皆さん、市民の方々のご協力あっての賜物でございます。これからも市民と一緒に、共同歩調で歩いていきたいなというふうなことを、今、思っている次第でございます。

それから、次にアウトソーシングについてでございます。

これは、宮本議員ご指摘のように、地方分権型社会への流れの中で、国においては、市町村合併とか、三位一体改革、これを積極的に推進しまして、権限とか、仕事を国から地方へ。あるいは、官から民へというふうな流れになっておるわけでございます。

高知県におきましても、財政危機を回避するとともに、効率的で小さな県庁と、それから持続可能な地域社会をつくることを目的にしまして、平成16年度より、県庁の業務を外部に委託する、いわゆるアウトソーシングというふうなものに取り組んでおります。

宿毛市におきましても、これまで児童館業務をNPO法人へ委託しております。それから、歴史館の受付業務とか、休日とか夜間における公共施設の管理等を民間に委託しておるわけでございます。

本年度策定いたしております新たな行政改革の中でも、行政改革大綱の中でも、15年の地方自治法の改正によりまして創設されました指定管理者制度を活用しまして、来年度、18年度より国民宿舎「椰子」を初めとします4施設の管理運営を、民間企業等の指定管理者に行わせることといたしまして、今議会にも関連議案をご提案申し上げているところでございます。

また、今後、その他の施設につきましても、可能なものは同制度を積極的に活用しまして、民間の能力やノウハウを幅広く活用する中で、住民サービスの向上と行政経費の節減に努めて

まいらなきやいけないというふうに思っております。

さらに、現在、行政が直接実施している業務のうちでございますが、学校給食センターの調理部門であるとか、図書館の窓口業務であるとか、ごみの収集業務など、民間委託した方が効率的で、またサービスが充実できる分野につきましても、積極的に民間委託を検討することとしておるわけでございます。

一方、指定管理者の指定に関して、営利を目的とする企業だけではなくて、NPO法人等の公益的な団体でございますか、非営利団体に委託すれば、利益が地域に還元できるのではないかというふうな宮本議員のご質問でございます。

市としても、決して民間企業だけを優先するものではございませんで、NPO法人を含めまして、申請のあった団体のうち、公の施設の管理運営に当たって、最もふさわしい団体を指定管理者として指定することが、これは重要、肝要なことだというふうに思っております。

したがいまして、今後、公の施設の管理運営を行うことのできますNPO法人等の非営利団体が設立されましたら、直接指定することも可能でございます。そういうふうな形で進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、風力発電の設置でございます。これは、前の議会でも宮本議員に宿題という形でいただいておりますので。

新エネルギーの取り組みでございます。風力発電の適地として、沖の島ということで検討いたしましたけど、採算性の問題なんかで取り組みを断念しまして、先ほど、宮本議員の質問の中にございました、各市町村での、協力して新エネルギーの取り組みについての検討の結果でございます。

これらの市町村と共同で作成しました新エネ

ルギービジョンにおきましては、本市が取り組める新エネルギーといたしましては、バイオマスへの取り組みがいいのではないかというふうな、この場での結論に一応、達しております。

今後の風力発電なんかの新エネルギーへの取り組みでございますが、調査しましたところ、四国電力における風力発電からの電力の購入枠は、20万キロワットを目標として取り組みがなされておりまして、現在、稼動しているものや、建設中のものが稼動したと想定しまして、それらすべてからの発電される電力を購入すると、目標値に達するとのことで、ことし3月に風力発電によります電力の購入申し込みを締め切ったということでございます。

現時点では、四国電力による購入枠の増加が、今のところは見込めない状況にございます。そうは言いましても、ご指摘のように、今後の地球環境を考えれば、風力発電であるとか、太陽光発電などのクリーンエネルギーですね、これへの取り組みは必要であろうというふうに考えております。

電力会社の新エネルギーからの購入枠も増加するのではないかなどというふうなことも思っておりますし、そのような状況と動向を見ながら、おくれをとらないような取り組みを検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、次に、篠山小中学校の改築計画についてでございます。

これにつきましては、先ほどの6月の議会、そして臨時議会でも議論もいただいております。

それまでは、先ほど、宮本議員の方から、るる経過の説明もございまして、私も、今までの篠山組合の議会の議事録も読ませていただきましたが、議事録には、そういう形は載っていないということでございまして、これは宮本議員が、先ほどるる経過を説明していただいたとおりでございます。

そういうながらも、私もあるの當時、なったばかりの時で、そういうことが、もうなされているというふうな感覚を持っておりまして、そのまんま、基本設計の予算というものを通させていただいたわけでございます。

なおかつ、またことしの実施設計ということで、経過をいろいろ、先ほど、宮本議員がおっしゃったとおりの経過がございますが、我々としても、非常に財政的に厳しい折でございます。そういったことで、愛南町との関係もございまして、実施設計がこの間、入札をされました。

これが、9月議会では工事費、概算工事費、これは実施設計の発注前でございますが、9億1,800万から6億2,600万へ減額ということは、9月議会でございます。

なお、かつ、議員もおっしゃっていただきましたが、天井の高さであるとか、起債の充当率を検討しまして、一般財源の減額に努めるというふうに、私もお答えをさせていただきました。

その後、愛南町の篠山組合でございますが、教育委員会と基本設計の業者と協議しまして、今、起債の充当率につきましては、愛媛県の教育委員会と、現在、協議をしておるところでございます。

それから、事業費見直しにつきましては、設計業者とも協議を、その後しましたが、なお一層の節減を図るような協議をさせていただいております。

天井の高さを30センチ低くすることで、相対的に工事費が下がるんじゃないかというふうなことも思っておりました。

それから、ほかの、例えば最小限のものにしてはどうかとか、そういうことをいろいろ教育委員会を通じて折衝しているところではございますが、今のところ、12月の2日に実施設計の入札が行われまして、これは基本設計を行いました株式会社大建設工務というところが6

90万、これは税抜きでございます。税抜きで落札をしております。

これからも、さらにこの業者、実施設計がこれから始まるわけでございますが、我々としては、経費の節減について、協議をさらにする必要があるというふうに、私自身は思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、8番、宮本議員のご質問にお答えをいたします。

篠山小中学校の教育活動の取り組みでございますけれども、平成18年度教育研究開発事業の指定を受け、生きる力の源となる読解力や、想像力、表現力を身につけるため、読書科を新設をし、系統的な教育課程、指導方法などを進めていく取り組みを予定をしております。

具体的には、小学校1年生から中学校3年生まで、1週1時間の読書科を新設し、この読書科を中心に、国語科における読む力の育成とも関連をさせ、読書活動全体を通して、読解力や想像力、表現力の向上を図る取り組みを予定しております。

次に、山村留学制度についてであります、中央教育審議会が平成10年6月、「新しい時代を拓く心を育てるために」の答申の中で、長い期間にわたる体験の機会を用意することも、積極的に進めていくべきである。

都市部の子どもたちが親元を離れ、山村など、自然環境の豊かな地域で暮らしながら、その学校に通学したり、自然体験や勤労体験など、さまざまな体験活動をしたりする山村留学は、意義あるものと考えると提言をしております。

農山漁村の自然と文化と人情を活用した、次代を担う人づくりの事業です。

さまざまな体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育むことを目的にしています。山村

留学する子どもたちは、小中学生時代の一時期に親元を離れて、農山漁村へ転入し、農家等で生活しながら、地域の小中学校へ通学する制度でございます。

しかしながら、留学生を受け入れるためには、里親の確保、あるいは寮の完備と、受け入れる側の環境や施設の整備が必要になってまいります。

毎年、新たに取り組みを始める自治体や学校がある一方、募集をしても、子どもが集まらない状況もございます。高知県での取り組みの例といたしまして、土佐郡大川村が、宿泊施設を完備し、大川中学校へ3名の生徒を受け入れております。

一方、葉山村では、里親のもとから通わせる制度でありますが、希望する子どもがいないことから、休止の状態でもあります。

篠山小中学校でも検討してまいりましたが、継続して実施していくことは難しいというようにも聞いております。

対象となる児童生徒は、特に制限があるものではございません。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再質問をいたします。

市長の答弁の中で、もう公約とかアウトソーシングについては、100点満点の答弁をいただきまして、いろんな農水産物とか、ナオシチですかね、それからイモ、林業の間伐材、この中で、農水産物、商業も含めて、これはつくつておる方々が、一生懸命、生活のために売上を向上するという努力が、まず第一で、あと、行政が後押しをするか、広く情報を集めたものを提示をするというような役目だと思うんですね。

ナオシチは、私も会派、当時は桜会であったと思いますが、築地の市場を視察して、いや、すだちになるまでは大変ですよと。ナオシチ、

まだ売れませんと言われましたけど、やっぱりたゆまざる努力を、ミカンをつくっている方があまずしてこそ実るものではないかと思いますので、この点については、もう再質問はございません。

小松製作所、我々も行きました。文教センターでは、多分、名前、萩原会長さんでしたか、お話を聞きましたし、また、小松市においては、自民党の浅野議長とも、数名の方とも懇親を深め、また、議会の代表の方十数人とも話しました。

それから、栗津工場にも行きましたし、明太郎さんのもともとの銅山にも、記念碑を見に行きました

その中で、たしか高橋工場長だったと思いまが、大変に市長のことほめておりました。えらい熱心な市長ですねと。

それで、その話の中で、何とか宿毛に来てくれるんかいという、宿毛弁丸出しで岡崎議員がラブコールをしましたところ、いや、室蘭に行くのも宿毛湾に行くのも、アメリカ航路に物を運ぶのは大したことございませんよと。ただ、アセンブリというか、組み立てはできないけども、そこに集積して荷物を運ぶことには、13メートルの深水のいい港があるから、検討しますという話もしました。

市長からその話が出るかとも思いましたが、市長も慎重になられて、めったなことは言えんということでしょうが、私の方は、聞いたことをそのまま言えば、執行権がございませんから、構わんわけですから、どんどんと、これはもう、頑張って、何とか小松製作所をひこづつても、ここへ連れてきてもらいたいと。

これがやっぱり、市長の若さと行動力をアピールして、怖いもの知らずで、どこへでも飛び込んでいくという勇気も聞いておりますから、こういうことで、小松さんが来るようになった

ら、何せ二、三兆円の世界産業ですから、宿毛でも物を積んでいくだけにしても、いろんな波及の効果があると思いますから、「ちきゅう」号もこちらに来てくれるということですから、ぜひ、この点については、もうこれは頑張ってもらうようにお願いするしかないと、こう思っております。

それから、この点については、もう市長、答える必要はないですよね。決意があれば、それだけ言ってもらえれば。

それから、アウトソーシングですね。ふさわしいものについては、NPOに指定をすることもいいんじゃないかというお話をございましたが、今回の指定管理者の「椰子」の問題については、経営のリスクがあると思うんですね。どなた、5名、5社ぐらい希望があったんですか。

その中で、1社に決まりましたけども、これはNPOがやると言いましても、赤字になった場合のリスクがありますから、余り投げ捨てるようなこともできませんし、やっぱり健全経営を目指した企業から選ばれるのが当然であろうと思うんですが。

例えば、市がやっておる、今言わたった給食センターの調理部門であるとか、清掃公社のごみの収集であるとか、こういうものは、私は最もNPOに適しておるんじゃないかと思うんですね。というのが、一定、市が委託金を組んで、入札でこれをどなたに渡すかということになれば、NPOといえども民間ですから、民間の企業と競って入札をしていただく。じゃあNPOは、利益そのものをを目指しておるわけじゃないんですから、私は、民間の企業さんもかなり努力をされて、安い金額で入札で落とそうとするでしょうが、実際にNPO組織の方が安く委託を受けてくれるんじゃないかと思う点と、それから、利益関係はもちろん、企業も社会に還元しておるんですけど、NPOの利益は、そのま

いろいろな約束事で還元もできるし、その中で、NPOであれば、たくさんの人に雇用の場を与えることができるんじゃないかと。

例えば、給食センターなんかの場合は、私も料理の世界でずっと、食品工場をやっていますが、もう本当に、そこらあたりと言ったら怒られますぐ、本当に子どもにいいものを食べらそうとする心さえあれば、お母さんが弁当つくれば、上等なんですね。

だから、調理師は、法律的に要りますけど、そういう思いのした人に、例えば給食センターで50人、60人の方、お母さんが働いて、NPOとして。一定の収入でいいものをつくっていただければ、その効果も上がると思うんです。

具体的には、いろんな考え方ありますけど、例えば、清掃公社のごみの収集なんかの場合は、今、地域の方々が、分別なんか協力して、それから、当番なんかつくって、いろいろやってくれてますから、その組織を拡大していくば、十分にNPOにもなるんじゃないかと。そういう意味からすると、公社で働いている方も一生懸命やってますが、一応、年度を切って、これを民業にやらなければ、行政がもたんというところまできておりますから、その時期では、こういうNPOのやり方を視野に入れて、たくさんの人々に、まちを美しくするという意味も込めて、やってもらえば、よりいい方法で、効果が上がるんじゃないかとも思います。

それから、前にも質問に出したと思いますが、町の名前は忘れましたけれども、広島のある町で、ごみの減量に対して、例えば、このごみ袋、今、市は幾らかで売ってますわね。それを、例えば年に100枚なら100枚というふうに決めて、家庭に無料であげるんです。行政が。無料でいただいた100枚を、そのまま100枚使ってしまえれば、ごみ袋代は家庭には要らんわけですが、余分に使うときは、例えば1つ1

00円とすれば200円で売るわけです。もうそれは購入していただく。

減量に努めて、100枚配付してもらった無料のものが30枚残れば、それは歯ブラシとかせっけんとか、家庭用品に市がかえてあげる。それによって、ごみ袋を配付したお金は一千数百万円、余分に行政としては出費をしておるんですけども、燃料代が7,000万円方浮いたと。損得6,000万、行政は経費を浮かしたという例が、もう随分前に新聞に出ておりまして、この議会でも多分、言ったことがあります。

そういうようなことも考えに入れて、NPOが動いてくれたら、この宿毛市のごみの減量と、美化と、利益の還元につながるんじゃないかと、いうふうにも思いますので、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

きのうも何か、いいのがあったら検討しますから言ってくださいということでしたので、あえて言いますが、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

それから、風力については、四電が、その購買力が満杯ということで、今の市長の話でも、地球環境全体を考えたら、まだ枠も広がるかもわからんということでしたが、私もこれ、以前からの質問にしておりまして、四電もそろそろいっぱいじゃないかなと。

前市長、それから中西市長にも言いましたが、早くやれんもんかなということも言っておりました。

ただ、沖の島を例にとられると、非常にまずいんですが。あれはもう、高くつくんですね、送電線が。自分なりに聞き合せたところ、宿毛には3カ所の適地があるということも聞いております。東西に風が吹く流れのところが、一番いいから、3カ所ございますよと。風力のマップが、もう全国的にできてまして、これは新

エネルギー財団のNEDOなんかもつくってますが、もう宿毛もオレンジ色で、風力7、8ぐらいは吹いているんですね。3カ所あるんですよ。

名前は、またきょうじやなくても言いますが。だから、そういうところに、鉄塔を建てる場合、鉄塔はこれ、NEDOの方が全額補助金で1億円かかりや、1億円出してくれるんですね。行政、何も要らんわけですよ。

だから、無料で、3カ所全部建てるとしたら、1カ所にしなさい言われるかもわかりませんが、既に建つこともできたんですけれども。

今からでも、四電との話さえつけば、四電を通してほかの電力会社に、また売電もできますし、それから、今の四電の購買の範囲は、全販売量、四電が出している販売量の1.35パーセントであったと思いますから。

2004年の資料では、私も記憶するところは567基42万キロしか、まだ風力ないんですね。日本全体では300万キロを目指してますから、どこかには買ってくれるところはあると思うんですよ。

市長が言っているバイオマスのやつは417万キロワットでしたから、全体で風力とバイオと、もう1つ太陽光ですか、1,200万キロワット、日本は京都議定書に判を押したときから、購入の義務があるんですから、どこかに抜け道はまだあると思いますから。

ぜひとも、これも、大月町は10基やることで、10年間ぐらいで2億3,000万ぐらいの固定資産税収入ですか。地主さんも地代が入る。宿毛市も、何基かやる余力があって、四電が受けてさえくれたら、民間企業、三菱さんに聞いてみると、伊方なんかは、三菱さん、全部お金出す言うんですよ。行政が、土地をまとめてくれさえすりや、うちが全額出しますよと。15年ぐらいの償却期間で、大体8年ぐらいで

もととりますから、あとは地元にも利益の還元しましょうというふうに、三菱がやる、ゼネコンがやるもののが、商売上、リスクがあるなんて考えは起こり得ませんから。

大企業は、もう計算し尽してやりますからね。余り大きなリスクを考えずに、前向きに進んだいいと思うんです。

株なんかみたいに、逆転して大損するような怖いもんじゃございませんから、ぜひこの風力の場合も、四電にも、市長の方からも聞いていただいて、それから、枠を広げてもらうことができれば、何とかこれも検討材料にしていただきたいと思います。

それから、あとは篠山ですね。

市長の方からの答弁をいただいて、なお一層、減額に努めて、最小限のものにしてはどうかというお話を聞きました。私も含めて、我々のクラブも、絶対につくるなと言っておるんじゃないんですね。やっぱり、いろいろな教育効果や財政の面も考えると、見直す点が多くあるのではないかという思いで、適当な規模、最小限のものという適当な規模は、私の考えでは、教育理論は別にして、小中一貫として、小中学校を複合施設でつくるべきなのか。それとも、中学校は、平成18年の末か19年の初めにでき上がったとしても、人数が、現在28名いますが、だんだん減って、22年ぐらいには14名ぐらいになるという推移は見えているんですね。

山里留学でたくさん来るとかいうことになれば、人数ふえますけど、今の大川村や葉山の例を聞いても、余りふえないかもしれない。そうすると、現状の、子どもさんが生まれる、待ち児童の推移からいくと、そう多くふえないとなれば、学校は建てても、小学校、中学校を複合で建てるのではなく、内容的にですよ。その見合う数の教室数とかいうもので、最小限にとどめて、なお中学生がどうしても、どんなやり方

しても少なくなったと。そのときには、中学生だけは教育効果も考えて、近隣の学校に通学する。じゃあ、残った小学生が二十七、八名か、三十名弱の小学生が有効に使えるような施設、それが幾らかかるのかと。

私は、こういうことを希望をします。それが、市長の言われる最小限のものということになれば、3月の、来年度の議会に、恐らく本予算の計上がなされると思いますから、その当たり、お金のことばっかりを言うんじゃないですが、やっぱり市内の雨漏りや、きょうまで問題になっております耐震後の第二次診断や補修、そういうものと兼ね合わせて、みんなが納得するような、ここまでになれば、どうしても要るんであれば、学校としてはいいものになったなと言えるようなものになってもらえばいいなと思っております。

最小限というものがどの範囲なのか、お答えもいただきたいと思います。

それから、教育長にお伺いしますが、教育長とは随分やりました。小中一貫も、山里も、教員配置も、教育の機会均等もやりました。それは、児童がおれば、学校は建てなきゃいけません、法律で。教育の機会均等決められてますが、水準はどうするのかというのも重要な問題です。だから、きょうはもう、余り教育長と教育論ばっかりをやる気はありませんが、この、今、説明された生きる力の源となる国語教育ですか、読解力とか、想像力、表現力、これを1週1時間ぐらい、系統的に教育していくという過程の中で、これはあれでしょうかね。文科省のモデル校指定にこういうものがなれるんでしょうか。

そのこと、私、余り理解できないんですが。

この国語力というのは、今、大学生なんかも電車の中でイヤホンつけて、便利な機械を持って、耳から夏目漱石読む時代ですから。日本の学生そのものに、国語をどうするかと。

一方では、国語をやめてアルファベットだけでいいじゃないかという理論もありますわね。

そういうことからして、生きる力ということで、国語力が大事だと思いますけれども、こういうことでモデル指定を受けたら、どういう効果があるんでしょうか。

それから、山里留学は、今も言いましたが、なかなか難しそうですね。いろいろ理論はかみ合いませんけれども、財政的には、今、市長に言ったように、最小規模のものを求めますが、教育長にもお伺いをしたいのは、相手方さんもあることだし、こちらから教育理論ばっかりぶつわけにもいきませんが、こちらもやっぱり、ある程度、宿毛の児童が40%ぐらいですか、行っていますから、責任もありますから、教育長ね。どういうやり方をするのか。

その中で、私は、小中一貫教育も言ってきたように、適正規模のものじゃないかと。それから、こういう留学制度にしても、モデル校指定にしても、学校をつくるためだけに理屈づけをするんじゃなしに、本当に、中にある子どもが、いい教育を受けるという。もう、デメリットを克服して、小規模のメリットを生かす教育をするという範囲で、結局、学校の規模のこともありますが、あくまでも小中一貫ずっとやるのか、一たん、実践するけれども、人数が極端に減ったと。やっぱり小中一貫をとなえても、例えばことしの1年生は1人なんですね。あの表を見て、記憶している範囲では4学級ですね、小学校は。一番少いのは1人ですよ。

12年間、この子に、山里から来ない。ほかから来なかつたら、9年ですね、1人で行くんですね。同級生なしで。で複式で教える。この子に語学力、読解力、生きる力をつけるといつても、私はすぐには納得できませんが。少し無理があるんじゃないかな。

だから、せめて学校をつくるときに、そうい

う教育論、立派な理想はあるでしょうけども、現状に合うような、その教育環境で教えながら、どうしてもいかんときには、中学生はやっぱり統合した方がいいなというときには、そういうふうな流れの中で、将来、そういうこともあり得るということを想定して、じゃあ、この規模の学校が、教育上、最も望ましいんじゃないとか、いうような議論を、向こう、森岡教育長ですか、膝を交えて熱心にやってもらいたいんですね。

その結果、教育理論と規模と、決めたものを3月の議会に出していただきたいと、このように思っております。

再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

小松製作所のお話でございます。宮本議員おっしゃるとおり、小松栗津工場から製品を出荷するのに、金沢港から出して、そして室蘭港から北米の方に出しているというふうなことでございましたので、この室蘭のかわりを宿毛湾港ができるかということでございまして、私もぜひ、その辺は来ていただきたいというふうに、小松へ行って申し上げたことを覚えておりまして、ぜひそういうふうになれば、非常にいいなと。

ただし、ここからの外交航路という形の船というもののセットを、まずしなきやいけない。それから、コストの問題がございまして、実は、先だって行ったときに、コストどれだけかかるというの、表にしてちょっといただいたわけでございますが、やはり宿毛の方に製品を持ってきて、ここで例えば組み立てるとかいうことも検討していただきました。

そうしますと、ちょっとやっぱり、コスト的に高いというふうなことでございました。

ここに工場を、例えば持ってきますと、今、栗津工場の方も、あそこに工場がございまして、真ん中に。その周辺に下請、部品工場がずらりと並んでいると。もし、工場を持ってくるようだと、そういう部品工場も全部行かなきやいけないということになりますて、非常にこれは、現実的に無理じゃないかというお話はいただきました。

そういう、現実的には無理なことは申しませんが、小松関連会社というのは、まだまだ非常にたくさんございますので、我々としては、明太郎さんの出身地でございますし、この宿毛湾港という水深マイナス13メートルの岸壁が、これからフル活用できるんだという特異性がございます。

そういうことで、ぜひ、高橋工場長にも、ぜひ小松関連で結構でございますので、この土地を活用していただきたいというふうに、この間も申し上げてまいりました。

検討はしていただけていると思いますし、これからも少し、我々も小松さんの中身を少し見た上で、どういったものがふさわしいかということを具体的に、例えば手を挙げるとか、こういうふうな具体性を持って、お話ができるようなことを、これから取り組んでいかなきやいけないのかなと、こんなふうに思っております。

それから、次に、アウトソーシングのお話で、具体的に給食センターとか、ごみ収集業務にはNPOというふうにお話ございました。

こういった業務につきましては、特定非営利団体でございますNPO、この方々を受けていただけるように、例えば組織化を手伝うとか、それからNPOの育てていくことが、まず大切なというふうに思うわけでございます。

一応、調理のことにつきましても、プロフェッショナルがります。それからごみ収集についても、合理的にやらなきやいけないというふ

うなことでございます。

また、ごみ収集につきましては、宮本議員から、事例としていい事例もお聞きしました。

そういうこともさりながら、私自身も、市民の皆様にこの場を借りまして、ごみ分別をぜひやっていただきたいということを申し上げたいわけでございます。

というのが、今の溶融炉に、今運んでおります。これは、何でも燃やせるからといううたい文句がございまして、ここの溶融炉が、今、実は満杯なんです。何でも突っ込みますので、非常に熱効率が悪いということと、何でも持っていくものですから、エネルギーが非常に限界に達しているというところでございまして、そのためにはどうすればいいか。この、何でも入れて持っていくもんですから、ごみ収集に払う金、クリーンセンターへ払う金がすごく高額になってきております。

そういうことで、市民の皆様が分別収集して、例えば紙は紙、こんな紙1つでも、例えば資源ごみになりますので、この紙1つでもくしゃくしゃにして捨てて、ごみの、クリーンセンターへ持っていくんじやなくて、置いといて、資源ごみで出していただきたい。そうしますと、ごみの量が減ります。減りますと、財政的な負担というものが、非常に少なくなってくるわけでございまして、そんなこともぜひ、この宮本議員の質問の場を借りて、お願いをするということでございます。申しわけございません。

こういった形で、NPOを育てていく。そして、我々が今、集中改革プランで民間委託していくというものにつきましても、NPOという形のものがとれるものにつきましては、そういう検討でやっていきたいと、このように思っています。

それから、次に風力発電のことです。いいご示唆をいただきましたので、四電とまた

詳しいお話をさせていただきたいと、このように思いますので、ご了解願いたいと思います。

それから、篠山小中学校の件でございます。議事録関係は、ああいう形で今までなくて、ただ、恐らく愛南町になりましてからは、議会の中でもいろんなお話をされたということでございまして、そういう話も受けて、私、これ一定、愛南町にも協力をしなきゃいけない。お互いにやっているからというふうな発言をさせていただいたわけでございます。

この上は、経費を削減に努めるということでございます。最小限といったの、どの範囲かということでございまして、宮本議員からご提案もございましたが、私が先ほど申し上げましたのは、経費を最大限に抑えていくという意味での最小限といったことでございますので、例えば、今、議員からご提案ございました中学校のみは統合でどうかとか、いう形での規模縮小ということでの発言ではございませんでしたので、そこの点はご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、宮本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のモデル校に取り組んで、どのような効果を上げようとしておるのかということなんですか? これは、モデル校ということよりも、指定事業として、生きる力を育むための指定事業と、こういう押さえ方をしてほしいと思います。

現在、文部省の方に、国の方に、この指定、18年度受けたいと、こういう形で受けたいということで、事業の申請をしております。

多分、そういうことでございますので、認可されてくるのではないかと、こういうように思っております。

そこで、そういう事業を受けながら、この篠

山小中学校における今後の取り組みなんですが、まず1つは、その事業を受ける、生きる力を身につけるために受けると、こういう考え方の点で、生きる力というのは、みずから考え、判断し、行動できる、そういう力と、こういう押さえ方ができるかと思います。

そこで、そういう取り組みを、篠山小中学校幾つか、6点上げておりますので、それをご紹介してよろしいでしょうか。

まず、1点目は篠山小中学校では、へき地小中併設校として、伝統的に運動会、文化祭等の学校行事を合同で実施しているが、行事や総合的な学習の時間を持ち、持ち方等を工夫して、異年齢の縦型集団活動の良さを生かした教育活動を進めていきたいと。

2つ目として、小中学校の教職員の相互の事業参加などにより、小学校高学年の教科担任制、中学校技能教科担任制の小学校での指導、小学校での英語指導、中学校での補充学習への小学校教育の参加など、きめ細かな指導体制を構築し、指導に当たると。

小学校1年生から中学校3年生まで、教科、読書科を新設し、9年間の系統的な指導により、生きる力の源である読解力を身につけさせ、想像力や表現力の向上を図ると。

それから、もう1つ、紹介しておきたいと思いますけれども、生徒指導面でも、小中一貫のよさを生かし、教職員間の共通理解、共通実践による中一ギャップを初めとする生徒指導上の課題を克服することができると、こういう効果があるということです。取り組みによってですね。そういうことでございます。

それから、中学校の方での人数が少なく、将来、22年は8名くらいになるということで、施設面での工夫というか、そういうものを考える必要があるのではないか。そういう見通しを考えた改築ということだろうと思うんですが。

この20日に、そういったことについて、なお検討をするように、宿毛教育委員会と愛南町の教育委員会で話し合いを、先ほど、議員も言われたような面の話し合いを、詰めをしていくようにしておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再々質問になりますが、小松市との、市長、関係の中で、ちょっと言い忘れてましたが、この間、小松市議会運営委員会が宿毛市に来られましたね。浅野議長を初め、七、八名の方と、我々も食事をする。市長も同席しましたが、会を持つことができました。

これも、市長が行ったり、我々も行ったり、いろんな経過の中で、議会運営委員会が宿毛市を選んでくれたんではないかと。

竹内明太郎さんの縁で、親交が深まりつつあるんですが、その中で、浅野議長が、ぜひ姉妹都市にということも検討しようじゃないかという話がございましたので、これは、私どもからすれば、願ってもないことじゃないかと思うんですね。

小松市議会の方も、長老がおりまして、我々が行ったときも、ロシアの名前も覚えれんようなこと姉妹都市になるよりは、宿毛の方がええぞと、非常に後押しもしてくれましたから、こういうことも含めて、議会も行政も、そしてライオンズクラブなんかも交流をしてくれて、「椰子」にも同伴で40名ぐらいが来てくれたと。めったないことですから、こういうことを機会に、宿毛市の産業振興のためにも、また、観光の面でも、いろんな面でも役に立つと思いますから。相手の方がでかいまちですから、何とかそれを結んでいただけるような努力をしていただきたいと思います。

この姉妹都市の件については、ご返答をいただきたいと思います。

それから、今の学校の関係は、中学校を統合するということではなくて、最小限というのは、私も答弁の中からも理解しております。

その中で、これをどうせよ、こうせよということは言えませんが、プールなんかも補修で済めば、まだ減額にもなると思いますし、天井の高さは、柱が3メートル物で30センチ切ったところで、内壁、外壁の少しの安さにはつながっても、手間もかかるし、そう減額もできんというのも聞いておりますから、やっぱり規模の問題についても、再三言うようですが、含めて話していただきたいと思います。

それから、教育長、その指定事業というの、これは教育、篠山をどのようにするかという、それはわからんでもないんですよ。ただ、今言ったように、20日の日に話があるそうですから、それで話を進めて、私なんかの思いもおわかりいただけたと思いますので、そういう方向も加味して、お話をもらいたいと思いますが。

あのね、ちょっと時間ありますから、1つ紹介しておきますがね、ここへ高知工科大の先生の塚原和幸さん、ご存じですかね。この方が、「過疎地域への新広域学校システム導入の提案」という本を出してまして、私もこれ、長つたらしいんですけども、ずっと、ひまにさせて全部読んだんですよ。

そうすると、書いていることは非常にわかりにくい面もありますけれども、痛烈な批判も1つあるんです。

過小規模における学習環境の悪化の最大の犠牲者は、そこに暮らし、学ぶ子どもたちであるという現実を直視せねばならない。教育環境を懸念する保護者が、地域を離れていく世帯移動という社会現象を引き起こす、負のスパイラルに陥っておると。こういうことからすると、新広域学校システムというのは、ある一部の自治体の中で、町村がありますわね、5つ、6つ。

すべて過疎化していると。

その、立地的に中心部にすべての学校を1つにまとめて、全寮制にして、土日は必ず親元に帰すという通学制を加味しながら、効率的な教育をすることが、その過疎地域全体を守っていく1つの方法であると。

定住もするし、職業もそこにある。学校教育も安定をすれば、親御さんが安心をすると、こういうシステムで、高知県が初めて文科省からモデル指定を受けようとしておりますね。

こういう例もありますから。それで、この本の中に、私も、ああ、そうかと思うのがございまして、スクールという言葉は、学校と訳しますけど、語源は群れということだそうです。群れを成す。

辞書で引いてみると、スクール・オブ・フィッシュというのがありまして、メダカの学校や魚の学校じゃないんですね。スクール・オブ・フィッシュは、魚の群れというらしいんですよ。魚探にかかる群れは、外人はスクール・オブ・フィッシュがいると、こういうらしいですから、やはり、ある一定の群れを成した学校がいいとは思いますが、そのデメリットを克服して、きめの細かい指定を受けるような事業をするということですから、なお一層、慎重に宿毛市の教育方針を出して、お話を始めていただきたいということで、市長は姉妹都市の関係ございますから、教育長、そのことについての決意を、一言言ってもらえますか。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再々質問にお答えします。

小松市との関係でございます。

今、ようやく、人と物がそろそろ交流をしてきました。姉妹都市を結ぶに当たっては、やはり人と物の交流が頻繁にあってしかるべきというふうに思っておりますし、私どもも、小

松市にお伺いしまして、規模は格段に大きいわけでございますが、できれば、宿毛市はまだ、姉妹都市提携をどこともしております。そういうことも含めまして、姉妹都市をできる要件というものが、やっぱりあろうかと思いますので、私はまず、ことし、小松市にお伺いしましたときには、小松市長と話をさせていただきまして、ぜひとも、人と物の交流をどんどん深めていただいて、これを機会に。そういうことで、最終的に姉妹都市というのが提携できればいいなというふうなことでございますので、要件とか、いろいろまた調べまして、本当に手を握って、一緒に活動ができるというふうなことにしてまいりたいと、このように思っております。

それから、篠山小学校の規模の問題でございます。今のご提言とかも受けまして、また相手とも話もさせていただきたいと、このように思います。

ちなみに、今、宮本議員が示された本につきましては、私も読ませていただいております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 宮本議員の再質問にお答えをします。

今、ご紹介をしていただきました工科大の先生のお話ですけれども、これは、私も実は昨年度、高知県内の教育委員の集まりがありまして、そこでお話を聞いたことでした。

うちも、統合のことも考えていかにやいかんと、こういうようなことで、ぜひ先生のそういう考え方を大事にして、取り組みをしていきたいなど、そういうように思っておりますし、宮本議員からも紹介も受けましたので、しっかりと、このご提言を大切にして、今後の取り組みに生かしていきたいと、こういうように思っております。よろしくお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） そろそろ時間になりました。教育長からのお話は、ちょっと、私は矛盾して聞こえたんですが、国語の読解力の問題でしょうか。よく読んだそうでございます。

ぜひ、小松さんとの縁を深めて、宿毛の産業振興に役に立つように、市長に努力してもらいたいと思います。

蛇足になりますが、この間の長崎造船所、これは三菱弥太郎さんの右腕といわれた方が、宿毛市の、梓さんのおじさんにあたる小野義真さんでございまして、そのことも、三菱の風力の開発事務局と話をしましたが、全く知られておりませんでした。

義真さんは、東北鉄道をつくり、後に東北本線に譲った宿毛の有名な方でございますが、明治時代には渋沢栄一の少し前に生まれた方だと思いますが、日本の殖産興業、岩崎弥太郎が三菱で発展したもとを築いた方でございますので、義真さんは、明太郎さんと姻戚関係ですから、おれのことはいいから、長崎と姉妹都市になるよりは、小松とやれと言っているように聞こえますので、どうぞ頑張っていただくよう、これで一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

午後 2時44分 散会

平成 17 年
第 4 回宿毛市議会定例会会議録第 4 号

1 議事日程

第 8 日 (平成 17 年 12 月 14 日 水曜日)

午前 10 時 開議

第 1 議案第 1 号から議案第 24 号まで

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 号から議案第 24 号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員 (17 名)

1 番 浅木 敏君	2 番 中平富宏君
3 番 有田都子君	4 番 浦尻和伸君
6 番 寺田公一君	7 番 菱田征夫君
8 番 宮本有二君	9 番 濱田陸紀君
10 番 沖本年男君	11 番 西郷典生君
12 番 岡村佳忠君	13 番 佐田忠孝君
14 番 田中徳武君	15 番 山本幸雄君
16 番 中川貢君	17 番 西村六男君
18 番 岡崎求君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員 (1 名)

5 番 菊地 徹君

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
兼庶務係長
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長	高木一成君
兼宿毛文教センター所長	近藤勝喜君
学校給食センター所長	尾崎重幸君
千寿園長	

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

菊地 徹君から、会議規則第2条の規程により、欠席の届出がありました。

本日までに、請願2件、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第1 「議案第1号から議案第24号まで」の24議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） おはようございます。11番、質疑を行います。

私の質疑をいたしますのは、議案第1号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第7号でございます。

ページ16ページ、2款総務費、9目開発推進費の19節中村市鉄道経営助成基金負担金、これが2,330万7,000円減額になっております。

そして、四十万市鉄道経営助成基金負担金、これが2,213万4,000円となっております。これ、名前が変わって、こういう出し方になったのではないかと思うんですが、金額も少し違っておりますので、これはどういうことでこういう処置をしたのか、お聞きをいたします。

続いて、ページ20ページ、第3款2項3目、私立保育所運営費であります。13節の宿毛保育園が646万4,000円減額をされて、大

島保育園に1,342万円が増額されております。どういうわけで、こういう形になったのか、お聞きをいたします。

そして、19節の負担金補助金及び交付金であります。

これは、宿毛保育所が252万6,000円増額されて、大島保育園が664万5,000円減額しておる。この内容について、ご説明を願います。

続いて、32ページ、10款の災害復旧費、第3項の文教施設災害復旧費であります。1目15節の工事請負費106万6,000円、小筑紫小学校校舎屋上シート防水工事費であります。この106万6,000円は、どういう工事をされようとしておるのかについて、お尋ねいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 企画広報課長。

○企画広報課長（小松宣男君） 企画広報課長、11番議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算7号の、16ページ2款1項9目の19節の中の、中村市鉄道経営助成基金負担金の減額と、四十市に名前を変更いたしまして出す負担金の額の変更でございますが、この件につきましては、土佐くろしお鉄道株式会社に課せられます固定資産税額にあたるものと、中村市鉄道経営助成基金負担金として支出しているものでありますが、当初予算におきましては、額が確定していないために、前年度を参考にして、暫定で予算を組んでおりました。

これが確定いたしましたので、その金額を減額をしようとするものでありますが、あわせて中村市が合併したために、名称も変更して、出すものであります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、西郷議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算の、ページ20ページでございます。

3款2項の3目私立保育所運営費の13節委託料の、宿毛保育園に646万7,000円減額で、大島保育園に1,342万の増額の理由でございます。

これにつきましては、当初、宿毛保育園につきましては、延べ人数、保育園に措置する人数ですが、1,824人ということで、委託料を決めておりました。その額が8,745万1,560円ということで、当初予算の方では組んでおりましたが、現在の状況、そして今後の見込み等を精査しまして、延べ人数で1,686人になるのではないかということで、委託料を再計算いたしますと、8,098万4,190円と。その差額646万7,370円になるわけですが、今回、646万7,000円を減額させていただいております。

それから、大島保育園につきましては、当初見込みで延べ人数が804人、委託料が4,705万4,220円、今後の見込額といたしまして972人となるようになってまして、その委託料の見込みが6,047万4,220円。その差額1,342万円、この額を今回、補正計上させていただいております。

それから、同じく3款2項3目の19節負担金補助及び交付金でございますが、今回、トータルで411万9,000円減額をさせていただいております。

これについては、宿毛保育園が252万6,000円増額、それと大島保育園が664万5,000円の減額でございます。

この内容についてでございますが、先ほど、13節の委託料の増額と、それから大島保育園の増額と、宿毛保育園の減額ということで説明

させていただきましたが、宿毛保育園につきましては、先ほどの運営費委託料が減額になったために、今回、補助金を増額しなければならなくなつたということでございます。

それから、大島保育園につきましては、児童がふえまして、委託料がふえたということで、減額になるということでございます。

同額になってないという、13節の委託料と同額になってないということにつきましては、やはり委託料をそのまま減額できないということは、保育児童がふえれば職員も雇わんといかなくなつたりしますので、その臨時職員をふやしたりとか、それから、一般生活費いいまして、給食費とか、それから、それに伴う保育園のいろんな事務の費用と、そういうものが要りますので、同額にはなりません、ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長、西郷議員さんの質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第7号の32ページでございます。文教施設災害復旧費の小筑紫小学校校舎屋上シート防水工事106万6,000円についてであります。

この工事費は、先の9月6日に台風14号が襲来しまして、その折、昭和60年に施工しておりました屋上の防水工事、防水シートが、この台風によってはがれたということで、国庫補助の負担を受けまして、改修をすると。ちなみに、国の負担金は3分の2と、71万6,000円ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 大変詳しくご説明いただきました。よく理解できましたので、これをもちまして、質疑を終了いたします。

○議長（岡村佳忠君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、質疑をさせていただきたいと思います。

私の質疑する対象は、議案17号1件でございます。

今議会におきまして、いわゆるアウトソーシングというか、市のいろんな行政を、行政事務について、指定管理者制度に基づいて、指定管理者の指定を議会にはかる案件が、議案第15号から18号まで4件出ているわけでございます。それぞれ複数の希望で審査を、複数の希望者に対しての審査し、選択したもの。あるいは、もう1社を指定したもの等4件あるわけなんですが、その中で、17号については、今まで、宿毛市行政においても、非常に課題でございました「椰子」の運営ということについてでございますので、特にこの点につきまして、お聞きしておきたいなど。

委員会でそれぞれ審議もあるうかと思いますけれども、一般質疑というか、そういう形でお聞きいたします。

まず、5社、市内4社、市外1社というような形で、今回、議案として出されているのは、いわゆる株式会社くりはらが指定管理者になったということでございますが、その選定における経過についての概略、概要をお聞きいたしたいと思います。

そして、今まで、「椰子」の運営につきましては、利用客がだんだん減少すると、あるいは内部的にいろいろ改修を要するものとかいう形あたりしながら、各予算の段階、あるいは決算の段階等でも、「椰子」をどうすりやよという心配が、ずっと議会の中でもつきまとってきたわけなんですが、今回、くりはらが指定管理

者として、今後、運営していただけるということならば、非常に民間感覚、経営感覚でやっていかれるということで、本来、設置目的の、まさに国民、あるいは市民の福祉と、その一端である保養とか休養の場という形で充実させていただければありがたいなと思うと同時に、今まで、大変、苦しい経営の中で、こういう局面を迎えたわけでございますので、今後、くりはらが受けてやる中で、うまくいっていただきたいなという思いが強いわけでございます。

そうした中で、そうすると、今まで課題であった内部的な改修等、募集要項には、その対応方いろいろ書いておるわけですけれども、例えば、ずっと以前から、閉鎖状態じゃないかと思うんですが、家族ぶろが、ひびが入ったり壊れているというようなこと。あるいは、冷暖房関係は、直されたとはお聞きしますけれども、いろいろ改修を要する状況の中で、今、あるという中で、4月からくりはらが運営することになると、その間、そのあたり含めて、今後どうしていくのかなと。

改修費用につきましては、募集要項の中で、管理基準の中で、あるいはその経費分担の中で、50万以下のものについては、新たに受ける指定管理者が対応するけども、それ以上の大きな改修等については、市長と協議するという形の募集要項の内容になっているようでございます。

せっかく、踏み出していくということならば、現在ある、いろんな欠点を改修するのみでなく、いわゆる業者として、今後、どういう取り組みをして、利用客をより入れ、採算とさせていくかと、とっていくかということも念頭にあろうかと思います。

そういうことを含めまして、新しい取り組みについては、じゃあ、新たに1,000万の改修をしたいということになったときに、要綱からいうと、新たな負担がまた、市の方にかかる

てくるということも、今の要綱を見る限りでは、そういう可能性も伺われるわけなんで、そういう今後の新しい取り組みについては、どういう形になるのか、そういう改修と新しい取り組みについての経費関係について、お聞きいたしたいと思います。

そして、3点目といったしまして、宿毛市がせっかくここまで建築してやってきたわけなんですが、市の施設ということには変わりございませんですから、そうすると、あれを動かすということについては、やっぱり宿毛市、いわゆる地元を重視した形の運営をしていただきたいなと思うわけでございます。

そうしたときに、先般、いろいろお客様が来られたときに、食事の関係のクレームとか、いろいろお聞きしたというような話も聞いておりますけれども、宿毛市の鮮度のいい品物を、いかに使うかということで、またその存在性も高めていただきたいし、宿毛市民のそういう一次産業の、いわゆる食料品を供給する人たちに、あこへ納めさせてもらっているという形で、1つの消費の場所があるという形で対応していくだきたいなということで、いわゆる地場産品を使うことについての話が、この選定の過程にあったのか。

例えば、評価の関係の中に、宿毛市に対する愛着が感じられるかとか、いう形も1つの評価基準の中にはあったようでございますので、それらを含めまして、そういう地元産品をどうするかということも、協議の中にはあったんじゃないかなと思うんで、そのあたりについてもお聞きいたします。

地元重視の関係につきまして、产品とはまた別に、この人的なものでしかれども、項目の中に、人員の確保及び人材の育成という項目がございますけども、現在、あこで働かれている方々、公社の職員という形で今まで働いていた

だいたいわけですけれども、新たな経営者ということになれば、いろいろ条件は異なってこようかとは思いますけど、そのあたり、継続雇用についての協議等、どのようになされてたのかなということについて、お聞きいたします。

そして、先ほど言いました地元産品との関係ですけれども、要は、宿毛の物をいかに売るかという発想からしましたら、お客様等が、いわゆるコックさんというか、職員さん、この品物がおいしかったよというようなときに、ああ、フロアの直販所で売っていますから、ぜひとも買って帰ってくださいやというような、產品の直売的なものもやっていけば、より宿毛市にとっての存在感のある施設ということになろうかと思いますけど、そういうことについて協議がなされたか、なされんかったら、今後、どのように、そういうあたりを深めていくのか、そういうことについてお聞きいたします。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） おはようございます。商工観光課長、14番、田中議員の質疑にお答えをいたします。

ご質問につきましては、議案第17号、宿毛市国民宿舎「椰子」の指定管理者の指定関係につきまして、たくさんの方にわたりましてご質問をいただきました。

まず、最初に国民宿舎「椰子」を所管いたします私ども商工観光課といたしまして、先ほどご指摘のとおり、国民宿舎「椰子」につきましては、だんだんに売り上げが減少いたしている中におきまして、今回、大きな思いを持ちまして、5社からの応募をいただいた状況にございまして、心からなる敬意と感謝の意を、まずもってあらわさせていただきたいと思います。

さて、選定に当たる経緯につきましては、去る11月21日に開催がなされました議員協議会の席上におきまして、選考審査を担当させて

いただきました、正式名称「宿毛市国民宿舎指定管理者候補者審査選定委員会」の設置要綱、並びに同委員会におきまして設定をいたしました審査評価基準表、並びに同委員会の開催経緯等を資料といたしまして、ご提示申し上げる中で、選定経緯について、ご説明を申し上げた経緯にございます。

当然のこととして、厳正審査を旨として、助役を委員長といたします市役所内部組織としての5名の審査員によりまして、5社から提出がなされました事業計画書等々の書類審査はもとより、申請企業からのプレゼンテーションの聴講及び聞き取り調査をもちまして、先ほど申しました審査基準表に基づきまして、審査員5名が、独自採点をいたしまして、それをもちより、その集計結果におきまして、最高点を獲得いたしました企業が選定をなされた経緯にございます。

同委員会といたしましては、同委員会の設置要綱5条の規定に基づきまして、最高得点を獲得いたしました株式会社くりはらを、市長に推薦申し上げまして、その結果におきまして、今議会の選任議案の候補者として計上がなされている状況でございます。

集計結果における上位数社につきましては、それぞれすばらしい事業計画をもちまして、応募いただいた経緯にございます。

また、その中であります、株式会社くりはらにつきましては、当該事業計画はもとより、プレゼンテーション時における真摯、かつ熱にあふれた姿勢が、各審査員の大きな評価を受けたところでございまして、それら総合評価の結果におきまして、株式会社くりはらを候補者として選定を申し上げた経緯にございますので、何とぞよろしくお願いします。

指定管理者の指定方法につきましては、議員既にご承知のことと存じますけれども、当然の

ことながら、議会の皆様方のご承認は必要いたしますけれども、ふたつの方法がございます。

市長の直接指定、及び公開公募と。国民宿舎「椰子」につきましては、先ほど、田中議員がご指摘のとおり、広く民間企業の活力とノウハウを活用する目的を持つことと同時に、厳正な選考を期する意味におきまして、公開公募による選定を実施した経緯にございますので、あわせてご理解も賜りたいと存じます。

なお、当然のことながら、もちろんのこと、議会のご承認をいただくことが、これ前提でございますが、株式会社くりはらといたしましては、皆様ご承知のとおり、総合スーパーでございます。「椰子」で扱うすべての商品は、ほぼ完備している状況でございますが、先ほどご指摘の地産地消含めて、地産他消をスローガンに掲げていただいている状況にございまして、新たな農業の皆さん、また漁業の皆さんとの取引の展開も期す旨の方向性を、私どもの方にお寄せいただいている状況にございます。

また、人材の育成確保につきましては、公募をいたす段階におきまして、思いは、私ども商工観光課としての思いは、現在の「椰子」に勤務していただいている職員の皆さんを、踏襲して雇用していただきたいという思いはございましたけれども、それを公募条件として記載するということは、これは適当ではございません。

が、申請段階におきまして、希望される現在の職員につきましては、当然、面接も実施されることと存じますけれども、ほぼ、現在の状況におきまして、雇用の継続を図りたいという申し出も、既にいただいているところでございます。

また、新たな指定管理者としての運営管理の関係におきまして、施設の改造等の関係も、必然的に生じてこようと思いますけれども、これは、公募条件の関係において、指定管理者に引

き受けていただく場合の条件といたしまして、現在のままの状態をもって、お引き受けをいただくと。

ただし、現在の施設が、今後、修繕等を必要とする場合におきましては、先ほどご指摘のとおり、1件当たりの修繕費が50万以下の場合におきましては、指定管理者さん、あなたが負担してください。それを上回る金額の修繕費、修繕が必要となった場合におきましては、市長との協議におきまして、市が負担をさせていただく場合もございますよと。

また、例えば、家族ぶろであるとか、露天ぶろであるとか、現在の施設をリニューアルする場合におきましては、そのすべてを指定管理者の負担として、対応をしていただくと。ただし、その条件としては、リニューアルを実施する場合におきましては、それらの事業計画について、市長との協議を、当然のことといたしまして、必要といたしますよと。

また、指定管理者独自の負担をもって、施設の改造等が行われた場合、仮にその指定管理者がいろんな事情を持って指定管理から離れた場合の財産権の問題が生じてこようかと存じますけれども、それらにつきましても、一つひとつ のリニューアルの事業計画の関係におきまして、それらを含めた市長との協議において、リニューアルの可否につきまして、市長として決定を下すという形になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

答弁、足らない部分があろうかと思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 大変、詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

初めも申しましたように、委員会の方で、な おこれは審査にかかると思いますので、私、次

に、場合によっては聞こうかなと思ってました リニューアルした、あるいは新しい、改造した、そういうあたりのあと、解約になった場合の買 い取り請求等、どうなるのかなという心配につ いても、もう先に踏み込んで答えていただきま したので、その質問もいいかと思います。

いずれにしましても、当市の場合は、8, 8 00万の公債費、建築の、いわゆる借金が平成 27年までですか、ずっと払い続けんといかん のと。

そうした中で、今回、契約では900万の入 りという形で、実態としては、実質としては公 社の借入と、これは別なんですけれども、いわ ゆる起債については、7, 900万ずつ、毎年 出していくにやいかんという状況下で、非常に しんどい思いはするわけですけれども、5カ年 契約でございますけれども、うまく成功すれば、 また次の段階で900万が、また契約が1, 0 00万むこうという形で、いろいろまた対応も できるかと思いますので、ぜひともうまく流れ ていくように、ひとつ市としての、施設の持ち 主としてのチェックいいますか、目を光らせな がら、ぜひとも対応して、成功していくように、 よろしくお願ひ申し上げまして、質疑を終わり ます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による質 疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませ んので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち 「議案第1号から議案第8号まで」の8議案に ついては、会議規則第37条第2項の規定によ り、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第8号まで」の
8議案については、委員会の付託を省略するこ
とに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、
「議案第9号から議案第24号まで」の16議
案は、お手元に配付しております議案付託表の
とおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたしま
す。

おはかりいたします。

議案等審査のため、12月15日及び12月
16日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、12月15日及び12月16日は休
会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月15日から12月18日までの4日間
休会し、12月19日午前10時から再開いた
します。

本日はこれにて散会をいたします。

午前10時37分 散会

請　願　文　書　表

平成17年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件　　名	提　出　者	付託委員会
第3号	平成 17.12.12	食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について	団体	産業建設
第4号	平成 17.12.12	WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について	団体	産業建設

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成17年12月14日

宿毛市議会議長　岡　村　佳　忠

+

陳 情 文 書 表

平成 17 年第 4 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 39 号	平成 17.11.30	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について	団 体	教育 民生
第 40 号	平成 17.12. 5	幅多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	団 体	教育 民生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 17 年 12 月 14 日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

+

議案付託表

平成17年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務常任委員会 (2 件)	議案第10号 議案第11号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について 幡多広域市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について
教育民生常任委員会 (5 件)	議案第9号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について 高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について 高知西部環境施設組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について 高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について 指定管理者の指定について
産業建設常任委員会 (9 件)	議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号	指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について 市道路線の変更について

+

平成17年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成17年12月19日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第24号まで

（議案第1号から議案第8号まで、討論、表決）

（議案第9号から議案第24号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第3号外1件及び陳情第34号外4件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第4号まで

意見書案第1号 食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出
について

意見書案第2号 WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出につ
いて

意見書案第3号 「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出につ
いて

意見書案第4号 議会制度改革の早期実現を求める意見書の提出について

+

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第24号まで

日程第2 請願第3号外1件及び陳情第34号外4件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第4号まで

----- • • ----- • • -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- • • ----- • • -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君
総務課長 岡本公文君
市民課長 松岡繁喜君
税務課長 松田雅俊君
会計課長 夕部政明君
保健介護課長 西本寿彦君
環境課長 谷本秀世君
人権推進課長 美濃部勇君
農林課長 小島正樹君
水産課長 間和海君
商工観光課長 谷本実君
土木課長 茨木隆君
都市建設課長 豊島裕一君
福祉事務所長 尾崎幸彦君
補佐 江口日出男君
水道課長 兼下水道課長 奥谷力郎君
教育委員長 嶋統一君
教育長 西尾諭君
教育次長 兼学校教育課長 高木一成君
生涯学習課長 兼宿毛文教センター所長 近藤勝喜君
学校給食センター所長

+

千寿園長 尾崎重幸君

+

----- · · ----- · · -----

午前10時10分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第24号まで」の24議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前11時40分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号から議案第8号まで」の8議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号から議案第8号まで」の8議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第8号まで」の8議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第9号から議案第24号まで」の16議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長。

本総務常任委員会に付託されました議案は、議案第10号及び議案第11号であります。

議案第10号及び議案第11号の2議案は、幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合

規約の一部を改正する規約について並びに幡多広域市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分についてであります。

平成18年3月20日、幡多広域市町村圏事務組合の構成団体のうち、大方町及び佐賀町が合併し、黒潮町となることから、組合規約の変更及び財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重に審議しました結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第9号及び議案第12号から第15号までの5件でございます。

初めに、議案第9号、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について、ご報告をいたします。

本件につきましては、下水道法の一部を改正する法律が、平成17年11月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適當であると認め、全会一致をもって可決いたしました。

続いて、議案第12号から議案第14号までの3議案を、一括してご報告いたしますが、これら3議案については、いずれも幡多クリーンセンターを管理運営する高知西部環境施設組合に関する議案となっております。

まず、議案第12号、高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約につ

+

いては、平成18年3月20日に、高知西部環境施設組合の構成団体である大方町及び佐賀町が合併し、黒潮町となることから、組合規約第2条に規定された構成団体名を「佐賀町、大方町」から「黒潮町」に変更すること。さらに、構成団体数が、現在の7市町村から6市町村に減少することになるため、構成団体の首長・議会議長からなる組合議会議員数を、14名から12名に変更する内容についてでございます。

続く議案第13号、高知西部環境施設組合から、大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分については、大方町及び佐賀町の合併に伴う財産処分を、黒潮町に継承させようとするものでございます。

続いて、議案第14号、高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約については、平成17年度末に高知西部環境施設組合を解散し、幡多広域市町村圏事務組合に統合することに関して、解散前に事務の継承が必要になることから、その手続を規約に明記しようとするものでございます。

以上、3議案については、いずれも担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号、指定管理者の指定についてをご報告いたします。

本件については、これまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託について、民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されたことを受けて、中央デイケアセンターの管理運営を、社会福祉法人宿毛福祉会に行わせようとするものでございます。

中央デイケアセンターの指定については、本年8月10日から9月30日にかけて一般公募をしたところ、応募があったのは、これまで

管理運営を委託していた社会福祉法人宿毛福祉会のみであったとのことでございますが、決して無審査で選定されたわけではなく、5名の委員で構成された審査委員会において、厳正な審査が行われたとのことであり、これまでの管理運営を受託してきた経験をも考慮すると、社会福祉法人宿毛福祉会の指定は適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された5議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第16号から議案第24号までの9議案であります。

議案第16号、議案第17号、議案第18号は、指定管理者の指定について。

本件3議案は、本市の公の施設のうち、螢湖ゴルフパーク、宿毛市国民宿舎「椰子」及びすくもサニーサイドパークの管理運営を、指定管理者に行わせることについての、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

担当課より、指定管理者の選考経過等、詳しい説明を受けながら慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号、あらたに生じた土地の確認について。議案第20号、あらたに生じた土地の字の区域の画定について。本件2議案は、宿毛市小筑紫町田ノ浦字古小浦山1339番、及び字芝90番4地先、2, 271. 75平方メートルの田ノ浦漁港公有水面埋立竣工認可に伴い、あらたに生じた土地の確認及びあらたに生じた土地の字の区域の画定について、地方自治法第9条の5、第1項及び同法260条第1項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

担当課より、詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号、議案第22号、市道路線の認定について。本件2議案は、宿毛駅東地区土地区画整理事業区域内の道路の一部を市道に認定しようとするものであります。担当課の説明を受け、慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号、議案第24号、市道路線の変更について。本件2議案は、市道路線の変更についてであります。

議案第23号は、宿毛駅東地区土地区画整理事業区域内の市道駅東1号線の終点の延長。議案第24号は、市道正和二ノ宮線の文珠橋の架けかえ工事の完成に伴うルートの変更を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

担当課の説明を受け、慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第9号から議案第24号まで」の16議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第9号から議案第24号まで」の16議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第9号から議案第24号まで」の16議案については原案のとおり可決されました。

日程第2「請願第3号外1件及び陳情第34号外4件」の7件を一括議題といたします。

これより「請願第3号及び請願第4号」の2件について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました請願は、請願第3号及び請願第4号の2件であります。

請願第3号、食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について。

政府は、本年3月に新たに食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その計画期間を10年間とした上で、食料自給率を45パーセントに引き上げることや、担い手を明確にして、支援、施策を集中化する農業構造改革、経営安定化対策の導入、農地の有効理由の促進などを掲げている。

今回の計画は、今後の中期的な食料・農業政策の方向性を示すものであり、日本農業の再生、発展のため、食料・農業・農村基本計画の施策の推進に当たっては、食料自給率の引き上げ、食の安全、安定や環境問題などに配慮すべきであるとの請願であります。

農業を取り巻く現状は、農産物の価格低迷、

+

輸入農産物の増加、高齢化や後継者不足等で、危機的な状況にあることにかんがみ、委員会で慎重に審査をした結果、全会一致をもって採択することに決しました。

請願第4号、WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について。

1993年、合意成立したウルグアイラウンド以降、一部の輸出国が輸出を増加させる一方、輸入国及び開発途上国では、食料自給率や食料不足が拡大しており、我が国においては、農林漁業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増大など、数多くの課題が山積となっている。

WTOの農業交渉においては、農業の多目的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国、輸入国に適用されるルール不均衡の是正など、新しい貿易ルールを確立するよう求める請願であります。

委員会で慎重に審査の結果、全会一致をもって採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「請願第3号及び請願第4号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「請願第3号及び請願第4号」の2件については、お手元に配付いたしました「審査報告

書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第37号」について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第37号、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等を求める意見書の提出についてのご報告をいたします。

本件は、第3回定例会からの継続審査となっていましたが、三位一体改革をめぐる協議の末、政府からは既に国庫負担率を現行の2分の1から3分の1に変更した上で、制度を維持するとの方針が示されているため、陳情者からは、本件を取り下げたい旨の申し出がありましたので、本委員会としては、全会一致でこれを承認することに決しましたので、これをご報告いたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第37号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第37号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第34号及び陳情第36号並びに陳情第39号、陳情第40号」の4件については、各常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第4号まで」の4件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第4号まで」の4件は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第4号まで」の4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第4号まで」の4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

+

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号から意見書案第4号まで」の4件については、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る12月7日に開会いたしました今期定例会は、年末を控えまして、何かとお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、開会以来、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました全議案を、原案どおりご決定いただきましてまことにありがとうございます。

今議会はもとよりございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じまして、お寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、これから市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、今議会中に、議員の皆様に対しまして、ご報告を申し上げましたが、平成18年度、来年度を初年度といたします宿毛市の新たな行政改革大綱、及び平成17年度、いわゆる今年度

から5カ年の集中改革プランを策定いたしましたので、1月には市民の皆様に対しましてもご報告を申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、これから実行に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ことしも残りわずかとなりましたが、今月21日からは、海底掘削船の「ちきゅう」号が宿毛湾に入港いたします。年末年始にかけて、この大きな船が宿毛湾港に停泊するということがあります。

そして、年明け21日、22日には、一般公開の予定でございます。どうか、市民の皆様、議員の皆様におかれましても、この「ちきゅう」号の、新たな「ちきゅう」の船が入ってくるということでございます。ぜひごらんになっていただきたいというふうに思っております。

皆様、どうか年末年始、ご健康にご留意をされまして、ご家族おそろいで、すばらしい新年を迎えられますようにご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成17年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時07分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 山本幸雄

議員 中川貢

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第10号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第11号	幡多広域市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適 当

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 9 号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 12 号	高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第 13 号	高知西部環境施設組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適 当
議案第 14 号	高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第 15 号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第17号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第18号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第19号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適 当
議案第20号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適 当
議案第21号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第22号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第23号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第24号	市道路線の変更について	原案可決	適 当

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 3 号	食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について	採 択	妥 当
第 4 号	WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について	採 択	妥 当

平成17年12月19日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第37号	義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書の提出について	取り下げ	

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第36号	宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について
陳情第39号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について
陳情第40号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第34号	排水ポンプ機の取替えについて

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 教育問題について
 - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (3) 下水道事業の運営管理状況について
 - (4) 老人対策の状況について
 - (5) 保育施設の管理状況について
 - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年12月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 市営住宅の管理状況について
 - (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年12月19日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年12月19日

提出者 宿毛市議会議員 浦尻和伸

賛成者 宿毛市議会議員 中平富宏

〃 〃 菊地 徹

〃 〃 宮本有二

〃 〃 山本幸雄

〃 〃 岡崎 求

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書

政府は本年3月25日、2015年度を目標年次とする新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。計画期間を2015年までの10年間とした上で、食料自給率の目標を現行の40パーセントから45パーセントに引き上げることや、担い手を明確にして支援・施策を集中化する農業構造改革、経営安定対策の導入、農地の有効利用の促進などを掲げています。

今回の新たな基本計画の策定は、今後の中期的な食料・農業政策の方向を示すものです。今後の具体的な施策の推進にあたっては、これまでの、規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定、環境問題などに配慮した施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考えます。

については、「食料・農業・農村基本計画」の具体的な施策の推進にあたって、下記の事項が反映されるよう要請いたします。

記

- 1 食料自給率について、生産者と消費者の理解と協力のもと、カロリーベースを基本とした確実な自給率引き上げ施策を推進すること。
- 2 日本農業の特性を考慮し、担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として認定される者すべてを対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けて、その要件は画一的なものとせずに地域の実態に即したものとすること。
- 3 新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、面積等に関わらず、自給率向上に資することを旨として、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。
- 4 株式会社の農業参入について、農村環境や地域農業に配慮して慎重に進めること。また、株式会社の農地取得を認めるような法改正を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

内閣総理大臣殿

農林水産大臣殿

意見書案第2号

WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年12月19日

提出者 宿毛市議会議員 浦尻和伸

賛成者 宿毛市議会議員 中平富宏

〃 〃 菊地徹

〃 〃 宮本有二

〃 〃 山本幸雄

〃 〃 岡崎求

宿毛市議会議長 岡村佳忠殿

説明 口頭

WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書

1993年12月に合意成立したウルグアイ・ラウンド以降、一部の輸出国が輸出を増加させる一方、輸入国及び開発途上国では、食料自給率の低下や食料不足が拡大しています。また、わが国では、農林漁業従事者の高齢化と後継者不足、農山漁村における集落機能の低下、耕作放棄地の増大など多くの課題が山積しています。

こうしたなか、1999年7月に施行された「食料・農業・農村基本法」は日本農業の今後の基本方向を示したものであり、WTO農業交渉において、新基本法に掲げる理念及びそれを実現させるための施策が国際規律のなかで正当に位置づけられる必要があります。

このため、2000年12月、WTOに提出した「日本提案」に示される、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国・輸入国に適用されるルール不均衡の是正、消費者・市民社会の関心への配慮などに考慮した新しい貿易ルールを確立するためには、日本政府の毅然たる対応が不可欠です。

については、2005年12月、香港で開催されるWTO第6回閣僚会議において、下記の事項が反映されるよう要請します。

記

1 國土・自然環境の保全など、農林水産業のもつ多面的機能を重視した国際的なルールを確

立すること。

- 2 地球規模での受給逼迫に対処するため、各国の生産資源を最大限活用した食料安全保障システムを確立すること。
- 3 食料の安全性を確保するため、厳格な安全基準の策定と透明な表示ルールを確立すること。
- 4 国内助成のあり様は、自由な担い手の育成や地域産業の振興を妨げることのないよう幅広い国内政策が可能なルールとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
外 務 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿

----- · · ----- · · -----

意見書案第3号

「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	西村六男
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
"	"	宮本有二
"	"	沖本年男
"	"	西郷典生
"	"	田中徳武
"	"	中川 貢
"	"	岡崎 求

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施す

るため、昨年の3・2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

小泉内閣総理大臣は、「地方の意見を尊重する」との力強いリーダーシップの下、今回、地方への3兆円の税源移譲を決定されるとともに、生活保護費負担金の地方への負担転嫁阻止と施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされたことは評価するものであるが、なお、地方交付税所要総額の確保など、残された課題が山積している。

引き続き、平成16年8月に示した「地方の改革案」に沿った「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国におかれでは、平成18年度の地方税財政対策において下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税法の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 3兆円の確実な税源移譲

3兆円の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10パーセント比例税率化により実現すること。

3 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

4 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50パーセントとされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

5 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

6 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

7 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

内 閣 官 房 長 官 殿

経済財政政策・金融担当大臣 殿

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

----- · · ----- · · -----

意見書案第4号

議会制度改革の早期実現を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年12月19日

提出者 宿毛市議会議員 西村六男

賛成者 宿毛市議会議員 中平富宏

〃 〃 宮本有二

〃 〃 沖本年男

〃 〃 西郷典生

〃 〃 田中徳武

〃 〃 中川 貢

〃 〃 岡崎 求

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

議会制度改革の早期実現を求める意見書

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること。
 2. 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
 3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
 4. 議会に附属機関の設置を可能とすること。
 5. 議会の内部機関の設置を自由化すること。
 6. 調査権・監視権を強化すること。
 7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿

一般質問通告表
平成17年第4回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	2番 中平富宏君	1 宿毛湾港を利用した振興策について（市長） 2 防災（南海地震）について（市長、教育長）
2	5番 菊地 敬君	1 宿毛湾港の利活用について（市長） (1) 地球深部探査船「ちきゅう」について (2) 宿毛市・愛南町間の道路建設について 2 教育行政について（教育長） (1) 児童・生徒の安全対策について (2) 小・中学校における問題行動について 3 南海地震・津波対策について（市長） (1) 津波避難計画の策定について (2) 障害者等の避難について
3	1番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) アスベスト対策について (2) 千寿園跡地の利活用について (3) 指定管理者制度について (4) 河戸堤防への桜並木復活について (5) 悪徳商法対策について (6) 有害鳥獣対策について 2 教育行政について（教育長） (1) 通学途上の安全対策について (2) 校内暴力の一掃について (3) 学校行事での安全対策について
4	10番 沖本年男君	1 市長の政治姿勢について（市長、担当課長） (1) 平成18年度予算編成について (2) 県管理施設の運用について ア 坂本ダムの放流システムについて イ 河戸堰からの用水確保について (3) 総合運動公園の遊歩道の活用について 2 教育行政について（教育長） (1) 児童生徒の登下校の安全対策について (2) 市民体育館のトレーニング機器の利用促進について

5	6番 寺田公一君	<p>1 子どもたちが安心して成長できる宿毛市づくりについて (市長、教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児医療費の見直しについて (2) 保育園の安全対策について (3) 小・中学生の安全確保について (4) 今後の教育ビジョンについて <p>2 地上波デジタル放送に対する対応について (市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スワンテレビの対応について (2) 視聴ができなくなる地域に対する対応について
6	9番 濱田陸紀君	<p>1 名誉市民の推薦について (市長)</p> <p>2 広報「すくも」への慶弔の掲載について (市長)</p>
7	8番 宮本有二君	<p>1 政治姿勢について (市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の公約について (2) アウトソーシングについて (3) 風力発電の設置について <p>2 篠山小中学校改築計画について (市長、教育長、担当課長)</p>

平成17年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成17年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2 号	平成16年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 3 号	平成16年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 4 号	平成16年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 5 号	平成16年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 6 号	平成16年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 7 号	平成16年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 8 号	平成16年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 9 号	平成16年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第10号	平成16年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第11号	平成16年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第12号	平成16年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第13号	平成16年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第14号	平成16年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 7日	認 定

議 案（平成17年第4回定例会提出）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成17年度宿毛市一般会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 2 号	平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 3 号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 4 号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 5 号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 6 号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 7 号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 8 号	平成17年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 9 号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条件について	12月19日	原案可決
第10号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第11号	幡多広域市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	12月19日	原案可決
第12号	高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第13号	高知西部環境施設組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	12月19日	原案可決
第14号	高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	12月19日	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	12月19日	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	12月19日	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	12月19日	原案可決

第19号	あらたに生じた土地の確認について	12月19日	原案可決
第20号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	12月19日	原案可決
第21号	市道路線の認定について	12月19日	原案可決
第22号	市道路線の認定について	12月19日	原案可決
第23号	市道路線の変更について	12月19日	原案可決
第24号	市道路線の変更について	12月19日	原案可決

請　　願

受理番号	件　　名	議決月日	結　　果
第　3号	食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について	12月19日	採　　択
第　4号	WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について	12月19日	採　　択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第37号	義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書の提出について	12月19日	取り下げ